離島等供給約款変更届出書

令和５年５月 19 日

北海道電力ネットワーク株式会社

離 島 等 供 給 約 款 変 更 届 出 書

北 ネ 企 第 6 号
令和５年５月 19 日

経済産業大臣　西 村　康 稔　殿

札幌市中央区大通東１丁目２番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長　藪 下　裕 己

電気事業法第 21 条第１項の規定により，次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙　離島等供給約款のとおりであります。
実施期日	令和５年６月１日

別　紙

離島等供給約款［低圧用］

令和５年６月１日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1

2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1

3　定　　義 …… 1

4　単位および端数処理 …… 2

5　実　施　細　目 …… 3

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み …… 4

7　需給契約の成立および契約期間 …… 4

8　需　要　場　所 …… 5

9　需給契約の単位 …… 5

10　供 給 の 開 始 …… 5

11　供 給 の 単 位 …… 5

12　承 諾 の 限 界 …… 6

13　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別 …… 7

15　定　額　電　灯 …… 8

16　従　量　電　灯 …… 9

17　時間帯別電灯（ドリーム８（エイト）） …… 14

18　３時間帯別電灯（ｅタイム３（スリー）） …… 16

19　臨　時　電　灯 …… 18

20　公 衆 街 路 灯 …… 21

21　低　圧　電　力 …… 24

22　臨　時　電　力 …… 26

23　農 事 用 電 力 …… 28

24　融雪用電力Ａ（ホットタイム１９（イチキュー）） …… 29

25　融雪用電力Ｂ（ホットタイム２２（ニニイ）） …… 31

26　融雪用電力Ｃ（ホットタイム１９（イチキュー）エコ）　…… 34
27　融雪用電力Ｄ（ホットタイム２２（ニニイ）エコ）　…… 36
28　融雪用電力Ｌ（ホットタイム２２（ニニイ）ロング）　…… 39

Ⅳ　料金の算定および支払い

29　料金の適用開始の時期　…… 42
30　検　　針　　日　…… 42
31　料金の算定期間　…… 42
32　使用電力量の算定　…… 43
33　料 金 の 算 定　…… 44
34　日　割　計　算　…… 44
35　料金の支払義務および支払期日　…… 44
36　料金等のお知らせおよび請求　…… 45
37　料金その他の支払方法　…… 46
38　延　滞　利　息　…… 47
39　保　　証　　金　…… 47

Ⅴ　使用および供給

40　適正契約の保持　…… 49
41　力 率 の 保 持　…… 49
42　需要場所への立入りによる業務の実施　…… 49
43　電気の使用にともなうお客さまの協力　…… 50
44　供 給 の 停 止　…… 50
45　供給停止の解除　…… 51
46　供給停止期間中の料金　…… 51
47　違　　約　　金　…… 52
48　使用の制限または中止　…… 52
49　損害賠償の免責　…… 52
50　設 備 の 賠 償　…… 52

Ⅵ　契約の変更および終了

51　需給契約の変更　…… 54
52　名 義 の 変 更　…… 54

53　需給契約の廃止 …… 54
54　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 …… 54
55　解　　約　　等 …… 57
56　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 57

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

57　供給方法，工事および施設 …… 58
58　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 58

Ⅷ　保　　安

59　保 安 の 責 任 …… 60
60　調　　査 …… 60
61　調査に対するお客さまの協力 …… 60
62　保安に対するお客さまの協力 …… 60
63　検査または工事の受託 …… 61
64　自家用電気工作物 …… 61

附　　則 …… 62

別　　表 …… 99

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

(1)　当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款［低圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2)　この離島約款は，次の離島に適用いたします。

礼文島，利尻島，天売島，焼尻島，奥尻島

2　離島等供給約款の届出および変更

(1)　この離島約款は，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2)　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。

3　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　低　　圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2)　高　　圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(3)　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4)　小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5)　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6)　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7)　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8)　契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9)　契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10)　契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11)　貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12)　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(13)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

4　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2)　契約容量の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3)　契約電力の単位は，1 キロワットとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，21（低圧電力）

(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キロワットといたします。

(4)　使用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(5)　力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(6)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実　施　細　目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

(1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間ならびに料金の支払方法

(2)　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(4)　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1)　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2)　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいいます。)

の末日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

(1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄ，融雪用電力Ｌ

(2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯または３時間帯別電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合

10　供 給 の 開 始

(1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2)　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供 給 の 単 位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気

方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12　承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	
	3時間帯別電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	臨時電力	
	農事用電力	
	融雪用電力	A
	融雪用電力	B
	融雪用電力	C
	融雪用電力	D
	融雪用電力	L

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	93 円 50 銭

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	128 円 61 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	239 円 65 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	461 円 68 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	683 円 74 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,127 円 83 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	563 円 92 銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	416 円 96 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	761 円 32 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	380 円 66 銭

(5) そ の 他

当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従量電灯Ａ

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。

(ﾛ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，5アンペアといたします。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の9キロワット時まで	403円70銭
電 力 量 料 金	上記をこえる1キロワット時につき	35円44銭

(2)　従量電灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	374 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	561 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	748 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,122 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,496 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,870 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,244 円 00 銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 44 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41 円 73 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 45 銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	403 円 70 銭

(3) 従量電灯Ｃ

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(イ)に該当し，かつ，(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社または当該配電事業者の供給設備の都合で

やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契 約 容 量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	35 円 44 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１キロワット時につき	41 円 73 銭
280 キロワット時をこえる１キロワット時につき	45 円 45 銭

17　時間帯別電灯（ドリーム8（エイト））

(1)　適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2)　契 約 容 量

イ　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。ただし，お客さまが希望され，かつ，当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

また，お客さまが希望され，かつ，電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，その制限される電流値にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　別表５（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の(ｲ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が(ﾛ)によってえた値以上となる場合は，(ｲ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

(イ)によってえた値 ＋ (ロ)によってえた値 × 0.1

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

なお，お客さまが希望され，かつ，夜間蓄熱型機器以外の機器について，当社または当該配電事業者の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，(イ)の値は，イに準じて算定いたします。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ 基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,680円80銭

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,728 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	382 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ)　昼間時間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 47 銭
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46 円 19 銭
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	50 円 71 銭

(ロ)　夜間時間

1 キロワット時につき	25 円 83 銭

(5)　そ　の　他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　3 時間帯別電灯（ｅタイム3（スリー））

(1)　適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2)　契 約 容 量

契約容量は，時間帯別電灯に準じて定めます。

(3)　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　午 後 時 間

毎日午後 1 時から午後 6 時までの時間をいいます。

ロ　朝 晩 時 間

午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。

ハ　夜 間 時 間

毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間をいいます。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,652 円 00 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	514 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ)　午後時間

1 キロワット時につき	50 円 84 銭

(ロ)　朝晩時間

1 キロワット時につき	43 円 43 銭

(ハ)　夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 36 銭

(5)　そ　の　他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものと

いたします。

19 臨 時 電 灯

(1) 臨時電灯Ａ

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって 1 日につき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	13 円 13 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	26 円 28 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	26 円 28 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	262 円 83 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	262 円 83 銭

ニ　そ の 他

(ｲ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨時電灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電流が 40 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。た

だし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペアにつき	411 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	50 円 00 銭

ニ そ の 他

(イ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯Ｃ

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	411 円 40 銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	50 円 00 銭

ハ　そ の 他

(ｲ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

20　公 衆 街 路 灯

(1)　公衆街路灯Ａ

イ　適 用 範 囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差

し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	82円50銭

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	123円11銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	228円65銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	439円68銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	650円74銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,072円83銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	536円42銭

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	393円86銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	721円72銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	360円86銭

ハ その他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 容 量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	349円80銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	34円07銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は，その1月の料金は，次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	363円33銭

ホ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

21 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50

キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契 約 電 力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらか

じめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,343 円 10 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 93 銭

ハ　そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。

(6) そ　の　他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

22 臨　時　電　力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	316円04銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ)　基本料金

基本料金は，1月につき21（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	34円72銭

(4)　そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

23　農事用電力

(1)　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2)　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	782 円 10 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	26 円 28 銭

(4)　そ　の　他

イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

24　融雪用電力Ａ（ホットタイム19（イチキュー））

(1)　適 用 範 囲

イ　毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の5月までの期間を限り，3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。

(2)　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は 0.5 キロワットといたします。

(3)　供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　契約上電気を使用できる期間において継続した料金の算定期間（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ3月設定していただきます。

ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合においても，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器（以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。）を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

また，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	866 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	283 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	29 円 19 銭

ハ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ イによって算定された基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　そ　の　他

イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間といたします。

ニ　(4)ハにかかわるその他の事項については，別表 7（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。

ホ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

25　融雪用電力Ｂ（ホットタイム 22（ニイニイ））

(1)　適 用 範 囲

イ　毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち 2 時間を除いた 22 時間に限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り，3 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。

(2)　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イ

に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は 0.5 キロワットといたします。

(3)　供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　最低使用期間をあらかじめ 3 月設定していただきます。

ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

また，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	976 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	305 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27 円 68 銭

ハ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ イによって算定された基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　そ　の　他

イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間といたします。

ニ　当社または当該配電事業者は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。

ホ　(4)ハにかかわるその他の事項については，別表 7（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。

ヘ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時

間以外の時間といたします。

ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

26　融雪用電力Ｃ（ホットタイム19（イチキュー）エコ）

(1)　適 用 範 囲

イ　毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の5月までの期間を限り，3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。

(2)　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は0.5キロワットといたします。

(3)　供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　最低使用期間をあらかじめ3月設定していただきます。

ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合においても，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

また，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	360 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	184 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	32 円 40 銭

ハ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

$$\text{検知制御装置付融雪用機器割引額} = \text{割引対象額} \times 10\text{パーセント}$$

割引対象額 ＝ イによって算定された基本料金 ＋ その1月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5) そ の 他

イ (1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10月から翌年の5月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ 最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年12月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。

ニ (4)ハにかかわるその他の事項については，別表7（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。

ホ 44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

ヘ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

27 融雪用電力D（ホットタイム22（ニイニイ）エコ）

(1) 適 用 範 囲

イ 毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間に限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の5月までの期間を限り，3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力または21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は0.5キロワットといたします。

(3) 供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　最低使用期間をあらかじめ3月設定していただきます。

ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

また，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本

料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	371 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	184 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	30 円 97 銭

ハ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ イによって算定された基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　そ　の　他

イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間といたします。

ニ　当社または当該配電事業者は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社または当該配電事業者との協議によって定めます。

ホ　(4)ハにかかわるその他の事項については，別表 7（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。

ヘ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

28　融雪用電力Ｌ（ホットタイム22（ニイニイ）ロング）

(1)　適 用 範 囲

イ　毎日午後 4 時から午後 9 時までの時間帯のうち 2 時間を除いた 22 時間に限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り，6 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。

(2)　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は 0.5 キロワットといたします。

(3)　供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　最低使用期間をあらかじめ 6 月設定していただきます。

ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定

された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	712 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	338 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27 円 17 銭

(5)　そ　の　他

イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 10 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間といたします。

ニ　当社または当該配電事業者は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社または当該配電事業者との協議によって定めます。

ホ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

へ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

29　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

30　検　　針　　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3)　当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(4)　(3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(5)　(3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

31　料金の算定期間

(1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期

間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2)　定額制供給の場合または32（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

32　使用電力量の算定

(1)　使用電力量は，託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合および(3)の場合を除き，30分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

イ　30（検針日）(2)の場合の料金の算定期間における使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ　30（検針日）(5)の場合の料金の算定期間における使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　当社は，使用電力量等を36（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により，お客さまにお知らせいたします。

(3)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(4)　従量制供給のお客さまについて，当社または当該配電事業者が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(5)　時間帯別電灯および3時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の算定は，原則として各時間帯別に行ないます。

また，お客さまが希望される場合は，時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻を前後1時間の範囲内で，3時間帯別電灯における午後時間の開始時刻を2時間後までの範囲内で変更することができます。ただし，各時間帯の延長または短縮は行ないません。

(6)　時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻および夜間時間の開始時刻または3時間帯別電灯の午後時間の開始時刻を新たに設定し，または変更された日から1年間については，原則として各時間帯の開始時刻を変更することはできません。

33　料 金 の 算 定

(1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　31（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

(2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

34　日　割　計　算

(1)　当社は，33（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分および時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表 4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2)　33（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，33（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

35　料金の支払義務および支払期日

(1)　お客さまの料金の支払義務は，当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。ただし，37（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月の支払義務が発生した日といたします。

(2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3)　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

(4)　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

36　料金等のお知らせおよび請求

(1)　当社は，原則として，料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。

(2)　当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。

イ　お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。

ロ　料金を 37（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合

(3)　料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は，当社は，原則として，(4)に定める発行手数料を申し受けます。ただし，次のいずれかに該当する場合は，発行手数料を申し受けません。

イ　35（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払われる場合

ロ　当社の都合により 37（料金その他の支払方法）(1)ロに該当し，かつ，電気の供給を開始した日の属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を 37（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合

ハ　その他特別の事情がある場合

なお，発行手数料は，料金とあわせて支払っていただきます。

(4)　発行手数料は，次のとおりといたします。

イ　(2)イの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	110 円 00 銭

ロ　(2)ロの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	220 円 00 銭

37　料金その他の支払方法

(1)　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5)　30（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6)　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくこ

とがあります。

38 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 37（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

(2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

39 保 証 金

(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて 2 年以内の

預かり期間を設定いたします。

(4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5)　当社は，保証金について利息を付しません。

(6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

40　適正契約の保持

当社は,お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には,すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

41　力 率 の 保 持

(1)　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

(2)　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）を基準として取り付けていただきます。

42　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1)　需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2)　62（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4)　計量器の検針または計量値の確認

(5)　44（供給の停止），53（需給契約の廃止）(1)または55（解約等）により必要な処置

(6)　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

43　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1)　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2)　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

44　供 給 の 停 止

(1)　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　料金以外の債務を支払われない場合

(3)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

(4)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　42（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　43（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5)　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

45　供給停止の解除

44（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ，かつ，当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

(1)　非常変災の場合

(2)　その他特別の事情がある場合

46　供給停止期間中の料金

44(供給の停止)によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 34（日割計算）

により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

47 違　約　金

(1)　お客さまが 44（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2)　(1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

48 使用の制限または中止

(1)　当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，お客さまに電気の使用を制限し，または中止していただくことがあります。

(2)　当社は，(1)にともなう料金の減額は行ないません。

49 損害賠償の免責

(1)　48（使用の制限または中止）によって電気の使用を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2)　44（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 59（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

50 設 備 の 賠 償

(1)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

(2)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

51　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

52　名 義 の 変 更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

53　需給契約の廃止

(1)　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2)　需給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

54　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が

将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

(2)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

(3)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量ま

たは契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

(4)　契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社

が工事費に係る請求を受けた場合はその金額

55 解　約　等

(1)　44（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2)　お客さまが，53（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

56　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

57　供給方法，工事および施設

(1)　電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2)　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3)　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4)　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

58　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1)　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2)　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4)　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ　保　　安

59　保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

60　調　　査

当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

61　調査に対するお客さまの協力

(1)　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

(2)　当社または当該配電事業者は，60（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

62　保安に対するお客さまの協力

(1)　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更ま

たは修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

63　検査または工事の受託

(1)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(2)　(1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費相当額を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(4)　(3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

64　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1)　60（調査）

(2)　61（調査に対するお客さまの協力）

(3)　63（検査または工事の受託）

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，令和５年６月１日から実施いたします。

2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1 需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2)　料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

3　深夜電力Ｄのお客さまについての特別措置

(1)　適 用 範 囲

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，お客さまが 1 年を通じて深夜電力Ｄの適用を受けることを希望される場合で，かつ，次のいずれかに該当するときには，深夜電力Ｄを適用いたします。ただし，平成 25 年 10 月 1 日以降に負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

イ　この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款［低圧用］（以下「旧離島約款」といいます。）附則 4（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けている場合

ロ　平成 25 年 10 月 1 日の際現に深夜電力Dに係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合

ハ　契約種別を深夜電力Dに変更される際現に附則 4（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(イ)，(ロ)の適用を受けている場合

(2)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	272 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	24 円 87 銭

(3)　そ　の　他

その他の事項については，附則 13（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Bに準ずるものといたします。

4　5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置

(1)　適　　用

イ　5時間通電機器にかかわる取扱い

(ｲ)　次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器について，当社は，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。(この場合，当該夜間蓄熱型機器を以下「5時間通電機器」といいます。)ただし，これらの5時間通電機器を使用される需要場所において，平成25年10月1日以降に5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

a　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 5（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(ｲ)，(ﾛ)の適用を受けている5時間通電機器

b　平成25年10月1日の際現に5時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の5時間通電機器

c　aまたはbに該当する5時間通電機器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた5時間通電機器

なお，当社は，供給設備の状況により，5 時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ﾛ)　契約種別を時間帯別電灯に変更される際現に附則 3（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）(1)または(ﾊ)の適用を受けている5時間通電機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている5時間通電機器は，契約種別を時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。

(ﾊ)　(ｲ)，(ﾛ)の場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに32（使用電力量の算定）(5)により算定した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ　通電制御型機器にかかわる取扱い

(ｲ)　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器および(6)に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型機器」といいます。）を通電開始時刻が制御可能な小型機器（以下「通電制御型機器」といいます。）として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において，平成 25 年10月1日以降に通電制御型機器をすべて取り外された場合を除きます。

a　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 5（5 時間通電機器等を使用される

お客さまについての特別措置）(1)ロ(イ)，(ロ)または(ニ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

b　平成25年10月1日の際現に通電制御型機器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で，次の(a)または(b)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

(a)　通電制御型電気温水器

通電制御型電気温水器とは，次のｉまたはⅱに該当する貯湯式電気温水器をいいます。

ｉ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(ｉ)　給水温度を検知できること。

(ⅱ)　(ｉ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(ⅲ)　(ⅱ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(ⅳ)　毎日の夜間時間（附則27〔時間帯別電灯および3時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等にかかわる取扱い〕(1)の場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ⅲ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ⅱ　ｉに準ずる場合で，当社が認めたもの。

(b)　通電制御型蓄熱式電気暖房器

通電制御型蓄熱式電気暖房器とは，次のｉまたはⅱに該当する蓄熱式電気暖房器をいいます。

ｉ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(ｉ)　蓄熱体の温度を検知できること。

(ⅱ)　(ｉ)の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を蓄熱するための所要通電時間数を算出できること。

(ⅲ)　毎日の夜間時間（附則27〔時間帯別電灯および3時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等にかかわる取扱い〕(1)の場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ⅱ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ⅱ　ｉに準ずる場合で，当社が認めたもの。

c　ａまたはｂに該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えら

れたｂ(a)または(b)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器

(ﾛ)　契約種別を時間帯別電灯に変更される際現に(ﾊ)，(ﾆ)または附則 5（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，契約種別を時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。

(ﾊ)　契約種別を 3 時間帯別電灯に変更される際現に(ﾛ)または附則 5（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，契約種別を 3 時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。

(ﾆ)　当社は，(ｲ)に定める通電制御型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ハ　非蓄熱式電気暖房機器にかかわる取扱い

(ｲ)　需要場所におけるすべての暖房を電気でまかなう需要で，お客さまが希望され，当社との協議が整った場合は，次のいずれかに該当する主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器を割引の対象となる電気機器（以下「非蓄熱式電気暖房機器」といいます。）として取り扱います。ただし，これらの電気機器を使用される需要場所において，平成 27 年 9 月 1 日以降に当該電気機器が非蓄熱式電気暖房機器に該当しないこととなった場合を除きます。

ａ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 5（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ハ(ｲ)，(ﾊ)の適用を受けている電気機器

ｂ　平成 27 年 9 月 1 日の際現に非蓄熱式電気暖房機器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器

ｃ　ａまたはｂに該当する電気機器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器

(ﾛ)　契約種別を 3 時間帯別電灯に変更される際現に(ｲ)の適用を受けている非蓄熱式電気暖房機器は，変更後も継続して適用いたします。

(ﾊ)　非蓄熱式電気暖房機器は，専用の回路を施設し，直接接続していただきます。

(ﾆ)　非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，

当社に申し出ていただきます。

(ホ) 当社は，非蓄熱式電気暖房機器が，蓄熱式電気暖房器以外の電気機器であることを確認させていただきます。この場合，当社は，電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

(2) 料　　金

イ 5時間通電機器割引額

(1)イの適用を受ける 5 時間通電機器を使用される場合の料金は，17（時間帯別電灯）(4)にかかわらず，17（時間帯別電灯）(4)によって料金として算定された金額から，1 月につき次によって算定された 5 時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の 5 時間通電機器割引額は，半額といたします。

蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭
蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	176 円 00 銭

なお，蓄熱式電気暖房器および蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 通電制御型機器割引額

(1)ロの適用を受ける通電制御型機器を使用される場合の料金は,17(時間帯別電灯)(4)または 18（3 時間帯別電灯）(4)にかかわらず，17（時間帯別電灯）(4)または 18（3 時間帯別電灯）(4)によって料金として算定された金額から，1 月につき次によって算定された通電制御型機器割引額を差し引いたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型機器割引額は，半額といたします。

	時間帯別電灯	3 時間帯別電灯
通電制御型電気温水器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭	176 円 00 銭
通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	110 円 00 銭	132 円 00 銭

なお，通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）

の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ　最低月額料金

17（時間帯別電灯）(4)イおよびロまたは 18（3 時間帯別電灯）(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定された 5 時間通電機器割引額またはロによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	382 円 80 銭

(3)　非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型

(1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間および中間期間の料金は，18（3 時間帯別電灯）(4)または(2)によって料金として算定された金額から，イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし，18（3 時間帯別電灯）(4)または(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された 5 時間通電機器割引額もしくは(2)ロによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，(2)ハの最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

この場合の冬期間とは，毎年 11 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間とし，中間期間とは，毎年 9 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間および毎年 3 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間といたします。

なお，(4)とあわせて適用を受けることはできません。

イ　非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は，1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は，ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。

冬期間の非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 15 パーセント

中間期間の非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

なお，割引対象額は，その1月の電力量に18（3時間帯別電灯）(4)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ　非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は，1 月につき次によって算定された金額といたします。

冬　期　間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	2,420円00銭
中 間 期 間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	880円00銭

なお，非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4)　非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型

(1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間の料金は，18（3 時間帯別電灯）(4)または(2)によって料金として算定された金額から，イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし，18（3 時間帯別電灯）(4)または(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された 5 時間通電機器割引額もしくは(2)ロによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，(2)ハの最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

この場合の冬期間とは，毎年 11 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間といたします。

なお，(3)とあわせて適用を受けることはできません。

イ　非蓄熱式電気暖房割引額

非蓄熱式電気暖房割引額は，1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は，ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。

非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 25パーセント

なお，割引対象額は，18（3時間帯別電灯）(4)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ　非蓄熱式電気暖房割引上限額

非蓄熱式電気暖房割引上限額は，1 月につき次によって算定された金額といたします。

非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	3,300 円 00 銭

なお，非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(5)　5 時間通電機器等に対する料金割引

イ　(2)イの適用を受ける夜間蓄熱型機器については，(2)ロは適用いたしません。

ロ　5 時間通電機器または通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより，料金に変更があった場合は，5 時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額は，(7)イ(イ)および(ハ)により日割計算をいたします。

ハ　通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ　供給停止期間中の 5 時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額については，(7)イ(イ)および(ハ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお，この場合，5 時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。

ホ　非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型の適用を受けた後 1 年に満たないお客さまについては，原則として，非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型を適用いたしません。

ヘ　非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型の適用を受けた後 1 年に満たないお客さまについては，原則として，非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型を適用いたしません。

ト　非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより，料金に変更があった場合は，非蓄熱式電気暖房割引上限額は，(7)イ(ロ)および(ハ)により日割計算をいたします。

チ　トまたは 33（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに(3)イおよび(4)イの割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間における割引対象額の算定に用いる昼間時間および夜間時間の電力量は，計量値を確認するときを除き，その 1 月に使用された昼間時間および夜間時間のそれぞれの電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約容量を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。

リ　非蓄熱式電気暖房機器の取付けまたは取替えをされた場合の非蓄熱式電気暖房割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が非蓄熱式電気暖房機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(6)　オフピーク蓄熱型機器

イ　オフピーク蓄熱型機器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能または暖房に使用するために必要とされる熱量を蓄熱する機能を有する定格電圧 200 ボルトのものであって，夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ　オフピーク蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ハ　当社は，イに定めるオフピーク蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，オフピーク蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(7)　そ　の　他

イ　34（日割計算）の場合は，5 時間通電機器割引額，通電制御型機器割引額および非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算は，次によるものといたします。

(ｲ)　5 時間通電機器割引額または通電制御型機器割引額の日割計算の基本算式

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ﾛ)　非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算の基本算式

$$1\text{月の非蓄熱式電気暖房割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ﾊ)　33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)および(ﾛ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}} \text{ といたします。}$$

(ﾆ)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)の「検針期間の日数」および「暦日数」は，別表 4（日割計算の基本算式）(2)および(4)によります。

ロ　附則 26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）に定める事項については，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

ハ　その他の事項については，時間帯別電灯または 3 時間帯別電灯に準ずるものといたします。

5　通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置

(1)　適　　用

イ　附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｂの場合，当社は，次のいずれかに該当する電気温水器を通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）として取り扱います。ただし，これらの電気温水器を使用される需要場所において，平成 25 年 10 月 1 日以降に通電制御型電気温水器をすべて取り外された場合を除きます。

(ｲ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則 6（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イまたはロの適用を受けている電気温水器

(ﾛ)　平成 25 年 10 月 1 日の際現に通電制御型電気温水器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で，次のａまたはｂに該当する電気温水器

ａ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(a)　給水温度を検知できること。

(b)　(a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(c)　(b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(d)　契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ｂ　ａに準ずる場合で，当社が認めたもの。

(ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)に該当する電気温水器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた(ﾛ)ａまたはｂに該当する電気温水器

ロ　契約種別を附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｂに変更される際現に附則 4（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロ(ｲ),(ﾛ)または(ﾊ)の適用を受けている電気温水器は，イに準ずるものといたします。

ハ　通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ニ　当社は，イに定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2)　料　　金

(1)の適用を受ける通電制御型電気温水器を使用される場合の料金は，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）(2)ニにかかわらず，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）(2)ニによって料金として算定された金額から，次の算式によって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものといたします。

通電制御型電気温水器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ 附則 13(深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置)(2)ニ(イ)の基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量に附則 13(深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置)(2)ニ(ロ) の該当料金を適用して算定された金額

(3) 通電制御型電気温水器割引額の算定

イ 契約負荷設備に通電制御型電気温水器以外の負荷設備がある場合の通電制御型電気温水器割引額は，次の算式によって算定いたします。

通電制御型電気温水器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント × 割引対象率

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型電気温水器の負荷設備容量（入力）}}{\text{契約負荷設備の総容量（入力）}} \times 100$$

なお，割引対象率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，34（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

ハ 通電制御型電気温水器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型電気温水器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ ロまたは 33（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。

ホ 附則 26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）によって割引を行なう場合は，通電制御型電気温水器の割引対象額は，(2)によって算定された割引対象額から附則 26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）による割引額を差し引いたものといたします。

ヘ　その他の事項については，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｂに準ずるものといたします。

6　料金の算定期間についての特別措置

令和 5 年 9 月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までに使用される電気に係る料金に限り，31（料金の算定期間）(2)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(2)　定額制供給の場合または附則 8（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(7)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

7　使用電力量の算定の適用開始

32（使用電力量の算定）は，令和 5 年 9 月の検針日以降に使用される電気に適用するものとし，令和 5 年 9 月の検針日の前日までに使用される電気には，附則 8（使用電力量の計量にかかわる取扱い）を適用いたします。

8　使用電力量の計量にかかわる取扱い

(1)　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　30（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則 24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される 33（料金の算定）(1)ロに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　30（検針日）(4)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，

26（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則 24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される 33（料金の算定）(1)ロに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　30（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則 24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される 33（料金の算定）(1)ロに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2)　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

(3)　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5)　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(6)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(6)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(7)　従量制供給のお客さまについて，当社または当該配電事業者が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(8)　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

(9)　時間帯別電灯および 3 時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

また，お客さまが希望される場合は，時間帯別電灯における昼間時間および夜間時間

の開始時刻を前後 1 時間の範囲内で，3 時間帯別電灯における午後時間の開始時刻を 2 時間後までの範囲内で変更することができます。ただし，各時間帯の延長または短縮は行ないません。

⑽　時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻および夜間時間の開始時刻または 3 時間帯別電灯の午後時間の開始時刻を新たに設定し，または変更された日から 1 年間については，原則として各時間帯の開始時刻を変更することはできません。

⑾　時間帯別電灯および 3 時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について，従量電灯および附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ，または従量電灯および附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｃの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術的，経済的事由によりやむをえず別計量を希望される場合は，次によります。

イ　当社または当該配電事業者は，お客さまとの協議が整った場合，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに⑼により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

　なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　イの場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。

9　日割計算についての特別措置

令和 5 年 9 月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までに使用される電気に係る料金に限り，34（日割計算）を，次のとおり読み替えて適用いたします。

また，令和 5 年 9 月の検針日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に使用される電気に係る料金に限り，34（日割計算）にかかわらず，34（日割計算）にあわせて次の⑶を適用いたします。

⑴　当社は，33（料金の算定）⑴イもしくはハまたは附則 24（料金の算定についての特

別措置）により読み替えて適用される 33（料金の算定）(1)ロの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて次により算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表 4（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

(イ)　33（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ)　附則 24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される 33（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2)　33（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，附則 24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される 33（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3)　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

10　支払義務および支払期日についての特別措置

令和 5 年 9 月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までに使用される電気に係る料金に限り，35（料金の支払義務および支払期日）(1)および(3)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，30（検針日）(4)の場合の料金または附則 8（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，附則 8（使用電力量の計量にかか

わる取扱い）(6)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，附則8（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(7)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ハ　37（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当社または当該配電事業者が検針した場合は，その日といたします。

(3)　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとする場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

11　料金等のお知らせおよび請求の適用開始

36（料金等のお知らせおよび請求）(1)は，令和5年9月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）以降に使用される電気に係る料金に適用するものとし，令和5年9月の検針日の前日までに使用される電気に係る料金には，適用いたしません。また，36（料金等のお知らせおよび請求）(2)および(3)は令和7年4月以降の料金に適用いたします。

12　日割計算の基本算式についての特別措置

令和5年9月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までの電気の使用に係る料金に限り，別表4（日割計算の基本算式）(3)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(3)　定額制供給の場合または附則8（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお

知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

13　深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置

(1)　深夜電力Ａ

イ　適 用 範 囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が 0.5 キロワット以下であり，かつ,お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で，この離島約款実施の際現に旧離島約款の深夜電力Ａの適用を受けている場合に適用いたします。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契 約 電 力

契約電力は，0.5 キロワットといたします。

ニ　供 給 条 件

(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ)　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

(ﾆ)　契約使用時間以外の時間は,適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ　料　　金

料金は，1 月につき次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾛ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾊ)は適用いたしません。

(ﾛ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$燃料費調整単価 = （平均燃料価格－80,800円） \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

1契約につき	2,796円20銭

ヘ　そ の 他

(ｲ)　1需要場所において，14（契約種別）による電気の供給または附則14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）による電気の供給と，この特別措置に規定する深夜電力Ａによる電気の供給とをあわせて行なうことがあります。

(ﾛ)　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

(ﾊ)　44（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，この特別措置が適用されるお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

(ﾆ)　54(需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算)は，この特別措置が適用されるお客さまには適用いたしません。

(ﾎ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2)　深夜電力Ｂ

イ　適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，かつ，お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で，この離島約款実施の際現に旧離島約款の深夜電力Ｂの適用を受けている場合に適用いたします。

ロ　契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。

ハ　供 給 条 件

(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ)　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾛ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾊ)は適用いたしません。

(ﾛ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	426 円 80 銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25 円 83 銭

ホ　そ の 他

(ｲ)　1 需要場所において，14（契約種別）による電気の供給または附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）による電気の供給と，この特別措置に規定する深夜電力Ｂによる電気の供給とをあわせて行なうことがあります。

(ﾛ) 44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

(ﾊ) 54(需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算)は，この特別措置が適用されるお客さまには適用いたしません。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

14 深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置

(1) 適 用 範 囲

毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，かつ，お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で，この離島約款実施の際現に旧離島約款の深夜電力Ｃの適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

なお，契約電力は，1 キロワット以上といたします。

(3) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(4) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定

された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	481 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26 円 36 銭

(5)　そ　の　他

イ　1 需要場所において，14（契約種別）による電気の供給または附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ａまたは深夜電力Ｂのうちの１契約種別による電気の供給と，この特別措置による電気の供給とをあわせて行なうことがあります。

ロ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

ハ　54（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）は，この特別措置が適用されるお客さまには適用いたしません。

ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

15　低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

(1)　適 用 範 囲

低圧電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，

お客さまがこの契約の適用を希望される場合で，この離島約款実施の際現に旧離島約款の低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合に適用いたします。

(2)　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3)　料　　金

各月の料金は，低圧電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ　蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その1月の蓄熱電力量により，次の算式によって算定された金額といたします。

$$\text{蓄熱割引額} = \text{低圧電力の使用電力量} \times \text{1キロワット時当たり料金} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{ニの蓄熱割引率}$$

ロ　蓄熱電力量

蓄熱電力量は，蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものとい

たします。

ニ　蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

蓄熱割引率	0.137

ホ　単位および端数処理

(ｲ)　控除電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ)　控除率の単位は，1パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(4)　そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

(5)　夜間使用電力量の計量は，次によります。

イ　当社または当該配電事業者は，原則として，夜間使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

ハ　夜間使用電力量の計量は，1計量をもって行ないます。

ニ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

16　低圧電力のお客さまについての特別措置

令和7年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り，21（低圧電力）(5)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただ

し，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,343 円 10 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 93 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{\text{100 パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + \text{90 パーセント} \times \left(\text{力率 90 パーセントの機器総容量}\right) + \text{80 パーセント} \times \left(\text{力率 80 パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。

17　臨時電力のお客さまについての特別措置

令和 7 年 3 月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，22（臨時電力）(3)ロを，

次のとおり読み替えて適用いたします。

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，附則 16（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 21（低圧電力）(5)ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ)　基本料金

基本料金は，1 月につき附則 16（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 21（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，附則 16（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 21（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	34 円 72 銭

18　農事用電力のお客さまについての特別措置

令和 7 年 3 月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，23（農事用電力）(3)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(3)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，附則 16（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 21（低圧電力）(5)ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差

し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	782 円 10 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	26 円 28 銭

19　融雪用電力Ａ（ホットタイム 19（イチキュー））のお客さまについての特別措置

令和 7 年 3 月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，24（融雪用電力Ａ）（ホットタイム 19）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器（以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。）を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からホによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 80,800円) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最低使用期間	866円80銭
	最低使用期間以外の期間	283円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	29円19銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$加重平均力率(パーセント) = \frac{100パーセント \times (電熱器総容量) + 90パーセント \times (力率90パーセントの機器総容量) + 80パーセント \times (力率80パーセントの機器総容量)}{機器総容量}$$

ホ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定されたその1月の使用電力量にロの基本料金＋該当料金を適用して算定された金額

20　融雪用電力Ｂ（ホットタイム22（ニイニイ））のお客さまについての特別措置

令和7年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り，25（融雪用電力Ｂ）（ホットタイム22）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からホによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最低使用期間	976円80銭
	最低使用期間以外の期間	305円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円68銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{100\text{パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + 90\text{パーセント} \times \left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right) + 80\text{パーセント} \times \left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

ホ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金＋その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

21　融雪用電力Ｃ（ホットタイム19（イチキュー）エコ）のお客さまについての特別措置

令和7年3月31日までに使用される電気に係る料金に限り，26（融雪用電力Ｃ）（ホットタイム19エコ）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表６（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進

賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からホによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	360 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	184 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	32 円 40 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{100\text{パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + 90\text{パーセント} \times \left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right) + 80\text{パーセント} \times \left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

ホ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

22　融雪用電力Ｄ（ホットタイム 22（ニイニイ）エコ）のお客さまについての特別措置

令和 7 年 3 月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，27（融雪用電力Ｄ）（ホットタイム 22 エコ）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からホによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	371 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	184 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	30 円 97 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{\text{100 パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + \text{90 パーセント} \times \left(\text{力率 90 パーセントの機器総容量}\right) + \text{80 パーセント} \times \left(\text{力率 80 パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

ホ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

23　融雪用電力Ｌ（ホットタイム22（ニイニイ）ロング）のお客さまについての特別措置

令和７年３月31日までに使用される電気に係る料金に限り，28（融雪用電力Ｌ）（ホットタイム22ロング）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	712円80銭
	最低使用期間以外の期間	338円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	27円17銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パ

ーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）}=\frac{\text{100パーセント}\times\left(\text{電熱器総容量}\right)+\text{90パーセント}\times\left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right)+\text{80パーセント}\times\left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

24　料金の算定についての特別措置

令和 7 年 3 月 31 日までの電気の使用に係る料金に限り，33（料金の算定）(1)ロを，次のとおり読み替えて適用いたします。

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

25　使用の制限または中止の適用開始

48（使用の制限または中止）は，令和 7 年 4 月 1 日以降に使用される電気に適用するものとし，令和 7 年 3 月 31 日までに使用される電気には，附則 26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）を適用いたします。

26　制限または中止の料金割引にかかわる取扱い

(1)　当社は，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者がお客さま（定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，3 時間帯別電灯および低圧電力のお客さまに限ります。）の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，

33（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則 24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される 33（料金の算定）(1)ロの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割引率１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

(2)　(1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3)　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ，附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ｃ，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄならびに融雪用電力Ｌに対する使用の制限または中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ，附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ｃ，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄならびに融雪用電力Ｌの割引対象時間は，契約使用時間といたします。

27　時間帯別電灯および３時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等にかかわる取扱い

時間帯別電灯および３時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について，従量電灯および附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ，または従量電灯および附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｃの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術的，経済的事由によりやむをえず別計量を希望される場合は，次によります。

(1)　お客さまと当社との協議が整った場合，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに 32（使用電力量の算定）(5)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

(2)　(1)の場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。

28　この離島約款の実施にともなう切替措置

(1)　この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，33（料金の算定）および 34（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

(2)　この離島約款実施の際現に旧離島約款の適用を受けている場合，契約期間の終期は，臨時電灯および臨時電力を除き，この離島約款の実施期日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日といたします。

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(イ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2　燃 料 費 調 整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

Ａ ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α ＝ 0.1874

β ＝ 0.0899

γ ＝ 1.0036

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は,各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$燃料費調整単価 = (80,800円 - 平均燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り，かつ，121,200 円以下の場合

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 80,800円) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ハ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合

平均燃料価格は，121,200 円といたします。

$$燃料費調整単価 = (121,200円 - 80,800円) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ロ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および附則13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお，燃料費調整単価がロ(ｲ)により算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価がロ(ﾛ)およびロ(ﾊ)により算定される場合は，燃料費調整額を加えるものとします。

(2)　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	67 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 34 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 68 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 02 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 70 銭 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	3 円 35 銭 4 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 00 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 00 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 00 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 銭 1 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 銭 6 厘

(ニ) 附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａ

基準単価は，1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	17 円 27 銭 0 厘

ロ　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 3 厘

(3)　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3　離島ユニバーサルサービス調整

(1)　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 ＝ A × α

A ＝ 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

α ＝ 1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　離島基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

ハ　離島調整上限燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000 円といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合
離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ロ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａおよび臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

c　附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａの場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価がニ(ｲ)により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサル調整単価がニ(ﾛ)およびニ(ﾊ)により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものとします。

(2)　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

ｲ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	2 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	4 銭 3 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	2 銭 1 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 銭 5 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	1 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯Ａ

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘

(ニ) 附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａの場合

1 契約につき	11 銭 0 厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘

(3)　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4　日割計算の基本算式

(1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}} \text{ といたします。}$$

ロ　料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ｲ)　従量電灯Ａの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 9\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 280 キロワッ

ト時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，90キロワット時をこえ210キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ニ) (イ)，(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)，(ロ)および(ハ)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 33（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 33（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または32（使用電力量の算定）(4)の場合は，電気の供給を開始し，

または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

5　夜間蓄熱型機器

(1)　夜間蓄熱型機器とは，主として夜間時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(2)　(1)の「主として夜間時間に通電する機能」には，次の場合を含みます。

イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ　32（使用電力量の算定）(7)イの場合で，当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

(3)　夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(4)　当社は，夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

6　検知制御装置付融雪用機器

(1)　検知制御装置付融雪用機器とは，次のイおよびロに該当するものをいいます。

なお，「融雪用機器」とは，道路，歩道橋，駐車場，屋根等に設置された融雪用機器を

いいます。

イ　次のいずれかに該当する機能を有するもの。

(イ)　降雪検知

(ロ)　屋根，路面状況検知

ロ　イにより自動的に通電制御ができるもの。

(2)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(3)　当社は，検知制御装置付融雪用機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，検知制御装置付融雪用機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

7　検知制御装置付融雪用機器割引額の算定

(1)　契約負荷設備に検知制御装置付融雪用機器以外の負荷設備がある場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定いたします。

$$\text{検知制御装置付融雪用機器割引額} = \text{割引対象額} \times 10\text{パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{検知制御装置付融雪用機器の負荷設備容量（入力）}}{\text{契約負荷設備の総容量（入力）}} \times 100$$

なお，割引対象率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，34（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(3)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けまたは取り替えられた場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が検知制御装置付融雪用機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(4)　(2)，33（料金の算定）(1)ロまたは附則24（料金の算定についての特別措置）により読み替えして適用される33（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。

(5)　附則26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）によって割引を行なう場合は，検知制御装置付融雪用機器の割引対象額は，24（融雪用電力Ａ）(4)ハ，25（融雪用電力

Ｂ）(4)ハ，26（融雪用電力Ｃ）(4)ハまたは 27（融雪用電力Ｄ）(4)ハによって算定された割引対象額から附則 26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）による割引額を差し引いたものといたします。

別　紙

離島等供給約款［高圧用］

令和５年６月１日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1
2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1
3　定　　義 …… 1
4　単位および端数処理 …… 3
5　実　施　細　目 …… 4

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み …… 5
7　需給契約の成立および契約期間 …… 5
8　需　要　場　所 …… 6
9　需給契約の単位 …… 6
10　供 給 の 開 始 …… 6
11　供 給 の 単 位 …… 7
12　承 諾 の 限 界 …… 7
13　需給契約書の作成 …… 7

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別 …… 8
15　業 務 用 電 力 …… 8
16　業務用ウイークエンド電力 …… 12
17　高　圧　電　力 …… 14
18　高圧電力Ⅰ型 …… 17
19　高圧電力Ⅱ型 …… 20
20　高圧電力Ⅲ型 …… 23
21　臨　時　電　力 …… 25
22　自家発補給電力 …… 27
23　予　備　電　力 …… 34
24　融雪用電力Ａ …… 35
25　融雪用電力Ｂ …… 39

26　融雪用電力Ｃ …… 43
27　融雪用電力Ｄ …… 47
28　業務用蓄熱調整契約 …… 51
29　産業用蓄熱調整契約 …… 55
30　業務用空調システム契約（エコ・アイスプラス） …… 59
31　業務用電化厨房契約（クックｅプラス） …… 61

Ⅳ　料金の算定および支払い

32　料金の適用開始の時期 …… 63
33　検　　針　　日 …… 63
34　料金の算定期間 …… 63
35　使用電力量等の計量 …… 64
36　料 金 の 算 定 …… 66
37　日　割　計　算 …… 66
38　料金の支払義務および支払期日 …… 67
39　料金その他の支払方法 …… 67
40　延　滞　利　息 …… 68
41　保　　証　　金 …… 68

Ⅴ　使用および供給

42　適正契約の保持 …… 70
43　契 約 超 過 金 …… 70
44　力 率 の 保 持 …… 70
45　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 70
46　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 71
47　供 給 の 停 止 …… 72
48　供給停止の解除 …… 73
49　供給停止期間中の料金 …… 73
50　違　　約　　金 …… 73
51　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 73
52　損害賠償の免責 …… 74
53　設 備 の 賠 償 …… 74

Ⅵ　契約の変更および終了

54　需給契約の変更 …… 75

55　名 義 の 変 更 …… 75

56　需給契約の廃止 …… 75

57　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 …… 75

58　解　　約　　等 …… 79

59　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 79

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

60　供給方法，工事および施設 …… 80

61　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 80

62　工事費負担金契約書の作成 …… 81

Ⅷ　保　　安

63　保 安 の 責 任 …… 82

64　保安等に対するお客さまの協力 …… 82

附　　則 …… 83

別　　表 …… 87

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

(1)　当社が，高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款［高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2)　この離島約款は，次の離島に適用いたします。

礼文島，利尻島，天売島，焼尻島，奥尻島

2　離島等供給約款の届出および変更

(1)　この離島約款は，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2)　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［高圧用］によります。

3　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　高　　圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(2)　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3)　小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(4)　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5)　付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小

型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

(6)　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7)　契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(8)　契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9)　最大需要電力

需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(10)　昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，4月30日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(11)　夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(12)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(13)　スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。

⑭　貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⑮　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

⑯　加重平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき加重平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1)　契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)　契約電力および最大需要電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

なお，15（業務用電力）(4)イ，16（業務用ウイークエンド電力）(2)イ，17（高圧電力）(4)イ，18（高圧電力Ⅰ型）(2)イ，19（高圧電力Ⅱ型）(2)イまたは20（高圧電力Ⅲ型）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を1キロワットといたします。

(3)　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五

入いたします。

(4)　力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5)　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実　施　細　目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

(1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，申込みをしていただきます。

なお，この場合には，所定の申込書を使用していただくことがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法ならびに業務用蓄熱調整契約，産業用蓄熱調整契約，業務用空調システム契約および業務用電化厨房契約の適用希望の有無

(2)　契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1 年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，申込みに先だって当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただきます。

(4)　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(5)　お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

(1)　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお，当社が承諾したときとは，当社が申込みを承諾する旨の書面をお客さまに発送した日またはその旨の通知を電子メールを送信する方法等によりお客さまに発信した日とし，これによりがたい場合には，13（需給契約書の作成）の需給契約書を取り交わした日といたします。

(2)　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8　需　要　場　所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として 1 需要場所について 1 契約種別を適用して，1 需給契約を結びます。

1 需要場所において，次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力，自家発補給電力のうちの 1 契約種別，予備電力，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄ

10　供 給 の 開 始

(1)　当社は，需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2)　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供 給 の 単 位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として 1 需給契約につき，1 供給電気方式，1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

12　承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

業務用電力，業務用ウイークエンド電力，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型，高圧電力Ⅲ型，臨時電力，自家発補給電力Ａ，自家発補給電力Ｂ，予備電力，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄ

15　業 務 用 電 力

(1)　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が 2,000 キロワット未満であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，お客さまと当社との協議によって契約電力が 2,000 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ　契約電力が 50 キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が 50 キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款［低圧用］（以下「離島約款［低圧用］」といいます。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］22（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として 50 キロワット以上であること。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

(3)　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が 500 キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備

をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

(ｲ)　各月の契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ)　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使

用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

(ｲ)　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお,お客さまが新たに電気の供給を受ける場合等で,適当と認められるときは,需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ﾛ)　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　一 般 料 金

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,547 円 60 銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	33円24銭

ロ　時間帯別料金

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,547円60銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

1キロワット時につき	35円60銭

b　夜間時間

1キロワット時につき	29円68銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ)　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお,まったく電気を使用しないその1月の力率は,85パーセントとみなします。

(ﾛ)　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(6)　そ　の　他

イ　時間帯別料金の適用を受ける場合，契約期間満了に先だって，原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ロ　時間帯別料金から一般料金に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ハ　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客

さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

16　業務用ウイークエンド電力

(1)　適 用 範 囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2)　契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(ｲ)　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(ﾛ)　契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，その 1 月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(3)　休日平日区分

休日平日区分は，次のとおりといたします。

イ　休　　日

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，

4月30日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日をいいます。

ロ　平　　日

休日以外の日をいいます。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	3,108円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の休日，平日別の使用電力量によって算定いたします。

(イ)　休　　日

1キロワット時につき	30円04銭

(ロ)　平　　日

1キロワット時につき	31円07銭

ハ　力率割引および割増し

(イ)　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお,まったく電気を使用しないその1月の力率は,85パーセントとみなします。

(ロ)　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5)　そ　の　他

イ　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変

更することはできません。

ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

17 高 圧 電 力

(1)　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が2,000キロワット未満であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても対象とすることがあります。

ロ　使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］22（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

(3)　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

(イ)　各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さ

まが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ)　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その 1 月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における 30 分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その 1 月の最大需要電力とみなします。

ﾛ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

(ｲ)　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお,お客さまが新たに電気の供給を受ける場合等で,適当と認められるときは,需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における 30 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 一 般 料 金

(イ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,734 円 60 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31 円 46 銭

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,734円60銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1キロワット時につき	32円92銭

b 夜間時間

1キロワット時につき	29円68銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお,まったく電気を使用しないその1月の力率は,85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(6) そ の 他

イ 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

ロ 時間帯別料金の適用を受ける場合，契約期間満了に先だって，原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ハ 時間帯別料金から一般料金に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ニ 契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

18 高圧電力Ⅰ型

(1) 適 用 範 囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2)　契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

各月の契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(イ)　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(ロ)　契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，その 1 月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(3)　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

ロ　夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　一 般 料 金

(イ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,118 円 60 銭

(ロ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	33 円 00 銭

ロ　時間帯別料金

(イ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,118 円 60 銭

(ロ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

1 キロワット時につき	35 円 76 銭

b　夜間時間

1 キロワット時につき	29 円 68 銭

ハ　力率割引および割増し

(イ)　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において，託送

約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお,まったく電気を使用しないその1月の力率は,85パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

イ 時間帯別料金の適用を受ける場合，契約期間満了に先だって，原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ロ 時間帯別料金から一般料金に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ハ 契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

19 高圧電力Ⅱ型

(1) 適 用 範 囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(ｲ) 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(ﾛ) 契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少するこ

とが明らかなときは，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，その 1 月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(3)　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

ロ　夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　一 般 料 金

(イ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,404 円 60 銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	32 円 17 銭

ロ　時間帯別料金

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,404 円 60 銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

1 キロワット時につき	34 円 26 銭

b　夜間時間

1 キロワット時につき	29 円 68 銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ)　力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

なお,まったく電気を使用しないその1月の力率は,85パーセントとみなします。

(ﾛ)　力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(5)　そ　の　他

イ　時間帯別料金の適用を受ける場合，契約期間満了に先だって，原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ロ　時間帯別料金から一般料金に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ハ　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変

更することはできません。

ニ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

20　高圧電力Ⅲ型

(1)　適用範囲

高圧電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2)　契約電力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(イ)　新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この離島約款により電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この離島約款によって受けた供給とみなします。

(ロ)　契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，その1月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(3)　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，4月30日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

ロ　夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　一 般 料 金

(イ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	3,141円60銭

(ロ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円39銭

ロ　時間帯別料金

(イ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	3,141円60銭

(ロ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　昼間時間

1キロワット時につき	30円98銭

b　夜間時間

1キロワット時につき	29円68銭

ハ　力率割引および割増し

(イ)　力率は，その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお,まったく電気を使用しないその1月の力率は,85パーセントとみなします。

(ロ)　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5)　そ　の　他

イ　時間帯別料金の適用を受ける場合，契約期間満了に先だって，原則として一般料金に料金を変更することはできません。

ロ　時間帯別料金から一般料金に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則として時間帯別料金に料金を変更することはできません。

ハ　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

21　臨　時　電　力

(1)　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，契約使用期間が1年未満の需要で，次のいずれかに該当し，契約電力が原則として，50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要については，適用いたしません。

イ　動力（付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

ロ　電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

(2)　契 約 電 力

契約電力は，業務用電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が 500 キロワット未満の場合は，別表 4（契約電力の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。

(3)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　(1)イに該当する場合

(ｲ)　基本料金

基本料金は，17（高圧電力）(5)イ(ｲ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，17（高圧電力）(5)イ(ｲ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものの半額といたします。

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	33 円 44 銭

ロ　(1)ロに該当する場合

(ｲ)　基本料金

基本料金は，15（業務用電力）(5)イ(ｲ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，15（業務用電力）(5)イ(ｲ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものの半額といたします。

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	35 円 59 銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力または高圧電力に準じて適用いたします。ただし，契約電力が 500 キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

(ｲ)　負荷が最大と認められる 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

(ﾛ)　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(4)　そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

22　自家発補給電力

(1)　自家発補給電力Ａ

イ　適 用 範 囲

業務用電力または業務用ウイークエンド電力のお客さまが，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものについては，適用いたしません。

ロ　契 約 電 力

(ｲ)　契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ﾛ)　(ｲ)によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によっ

て定めます。

a　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その 30 パーセントといたします。また，その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,802 円 36 銭

(ロ)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

a　定期検査または定期補修による場合

1 キロワット時につき	34 円 38 銭

b　a 以外の場合

1 キロワット時につき	37 円 61 銭

(ハ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ａの使用

(イ)　お客さまが自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ)　業務用電力または業務用ウイークエンド電力と自家発補給電力Ａを同一計量する場合で，業務用電力の契約電力が 15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは業務用ウイークエンド電力の契約電力が 16（業務用ウイークエンド電力）(2)ロによって決定されるお客さまのその 1 月の 30 分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用ウイークエンド電力の契約電力をこえないときは，(イ)にかかわらず，自家発補給電力Ａを使用されなかったものとみなします。

ホ　業務用電力または業務用ウイークエンド電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力または業務用ウイークエンド電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(イ)　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは業務用ウイークエンド電力の契約電力を 16（業務用ウイークエンド電力）(2)イによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

(ロ)　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは業務用ウイークエンド電力の契約電力を 16（業務用ウイークエンド電力）(2)ロによって定めるお客さまの場合で，その 1 月の 30 分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用ウイークエンド電力の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，業務用電力または業務用ウイークエンド電力と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその 1 月の最大需要電力とみなします。

ヘ　業務用電力または業務用ウイークエンド電力と同一計量される場合の使用電力量

(イ)　使用電力量は，自家発補給電力Ａの供給時間中に計量された使用電力量から，基

準の電力に自家発補給電力Ａの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

ａ　業務用電力のお客さまの場合

基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。また，15（業務用電力）(5)ロの適用を受けるお客さまの基準の電力は，各時間帯別に定めておくものといたします。

なお，基準の電力の算定にあたり次の(a)，(b)または(c)によりがたい場合は，お客さまと当社との協議により(a)，(b)または(c)に準じて決定いたします。

(a)　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力

(b)　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における業務用電力の平均電力

(c)　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における業務用電力の平均電力

ｂ　業務用ウイークエンド電力のお客さまの場合

基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として休日，平日別に決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａを使用のつど選択することはできません。

なお，基準の電力の算定にあたり次の(a)，(b)または(c)によりがたい場合は，お客さまと当社との協議により(a)，(b)または(c)に準じて決定いたします。

(a)　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における16（業務用ウイークエンド電力）(3)に定める休日，平日別の平均電力

(b)　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における16（業務用ウイークエンド電力）(3)に定める休日，平日別の平均電力

(c)　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における16（業務用ウイークエンド電力）(3)に定める休日，平日別の平均電力

(ロ)　自家発補給電力Ａの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。

(ハ)　使用電力量の区分

自家発補給電力Ａの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ａの最大需要電力

に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ の 他

(ｲ)　定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。

(ﾛ)　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または業務用ウイークエンド電力に準ずるものといたします。

(2)　自家発補給電力Ｂ

イ　適 用 範 囲

高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型のお客さまが，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものについては，適用いたしません。

ロ　契 約 電 力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その 20 パーセントといたします。また，その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

契約電力１キロワットにつき	3,008 円 06 銭

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

a　定期検査または定期補修による場合

1 キロワット時につき	32 円 44 銭

b　a 以外の場合

1 キロワット時につき	35 円 15 銭

(ﾊ)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ｂの使用

(ｲ)　お客さまが自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえないときは，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ﾛ)　高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型と自家発補給電力Ｂを同一計量する場合で，高圧電力の契約電力が 17（高圧電力）(4)ﾛによって決定されるお客さま，高圧電力Ⅰ型の契約電力が 18（高圧電力Ⅰ型）(2)ﾛによって決定されるお客さま，高圧電力Ⅱ型の契約電力が 19（高圧電力Ⅱ型）(2)ﾛによって決定されるお客さままたは高圧電力Ⅲ型の契約電力が 20（高圧電力Ⅲ型）(2)ﾛによって決定されるお客さまのその 1 月の 30 分最大需要電力計の値が高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の契約電力をこえないときは，(ｲ)にかかわらず，自家発補給電力Ｂを使用されなかったものとみなします。

ホ　高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

(ｲ)　高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(4)ｲによって定めるお客さま，高圧電力Ⅰ型の契約電力を 18（高圧電力Ⅰ型）(2)ｲによって定めるお客さま，高圧電力Ⅱ型の契約電力を 19（高圧電力Ⅱ型）(2)ｲによって定めるお客さままたは高圧電力Ⅲ型の契約電力を 20（高圧電力Ⅲ型）(2)ｲによって定めるお客さまの場合で，自

家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

(ﾛ) 高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(4)ロによって定めるお客さま，高圧電力Ⅰ型の契約電力を 18（高圧電力Ⅰ型）(2)ロによって定めるお客さま，高圧電力Ⅱ型の契約電力を 19（高圧電力Ⅱ型）(2)ロによって定めるお客さままたは高圧電力Ⅲ型の契約電力を 20（高圧電力Ⅲ型）(2)ロによって定めるお客さまの場合で，その１月の 30 分最大需要電力計の値が高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型と自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ 高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型と同一計量される場合の使用電力量

(ｲ) 使用電力量は，自家発補給電力Ｂの供給時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ｂの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。また，高圧電力で 17（高圧電力）(5)ロの適用を受けるお客さま，高圧電力Ⅰ型で 18（高圧電力Ⅰ型）(4)ロの適用を受けるお客さま，高圧電力Ⅱ型で 19（高圧電力Ⅱ型）(4)ロの適用を受けるお客さままたは高圧電力Ⅲ型で 20（高圧電力Ⅲ型）(4)ロの適用を受けるお客さまの基準の電力は，各時間帯別に定めておくものといたします。

なお，基準の電力の算定にあたり次のａ，ｂまたはｃによりがたい場合は，お客さまと当社との協議によりａ，ｂまたはｃに準じて決定いたします。

ａ 自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の平均電力

ｂ 自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の平均電力

ｃ 自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電

力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の平均電力

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ｂの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。

(ﾊ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Ｂの使用電力量は，原則として自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト そ の 他

(ｲ) 定期検査または定期補修は，できる限りせん頭期間（7 月，8 月，12 月および 1 月といたします。）をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その 1 月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

(ﾛ) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型に準ずるものといたします。

23 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力，業務用ウイークエンド電力，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望される

ときの契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き，50 キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，1 月につき次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	予　備　線	93 円 50 銭
	予 備 電 源	110 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用ウイークエンド電力，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型に準ずるものといたします。

24 融雪用電力Ａ

(1) 適 用 範 囲

毎日午後 9 時から翌日の午後 4 時までの時間を限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り，3 月以上継続して動力（小型機器は動力と

みなし，付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として，50 キロワット以上であり，かつ，2,000 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2)　契 約 電 力

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。

なお，契約受電設備の総容量については，1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

(イ)　契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表 4（契約電力の算定方法）(1) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

(ロ)　契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。ただし，電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は，次の a によってえた値について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と次の b によってえた値との合計といたします。

a　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量（入力）を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

b　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と a で差し引かれた電熱負荷設備の容量（入力）との合計

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(3)　供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　契約上電気を使用できる期間において継続した 3 月（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。

ハ　当社は，供給設備の状況により，(1) の使用開始時刻を変更することがあります。た

だし，この場合においても，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 7（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器（以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。）を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からニによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	1,227 円 60 銭
	最低使用期間以外の期間	644 円 60 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	30 円 39 銭

ハ　力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(ｲ)　契約電力が 500 キロワット未満の場合

a　負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

b　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(ﾛ)　契約電力が 500 キロワット以上の場合

その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

ニ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　力率割引および割増しの取扱い

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

(ｲ)　(4)ハ(ｲ) b における「正当な理由がある場合」とは，進相用コンデンサの取付け，取外しの場合または力率に変更を生ずるような契約負荷設備もしくは契約受電設備の変更の場合をいいます。

なお，この場合，力率に変更がある場合の基本料金の算定にあたっては，変更前と変更後の力率によって 37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ﾛ)　最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は，(4)ハ(ｲ) a によって定めた力率といたします。ただし，その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は，85 パーセントといたします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

(ｲ)　平均力率は，次の算式によって算定いたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(ﾛ)　最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は，電気を使用した過去の実績を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，その

1月の力率が85パーセントを下回る場合は，85パーセントといたします。

(6) そ の 他

イ (1)における「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)における「10月から翌年の5月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ 契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ 最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年12月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。

ヘ 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定めるところの区分装置に準じて取り扱うものといたします。

ト (4)ニにかかわるその他の事項については，別表8（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。

チ 別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)に定める事項については，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)ハの場合に該当しないものとし，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロに定める事項については，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロ(ハ)の場合に該当しないものといたします。

リ 別表2（燃料費等調整）(5)イに定める事項については，別表2（燃料費等調整）(5)ハの場合に該当しないものといたします。

ヌ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

25 融雪用電力B

(1) 適 用 範 囲

毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間に限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の5月までの期間を限り，3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなし，付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として，50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。

なお，契約受電設備の総容量については，1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

(ｲ)　契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表 4（契約電力の算定方法）(1) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

(ﾛ)　契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。ただし，電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は，次の a によってえた値について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と次の b によってえた値との合計といたします。

a　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量（入力）を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

b　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と a で差し引かれた電熱負荷設備の容量（入力）との合計

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(3)　供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　最低使用期間をあらかじめ設定していただきます。

ハ　当社は，供給設備の状況により，(1) の時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からニによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	1,326 円 60 銭
	最低使用期間以外の期間	666 円 60 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	30 円 52 銭

ハ　力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(イ) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

a　負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

b　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(ﾛ)　契約電力が 500 キロワット以上の場合

その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

ニ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　力率割引および割増しの取扱い

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

(ｲ)　(4)ハ(ｲ) b における「正当な理由がある場合」とは，進相用コンデンサの取付け，取外しの場合または力率に変更を生ずるような契約負荷設備もしくは契約受電設備の変更の場合をいいます。

なお，この場合，力率に変更がある場合の基本料金の算定にあたっては，変更前と変更後の力率によって 37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ﾛ)　最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は，(4)ハ(ｲ) a によって定めた力率といたします。ただし，その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は，85 パーセントといたします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

(ｲ)　平均力率は，次の算式によって算定いたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(ﾛ)　最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は，電気を使用した過去の実績を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は，85 パーセントといたします。

(6)　そ　の　他

イ　(1)における「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)における「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年12月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。

ヘ　当社は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。

ト　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定めるところの区分装置に準じて取り扱うものといたします。

チ　(4)ニにかかわるその他の事項については，別表8（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。

リ　別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)に定める事項については，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)ハの場合に該当しないものとし，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロに定める事項については，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロ(ハ)の場合に該当しないものといたします。

ヌ　別表2（燃料費等調整）(5)イに定める事項については，別表2（燃料費等調整）(5)ハの場合に該当しないものといたします。

ル　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

26　融雪用電力C

(1)　適用範囲

毎日午後9時から翌日の午後4時までの時間を限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の5月までの期間を限り，3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなし，付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として，50 キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満であるものに適用いたします。

(2)　契約電力

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。

なお，契約受電設備の総容量については，1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

(ｲ) 契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表 4（契約電力の算定方法）(1) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

(ﾛ) 契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。ただし，電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は，次の a によってえた値について別表 4（契約電力の算定方法）(2) に準じて算定してえた値と次の b によってえた値との合計といたします。

a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量（入力）を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量と a で差し引かれた電熱負荷設備の容量（入力）との合計

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 供 給 条 件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 最低使用期間をあらかじめ設定していただきます。

ハ 当社は，供給設備の状況により，(1) の使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合においても，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からニによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最低使用期間	721円60銭
	最低使用期間以外の期間	556円60銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	33円51銭

ハ　力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る1パーセントにつき，基本料金を1パーセント割増しいたします。

(イ)　契約電力が500キロワット未満の場合

a　負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

b　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(ロ)　契約電力が500キロワット以上の場合

その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

ニ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その1月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5) 力率割引および割増しの取扱い

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) (4)ハ(イ)bにおける「正当な理由がある場合」とは，進相用コンデンサの取付け，取外しの場合または力率に変更を生ずるような契約負荷設備もしくは契約受電設備の変更の場合をいいます。

なお，この場合，力率に変更がある場合の基本料金の算定にあたっては，変更前と変更後の力率によって37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその1月の力率は，(4)ハ(イ)aによって定めた力率といたします。ただし，その1月の力率が85パーセントを下回る場合は，85パーセントといたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 平均力率は，次の算式によって算定いたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(ロ) 最低使用期間でまったく電気を使用しないその1月の力率は，電気を使用した過去の実績を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，その1月の力率が85パーセントを下回る場合は，85パーセントといたします。

(6) そ の 他

イ (1)における「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)における「10月から翌年の5月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ 契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ 最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年12月の検針

日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。

ヘ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定めるところの区分装置に準じて取り扱うものといたします。

ト　(4)ニにかかわるその他の事項については，別表8（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。

チ　別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)に定める事項については，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)ハの場合に該当しないものとし，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロに定める事項については，別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロ(ハ)の場合に該当しないものといたします。

リ　別表2（燃料費等調整）(5)イに定める事項については，別表2（燃料費等調整）(5)ハの場合に該当しないものといたします。

ヌ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

27　融雪用電力D

(1)　適用範囲

毎日午後4時から午後9時までの時間帯のうち2時間を除いた22時間に限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の5月までの期間を限り，3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなし，付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として，50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満であるものに適用いたします。

(2)　契約電力

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力は，契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち，いずれか小さい値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力および契約受電設備の総容量は，次によるものといたします。

なお，契約受電設備の総容量については，1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

(イ)　契約負荷設備の総入力

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表4（契約電力の算定方法）(1)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

(ロ)　契約受電設備の総容量

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表 4（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。ただし，電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合は，次のａによってえた値について別表 4（契約電力の算定方法）(2)に準じて算定してえた値と次のｂによってえた値との合計といたします。

ａ　電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量（入力）を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ｂ　電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とａで差し引かれた電熱負荷設備の容量（入力）との合計

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(3)　供 給 条 件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　最低使用期間をあらかじめ設定していただきます。

ハ　当社は，供給設備の状況により，(1)の時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からニによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または

割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力 1 キロワットにつき	最低使用期間	732 円 60 銭
	最低使用期間以外の期間	556 円 60 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	33 円 77 銭

ハ　力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が，85 パーセントを上回る場合は，その上回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，その下回る 1 パーセントにつき，基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(ｲ)　契約電力が 500 キロワット未満の場合

a　負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

b　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(ﾛ)　契約電力が 500 キロワット以上の場合

その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）といたします。

ニ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　力率割引および割増しの取扱い

イ　契約電力が 500 キロワット未満の場合

(ｲ)　(4)ハ(ｲ) b における「正当な理由がある場合」とは，進相用コンデンサの取付け，取外しの場合または力率に変更を生ずるような契約負荷設備もしくは契約受電設備の変更の場合をいいます。

なお，この場合，力率に変更がある場合の基本料金の算定にあたっては，変更前と変更後の力率によって 37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ﾛ)　最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は，(4)ハ(ｲ) a によって定めた力率といたします。ただし，その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は，85 パーセントといたします。

ロ　契約電力が 500 キロワット以上の場合

(ｲ)　平均力率は，次の算式によって算定いたします。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(ﾛ)　最低使用期間でまったく電気を使用しないその 1 月の力率は，電気を使用した過去の実績を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，その 1 月の力率が 85 パーセントを下回る場合は，85 パーセントといたします。

(6)　そ　の　他

イ　(1)における「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)における「10 月から翌年の 5 月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　契約期間満了に先だって，原則としてこの契約種別以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ニ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，原則としてこの契約種別に需給契約を変更することはできません。

ホ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間といたします。

ヘ　当社は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。

ト　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定めるところの区分装置に準じて取り扱うものといたします。

チ　(4)ニにかかわるその他の事項については，別表 8（検知制御装置付融雪用機器割引

額の算定）によるものといたします。

リ　別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)に定める事項については，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)ハの場合に該当しないものとし，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロに定める事項については，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)ロ(ハ)の場合に該当しないものといたします。

ヌ　別表２（燃料費等調整）(5)イに定める事項については，別表２（燃料費等調整）(5)ハの場合に該当しないものといたします。

ル　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

28　業務用蓄熱調整契約

(1)　適 用 範 囲

業務用電力または業務用ウイークエンド電力として電気の供給を受け，ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）を行なう需要で，当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2)　休日平日区分および時間帯区分

イ　休日平日区分は，次のとおりといたします。

(イ)　休　　日

土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日をいいます。

(ロ)　平　　日

休日以外の日をいいます。

ロ　時間帯区分は，次のとおりといたします。

(イ)　昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

(ロ)　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3)　料　　金

各月の料金は，業務用電力または業務用ウイークエンド電力によって料金として算定された金額から，イによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

イ　蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

(ｲ)　業務用電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄　熱
割引額　＝　業務用電力（一般料金）の使用電力量１キロワット時当たり料金
×　その１月の蓄熱電力量　×　ニ（ｲ）の蓄熱割引率

(ﾛ)　業務用電力（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄　熱
割引額　＝　業務用電力（時間帯別料金）の夜間時間における使用電力量１キロワット時当たり料金
×　その１月の蓄熱電力量　×　ニ（ﾛ）の蓄熱割引率

(ﾊ)　業務用ウイークエンド電力として電気の供給を受ける場合

蓄　熱
割引額　＝　業務用ウイークエンド電力の休日における使用電力量１キロワット時当たり料金
×　その１月の休日の蓄熱電力量　×　ニ(ﾊ)の休日の蓄熱割引率
＋　業務用ウイークエンド電力の平日における使用電力量１キロワット時当たり料金
×　その１月の平日の蓄熱電力量　×　ニ(ﾊ)の平日の蓄熱割引率

ロ　蓄熱電力量

蓄熱電力量は，(4)により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。この場合，控除率は，別表９（業務用蓄熱調整契約における標準控除率表）に定める標準控除率，または蓄熱運転を行なう負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の

稼働状況等にもとづいて，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

(ｲ)　業務用電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄　熱　割　引　率	17.3パーセント

(ﾛ)　業務用電力（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄　熱　割　引　率	7.3パーセント

(ﾊ)　業務用ウイークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	休　日	平　日
蓄　熱　割　引　率	8.5パーセント	11.5パーセント

ホ　単位および端数処理

(ｲ)　控除電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ﾛ)　控除率の単位は，1パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(4)　夜間使用電力量の計量

イ　当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

なお，当社は，供給設備の状況により，(2)ロ(ｲ)の開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，昼間時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　夜間使用電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ニ　夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

ホ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(5)　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の各月の料金は，(3)によって料

金として算定された金額から，ロによって算定された蓄熱ピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ) お客さまが本取扱いの適用を希望されること。

(ﾛ) 蓄熱運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生すること。

なお，お客さまの発電設備により負荷の調整を行なう場合は，本取扱いを適用いたしません。

ロ 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は，1 月につき次のとおり算定いたします。ただし，業務用電力または業務用ウイークエンド電力としてまったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は，半額といたします。

蓄熱ピークシフト割引額 ＝ ハの蓄熱ピークシフト電力 × ニの割引単価

ハ 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，契約電力から 1 年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ 割 引 単 価

割引単価は，1 月につき次のとおりといたします。

(ｲ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	2,165 円 46 銭

(ﾛ) 業務用ウイークエンド電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力 1 キロワットにつき	2,642 円 31 銭

ホ 当社は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，それぞれの時間帯別に計量できる 30 分最大需要電力計を取り付けます。

ヘ 1 年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等に

ついては，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお，それが本取扱い適用後1年に満たない場合には，本取扱いの適用が解消された月の料金は，料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加えたものといたします。

(6) そ の 他

イ 当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ 当社は，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，蓄熱ピークシフト割引額を別表6(蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式)により日割計算をして，料金を算定いたします。

ニ 36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに蓄熱ピークシフト割引額を算定いたします。

29 産業用蓄熱調整契約

(1) 適 用 範 囲

高圧電力,高圧電力Ⅰ型,高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型として電気の供給を受け，蓄熱運転を行なう需要で，当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型によって料金として算定された金額から，イによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その1月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

(イ) 高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 高圧電力（一般料金）の使用電力量1キロワット時当たり料金 × その1月の蓄熱電力量 × ニ (イ) の蓄熱割引率

(ロ) 高圧電力Ⅰ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 高圧電力Ⅰ型（一般料金）の使用電力量1キロワット時当たり料金 × その1月の蓄熱電力量 × ニ (ロ) の蓄熱割引率

(ハ) 高圧電力Ⅱ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 高圧電力Ⅱ型（一般料金）の使用電力量1キロワット時当たり料金 × その1月の蓄熱電力量 × ニ (ハ) の蓄熱割引率

(ニ) 高圧電力Ⅲ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 高圧電力Ⅲ型（一般料金）の使用電力量1キロワット時当たり料金 × その1月の蓄熱電力量 × ニ (ニ) の蓄熱割引率

(ホ) 高圧電力（時間帯別料金），高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金），高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引額 ＝ 高圧電力（時間帯別料金），高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金），高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）の夜間時間における使用電力量1キロワット時当たり料金 × その1月の蓄熱電力量 × ニ (ホ) の蓄熱割引率

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は，夜間使用電力量といたします。ただし，控除電力量が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　控除電力量

控除電力量は，控除率を乗じてえた値といたします。この場合，控除率は，蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいて，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

(イ)　高圧電力（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄　熱　割　引　率	12.6 パーセント

(ロ)　高圧電力Ⅰ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄　熱　割　引　率	16.7 パーセント

(ハ)　高圧電力Ⅱ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄　熱　割　引　率	14.5 パーセント

(ニ)　高圧電力Ⅲ型（一般料金）として電気の供給を受ける場合

蓄　熱　割　引　率	9.5 パーセント

(ホ)　高圧電力（時間帯別料金），高圧電力Ⅰ型（時間帯別料金），高圧電力Ⅱ型（時間帯別料金）または高圧電力Ⅲ型（時間帯別料金）として電気の供給を受ける場合

蓄　熱　割　引　率	7.3 パーセント

ホ　単位および端数処理

(イ)　控除電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ)　控除率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

(4)　夜間使用電力量の計量

イ　当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

なお，当社は，供給設備の状況により，(2)イの開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，昼間時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　夜間使用電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則 2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ニ　夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

ホ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(5)　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の各月の料金は，(3)によって料金として算定された金額から，ロによって算定された蓄熱ピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

(ｲ)　お客さまが本取扱いの適用を希望されること。

(ﾛ)　蓄熱運転によって，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生すること。

なお，お客さまの発電設備により負荷の調整を行なう場合は，本取扱いを適用いたしません。

ロ　蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は，1 月につき次のとおり算定いたします。ただし，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型としてまったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は，半額といたします。

蓄熱ピークシフト割引額 ＝ ハの蓄熱ピークシフト電力 × ニの割引単価

ハ　蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，契約電力から 1 年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から，蓄熱ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　割 引 単 価

割引単価は，1 月につき次のとおりといたします。

(ｲ)　高圧電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,324円41銭

(ロ) 高圧電力Ⅰ型として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,800円81銭

(ハ) 高圧電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,043円91銭

(ニ) 高圧電力Ⅲ型として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	2,670円36銭

ホ 当社は，夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため，それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

ヘ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお，それが本取扱い適用後1年に満たない場合には，本取扱いの適用が解消された月の料金は，料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加えたものといたします。

(6) そ の 他

イ 当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ 当社は，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，蓄熱ピークシフト割引額を別表6(蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式)により日割計算をして，料金を算定いたします。

ニ 36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに蓄熱ピークシフト割引額を算定いたします。

30 業務用空調システム契約（エコ・アイスプラス）

(1) 適 用 範 囲

業務用電力または業務用ウイークエンド電力として電気の供給を受け，電気空調機器の蓄熱運転と蓄熱運転以外の運転とを組みあわせて行なう需要で，次のいずれにも該当

し，当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

イ　氷蓄熱式空調システム等の蓄熱式空調機器を有し冷暖房のための蓄熱式運転を行なうことで業務用蓄熱調整契約の適用を受けること。

ロ　蓄熱式空調機器を含む電気空調システム（以下「総合電気空調システム」といいます。）を使用すること。

なお，この場合の総合電気空調システムの各機器の電気方式は，交流3相3線式とし，定格電圧は，200ボルト以上といたします。

(2)　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

冬期間（毎年11月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。）の毎日午後4時から午後6時までの時間をいいます。

ロ　オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

(3)　料　　金

各月の料金は，業務用電力または業務用ウイークエンド電力によって料金として算定された金額から，イによって算定された空調システム割引額を差し引いたものといたします。

イ　空調システム割引額

空調システム割引額は，1月につき次のとおり算定いたします。

空調システム割引額 ＝ ロの非蓄熱電力量 × ハの割引単価

ロ　非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は，(4)により計量された総合電気空調システムのオフピーク時間における使用電力量から28（業務用蓄熱調整契約）(3)ロの蓄熱電力量を差し引いた使用電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって非蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　割 引 単 価

割引単価は，次のとおりといたします。

非蓄熱電力量1キロワット時につき	4円40銭

(4)　計　　量

イ　当社は，総合電気空調システムの非蓄熱電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に原則として低圧で計量いたします。この場合，総合電気空調システムは，専用の回路で施設していただきます。

ロ　非蓄熱電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則 2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ニ　非蓄熱電力量の計量は，特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

(5)　そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから総合電気空調システムに関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，総合電気空調システムの内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

31　業務用電化厨房契約（クック e プラス）

(1)　適 用 範 囲

業務用電力または業務用ウイークエンド電力として電気の供給を受け，別表 10（業務用電化厨房契約における適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し，その総容量（出力）が原則として 20 キロワット以上の需要で，かつ，当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2)　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

冬期間（毎年 11 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間といたします。）の毎日午後 4 時から午後 6 時までの時間をいいます。

ロ　オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

(3)　料　　金

各月の料金は，業務用電力または業務用ウイークエンド電力によって料金として算定された金額から，イによって算定された電化厨房割引額を差し引いたものといたします。

イ　電化厨房割引額

電化厨房割引額は，1 月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 ＝ ロの割引対象電力量 × ハの割引単価

ロ　割引対象電力量

割引対象電力量は，(4)により計量された電化厨房機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって割引対象電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　割 引 単 価

割引単価は，次のとおりといたします。

割引対象電力量1キロワット時につき	4円40銭

(4)　計　　量

イ　当社は，電化厨房機器の使用電力量（以下「電化厨房電力量」といいます。）を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，電化厨房機器は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　電化厨房電力量の計量は，35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ　供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは，附則 2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ニ　電化厨房電力量の計量は，特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

(5)　そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

Ⅳ　料金の算定および支払い

32　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

33　検　針　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者が定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3)　当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

(4)　(3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後の検針日に検針を行なったものといたします。

(5)　(3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

34　料金の算定期間

(1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前

の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2)　記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または 30 分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

35　使用電力量等の計量

(1)　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量（15〔業務用電力〕(5)ロ，17〔高圧電力〕(5)ロ，18〔高圧電力Ⅰ型〕(4)ロ，19〔高圧電力Ⅱ型〕(4)ロまたは20〔高圧電力Ⅲ型〕(4)ロの適用を受けるお客さまについては，原則として各時間帯別，業務用ウイークエンド電力の適用を受けるお客さまについては，原則として休日，平日別に算定いたします。）は，次の場合ならびに(2)，(8)および(9)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

イ　33（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　33（検針日）(4)の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間

の使用電力量といたします。

ハ　33（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2)　当社は，料金の算定期間における使用電力量を記録型計量器に 30 分ごとに記録された電力量計の値により算定することがあります。この場合，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

(3)　(2)により料金の算定期間における使用電力量を算定する場合，当社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(4)　料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(8)および(9)の場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

(5)　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の 2 分の 1 の値を単位といたします。

(6)　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(7)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(8)　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(9)の場合を除き，次によります。

イ　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(2)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした 30 分最大需要電力計ごとに(4)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたし

ます。

(9)　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款の定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

36　料 金 の 算 定

(1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約電力，供給電圧，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　34（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

ニ　34（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

(2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

37　日　割　計　算

(1)　当社は，36（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表 5（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 5（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2)　36（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，36（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3)　力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表 5（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。

(4)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

38　料金の支払義務および支払期日

(1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　検針日といたします。ただし，33（検針日）(4)の場合の料金または35（使用電力量等の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，35（使用電力量等の計量）(9)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

(2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3)　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

(4)　複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(2)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

39　料金その他の支払方法

(1)　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

(2)　お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4)　33（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(5)　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

(6)　臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金は，原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金に利息を付しません。

40　延　滞　利　息

(1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

41　保　　証　　金

(1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先

だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(イ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3)　当社は，保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5)　当社は，保証金について利息を付しません。

(6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

42　適正契約の保持

当社は,お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には,すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

43　契 約 超 過 金

(1)　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2)　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

44　力 率 の 保 持

(1)　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また，契約電力が 500 キロワット以上のお客さまについては，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

(2)　当社または当該配電事業者は，当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

なお，この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

45　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1)　需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

(2)　64（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4)　計量器の検針または計量値の確認

(5)　47（供給の停止），56（需給契約の廃止）(1)または58（解約等）により必要な処置

(6)　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

46　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1)　お客さまの電気の使用が，次の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設もしくは変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2)　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接

続していただきます。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

47 供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ 料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次に該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃおよび融雪用電力Ｄの場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたときまたは契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。

(4) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ 高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型，高圧電力Ⅲ型もしくは自家発補給電力Ｂの場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ホ 45（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 46（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5)　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(6)　(1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

48　供給停止の解除

47（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

49　供給停止期間中の料金

47(供給の停止)によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 37（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。

50　違　　約　　金

(1)　お客さまが 47（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2)　(1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

51　供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1)　当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

(2)　当社は(1)にともなう料金の減額は行いません。

52　損害賠償の免責

(1)　10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合および 51（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2)　47（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 58（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

53　設 備 の 賠 償

(1)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

(2)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

54　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

55　名 義 の 変 更

合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

56　需給契約の廃止

(1)　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2)　需給契約は，58（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

57　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

(1)　お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理

由による場合を除きます。

イ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

(ｲ)　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

(ﾛ)　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ロ　契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

(ｲ)　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分（業務用電力，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の料金を時間帯別料金として定める場合は，各時間帯別，業務用ウイークエンド電力の場合は，休日，平日別にあん分いたします。）してえたものといたします。

(ﾛ)　当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

a　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ハ　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(ｲ)　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日

の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分（業務用電力，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の料金を時間帯別料金として定める場合は，各時間帯別，業務用ウイークエンド電力の場合は，休日，平日別にあん分いたします。）してえたものといたします。

(ﾛ) 当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

なお，減少にともない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(ｲ) 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分（業務用電力，高圧電力，高圧電力Ⅰ型，高圧電力Ⅱ型または高圧電力Ⅲ型の料金を時間帯別料金として定める場合は，各時間帯別，業務用ウイークエンド電力の場合は，休日，平日別にあん分いたします。）してえたものといたします。

(ロ) 当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

なお，減少にともない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等に係る請求を受けた場合はその金額

(2) (1)において，お客さまが新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用されていた場合は，当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止し，または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，(1)イまたはハにより精算いたします。ただし，当社の供給設備を1年以上利用される契約電力に見合う部分がある場合で，当社の供給設備を1年以上利用されるその契約電力に見合う部分が変更後の契約電力を上回るときは，その上回る契約電力分について託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。なお，当社が託送約款を変更した場合には，変更後の託送供給等約款によります。）に準じて算定された託送費相当分の20パーセントに該当する金額を，(1)イまたはハにより算定された精算額から差し引くものといたします。

なお，この場合の工事費の精算は，次のイまたはロのとおりといたします。

イ お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止し，または契約電力を減少される日までの契約電力が，お客さまが契約電力を新たに設定された日の前日の当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を上回らない場合，工事費の精算を行ないません。

ロ イ以外の場合，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止し，または契約電力を減少される日までの契約電力が，お客さまが契約電力を新たに設定された日の前日の当社供給設備の利用における契約電力に見合う部分を上回る部分について，(1)イまたはハに準じて，工事費の精算を行ないます。

(3) 15（業務用電力）(4)イ，16（業務用ウイークエンド電力）(2)イ，17（高圧電力）(4)イ，18（高圧電力Ⅰ型）(2)イ，19（高圧電力Ⅱ型）(2)イまたは20（高圧電力Ⅲ型）(2)

イによって契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または15（業務用電力）(4)イ(イ)ｃ，16（業務用ウイークエンド電力）(2)イ(イ)ｂ，17（高圧電力）(4)イ(イ)ｃ，18（高圧電力Ⅰ型）(2)イ(イ)ｂ，19（高圧電力Ⅱ型）(2)イ(イ)ｂもしくは 20（高圧電力Ⅲ型）(2)イ(イ)ｂにより契約電力を減少しようとされる場合は，(1)および(2)に準ずるものといたします。この場合，(1)および(2)にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）(4)イ(イ)ｃ，16（業務用ウイークエンド電力）(2)イ(イ)ｂ，17（高圧電力）(4)イ(イ)ｃ，18（高圧電力Ⅰ型）(2)イ(イ)ｂ，19（高圧電力Ⅱ型）(2)イ(イ)ｂまたは20（高圧電力Ⅲ型）(2)イ(イ)ｂにより契約電力を減少しようとされる日といたします。

58 解　約　等

(1)　47（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2)　お客さまが，56（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

59 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

60　供給方法，工事および施設

(1)　電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2)　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3)　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4)　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

61　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1)　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2)　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4)　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2) および(3) にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

62　工事費負担金契約書の作成

当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事費負担金契約書を作成いたします。

なお，工事費負担金契約の締結は，工事着手前に行ないます。

Ⅷ　保　　安

63　保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

64　保安等に対するお客さまの協力

(1)　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(3)　当社または当該配電事業者は，必要に応じて供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，令和５年６月１日から実施いたします。

2　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は，35（使用電力量等の計量）(6)にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3　臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い

21（臨時電力）(1)イの対象となるお客さまで，21（臨時電力）(2)により定める契約電力が500キロワット未満となる場合の料金は，21（臨時電力）(3)にかかわらず，次によって算定された基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,436円72銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	35円31銭

(3)　力率割引および割増し

イ　負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さ

まと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。

ロ　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

4　自家発補給電力Ｂのお客さまの料金算定にかかわる取扱い

22（自家発補給電力）(2)の対象となるお客さまで，22（自家発補給電力）(2)ロにより定める契約電力が 500 キロワット未満となる場合の料金は，22（自家発補給電力）(2)ハにかかわらず，次によって算定された基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その 20 パーセントといたします。また，その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,330 円 46 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

イ　定期検査または定期補修による場合

1 キロワット時につき	34 円 13 銭

ロ　イ以外の場合

1 キロワット時につき	37 円 26 銭

(3)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

5　業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

(1)　この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款［高圧用］（以下「旧離島約款」といいます。）附則 5（業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまについては，28（業務用蓄熱調整契約）(1)または 29（産業用蓄熱調整契約）(1)にかかわらず，業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約を適用いたします。

(2)　(1)により業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を受ける場合は，28（業務用蓄熱調整契約）(1)または 29（産業用蓄熱調整契約）(1)の「ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）」は，「蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）」と読み替えるものといたします。

6　蓄熱ピークシフト割引額の算定にかかわる取扱い

28（業務用蓄熱調整契約）(5)へまたは 29（産業用蓄熱調整契約）(5)へにより本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加える場合で，その「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額」に旧離島約款の業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約により算定された蓄熱ピークシフト割引額が含まれるときの「本取扱いの適用が解消された月の料金」は，28（業務用蓄熱調整契約）(5)へまたは 29（産業用蓄熱調整契約）(5)へに準じて算定いたします。この場合，「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額」は，旧離島約款の業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約により算定された蓄熱ピークシフト割引額の合計金額と，この離島約款により算定された各月の蓄熱ピークシフト割引額とを合計した金額といたします。

7　アンシラリーサービス料についての特別措置

お客さまが平成 17 年 9 月 30 日までに当社の供給設備に電気的に接続して使用された発電設備については，当該発電設備を更新されない限り，本則にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。

8　計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは，35（使用電力量等の計量）(5)ロにかかわらず，当分の間，整数位までといたします。

なお，この取扱いを終了する場合は，当社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせ

いたします。

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　契約電力が 500 キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう 4 月の検針日は，5 月 1 日といたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，予備電力の場合，その 1 月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(イ)　(ロ)および(ハ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(ロ)　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ハ)の場合を除き，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ハ)　契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう4月の検針日は，5月1日といたします。

2　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額の算定

イ　燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は，(2)イ(ハ)により算定された燃料費調整単価，(3)イ(ハ)により算定された加重平均市場価格調整単価および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整単価により算定したします。

ロ　燃料費等調整額

燃料費等調整額は，(2)イ(ニ)により算定された燃料費調整額，(3)イ(ホ)により算定された加重平均市場価格調整額および当社の託送約款等にもとづき算定された離島ユニバーサルサービス調整額により算定いたします。

(2)　燃料費調整

イ　燃料費調整額の算定

(イ)　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

また，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 ＝ A × α ＋ B × β ＋ C × γ

A ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α ＝ 0.1946

β ＝ 0.0827

γ ＝ 1.0081

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は，次のとおりといたします。

基　準　燃　料　価　格	89,500 円

(ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価 = (基準燃料価格 - 平均燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1,000}$$

b　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times \frac{ロの基準単価}{1,000}$$

(ニ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ホ) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお，燃料費調整単価が(ハ) a により算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が(ハ) b により算定される場合は，燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 8 厘

(3)　加重平均市場価格調整

イ　加重平均市場価格調整額の算定

(イ)　加重平均市場価格

a　1 キロワット時当たりの加重平均市場価格は，次の算式によって算定された値といたします。

また，加重平均市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

加重平均市場価格 ＝ D × δ ＋ E × ε

D ＝ 各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E ＝ 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

δ ＝ 0.6760

ε ＝ 0.3240

なお，各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b　a によりがたい場合は，調整の基準となる市場価格等を基準として，当社が決定した値といたします。

(ロ)　基準市場価格

1 キロワット時当たりの基準市場価格は，次のとおりといたします。

基　準　市　場　価　格	23円94銭

(ハ)　加重平均市場価格調整単価

加重平均市場価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，加重平均市場価格調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a　1キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

加重平均市場価格調整単価 ＝

（基準市場価格－加重平均市場価格）× ロの調整係数

b　1キロワット時当たりの加重平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

加重平均市場価格調整単価 ＝

（加重平均市場価格－基準市場価格）× ロの調整係数

(ニ)　加重平均市場価格調整単価の適用

各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は，その加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は，(5)のとおりといたします。

(ホ)　加重平均市場価格調整額

加重平均市場価格調整額は，その 1 月の使用電力量に(ハ)によって算定された加重平均市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお，加重平均市場価格調整単価が(ハ) a により算定される場合は，加重平均市場価格調整額を差し引くものとし，加重平均市場価格調整単価が(ハ) b により算定される場合は，加重平均市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ　調 整 係 数

調整係数は，次のとおりといたします。

調　整　係　数	0.229

(4)　離島ユニバーサルサービス調整

離島平均燃料価格，離島基準燃料価格，離島調整上限燃料価格，離島ユニバーサルサービス調整単価および離島ユニバーサルサービス調整額ならびに離島基準単価は，当社の託送約款等に定める離島ユニバーサルサービス調整によるものといたします。

(5)　適 用 期 間

イ　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，ロおよびハの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 加重平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 加重平均市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，検針日は，計量日といたします。

ハ　契約電力が 500 キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間，各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

(6)　燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は，(2)イ(イ)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格，(3)イ(イ)の各加重平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格，離島ユニバーサルサービス調整単価ならびに(1)イによって算定された燃料費等調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量(キロボルトアンペア)は，次の算式によって算定された値といたします。

(1)　Δ またはＹ結線の場合

群容量 ＝ 単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 3

(2)　Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量 ＝ 単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 × 0.866

(3)　変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

群容量 ＝ 電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）
－ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）
＋ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 × 0.866

4　契約電力の算定方法

高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで，契約電力が 500 キロワット未満の場合の契約電力は，次の(1)の値と(2)の値のうち，いずれか小さいものといたします。

(1)　契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，託送約款等に定める負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を託送約款等に定める契約負荷設備の総容量の算定（この場合，1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に準じて算定いたします。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ただし，電灯または小型機器は，その全部を 1 台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
次の 100 キロワットにつき	70 パーセント
次の 150 キロワットにつき	60 パーセント
次の 200 キロワットにつき	50 パーセント
500 キロワットをこえる部分につき	30 パーセント

(2)　契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表 3〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに託送約款等に定める負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
次の 50 キロワットにつき	70 パーセント
次の 200 キロワットにつき	60 パーセント
次の 300 キロワットにつき	50 パーセント
600 キロワットをこえる部分につき	40 パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　2 次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　2 次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

5　日割計算の基本算式

(1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，36（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}} \text{ といたします。}$$

ロ　日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ)　36（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ)　36（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたしま

す。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3)　34（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。

(4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

6　蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式

(1)　蓄熱ピークシフト割引額の日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$1\text{月の蓄熱ピークシフト割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，36（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}} \text{といたします。}$$

(2)　業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を開始し，または業務用蓄熱調整契約もしくは産業用蓄熱調整契約による契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を開始した場合

開始日の直前の検針日から，開始日の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約による契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3)　34（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)にいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を開始し，または業務用蓄熱調整契約もしくは産業用蓄熱調整契約による契約が消滅した場合の(1)にいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。

(4)　業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を開始し，または業務用蓄熱調整契約もしくは産業用蓄熱調整契約による契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を開始した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約による契約が消滅した場合

そのお客さまの検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

7　検知制御装置付融雪用機器

(1)　検知制御装置付融雪用機器とは，次のイおよびロに該当するものをいいます。

なお，「融雪用機器」とは，道路，歩道橋，駐車場，屋根等に設置された融雪用機器をいいます。

イ　次のいずれかに該当する機能を有するもの。

(イ)　降雪検知

(ロ)　屋根，路面状況検知

ロ　イにより自動的に通電制御ができるもの。

(2)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(3)　当社は，検知制御装置付融雪用機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，検知制御装置付融雪用機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

8　検知制御装置付融雪用機器割引額の算定

(1)　契約負荷設備に検知制御装置付融雪用機器以外の負荷設備がある場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定いたします。

$$\text{検知制御装置付融雪用機器割引額} = \text{割引対象額} \times 10\text{パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{検知制御装置付融雪用機器の負荷設備容量（入力）}}{\text{契約負荷設備の総容量（入力）}} \times 100$$

なお，割引対象率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(3)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けまたは取り替えられた場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が検知制御装置付融雪用機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(4)　(2)または36（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，その1月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。

9　業務用蓄熱調整契約における標準控除率表

用　　途	業　　種	標準控除率
空　　調	旅館・ホテル	20パーセント
	病　　院	10パーセント
	コンピュータセンター	20パーセント
	放　送　局	30パーセント
給　　湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

10　業務用電化厨房契約における適用対象機器類別

適用対象機器類別は，次のとおりといたします。ただし，この場合の機器の定格電圧は，200ボルト以上といたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティ

ングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，その他加熱厨房機器

電気事業法施行規則第 31 条
の規定に基づく添付書類

１．変更を必要とする理由

２．離島等供給約款の変更の内容および新旧対比表

３．料金の算出の根拠

４．請求書および請求書兼振込票発行手数料説明書

１．変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者（北海道電力株式会社）が特定小売供給約款等に定める料金その他の供給条件の見直しを行なうことにともない，当該内容を離島等供給約款の料金その他の供給条件に反映するべく，離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

２．離島等供給約款の変更の内容および新旧対比表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては，みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社）が特定小売供給約款等に定める料金率を見直すことおよび一部料金メニューの取扱いを変更したことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
離島等供給約款［低圧用］ 令和５年４月１日実施 北海道電力ネットワーク株式会社	離島等供給約款［低圧用］ 令和５年６月１日実施 北海道電力ネットワーク株式会社

変更前（令和５年４月１日実施）

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1
2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1
3　定　　義 …… 1
4　単位および端数処理 …… 2
5　実　施　細　目 …… 3

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み …… 4
7　需給契約の成立および契約期間 …… 4
8　需　要　場　所 …… 5
9　需給契約の単位 …… 6
10　供　給　の　開　始 …… 7
11　供　給　の　単　位 …… 7
12　承　諾　の　限　界 …… 7
13　需給契約書の作成 …… 8

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別 …… 9
15　定　額　電　灯 …… 10
16　従　量　電　灯 …… 11
17　時間帯別電灯（ドリーム８（エイト））…… 16
18　ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム８（エイト）エコ）…… 18
19　３時間帯別電灯（ｅタイム３（スリー））…… 21
20　臨　時　電　灯 …… 22
21　公　衆　街　路　灯 …… 25
22　低　圧　電　力 …… 29
23　低圧時間帯別電力 …… 31
24　臨　時　電　力 …… 33
25　農　事　用　電　力 …… 34
26　深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ …… 36
27　深　夜　電　力　Ｃ …… 38
28　融雪用電力Ａ（ホットタイム１９（イチキュー））…… 40
29　融雪用電力Ｂ（ホットタイム２２（ニニイ））…… 42
30　融雪用電力Ｃ（ホットタイム１９（イチキュー）エコ）…… 45

変更後（令和５年６月１日実施）

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1
2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1
3　定　　義 …… 1
4　単位および端数処理 …… 2
5　実　施　細　目 …… 3

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み …… 4
7　需給契約の成立および契約期間 …… 4
8　需　要　場　所 …… 5
9　需給契約の単位 …… 5
10　供　給　の　開　始 …… 5
11　供　給　の　単　位 …… 5
12　承　諾　の　限　界 …… 6
13　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別 …… 7
15　定　額　電　灯 …… 8
16　従　量　電　灯 …… 9
17　時間帯別電灯（ドリーム８（エイト））…… 14
18　３時間帯別電灯（ｅタイム３（スリー））…… 16
19　臨　時　電　灯 …… 18
20　公　衆　街　路　灯 …… 21
21　低　圧　電　力 …… 24
22　臨　時　電　力 …… 26
23　農　事　用　電　力 …… 28
24　融雪用電力Ａ（ホットタイム１９（イチキュー））…… 29
25　融雪用電力Ｂ（ホットタイム２２（ニニイ））…… 31
26　融雪用電力Ｃ（ホットタイム１９（イチキュー）エコ）…… 34

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
31 融雪用電力Ｄ（ホットタイム２２（にに）エコ） …… 48 32 融雪用電力Ｌ（ホットタイム２２（にに）ロング） …… 50 33 低圧蓄熱調整契約 …… 53	27 融雪用電力Ｄ（ホットタイム２２（にに）エコ） …… 36 28 融雪用電力Ｌ（ホットタイム２２（にに）ロング） …… 39
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
34 料金の適用開始の時期 …… 56 35 検　針　日 …… 56 36 料金の算定期間 …… 56 37 使用電力量の計量 …… 57 38 料 金 の 算 定 …… 60 39 日 割 計 算 …… 60 40 料金の支払義務および支払期日 …… 60 41 料金その他の支払方法 …… 61 42 延 滞 利 息 …… 63 43 保　証　金 …… 63	29 料金の適用開始の時期 …… 42 30 検　針　日 …… 42 31 料金の算定期間 …… 42 32 使用電力量の算定 …… 43 33 料 金 の 算 定 …… 44 34 日 割 計 算 …… 44 35 料金の支払義務および支払期日 …… 44 36 料金等のお知らせおよび請求 …… 45 37 料金その他の支払方法 …… 46 38 延 滞 利 息 …… 47 39 保　証　金 …… 47
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
44 適正契約の保持 …… 65 45 力 率 の 保 持 …… 65 46 需要場所への立入りによる業務の実施 …… 65 47 電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 66 48 供 給 の 停 止 …… 66 49 供給停止の解除 …… 67 50 供給停止期間中の料金 …… 67 51 違　約　金 …… 68 52 供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 68 53 制限または中止の料金割引 …… 68 54 損害賠償の免責 …… 69 55 設 備 の 賠 償 …… 69	40 適正契約の保持 …… 49 41 力 率 の 保 持 …… 49 42 需要場所への立入りによる業務の実施 …… 49 43 電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 50 44 供 給 の 停 止 …… 50 45 供給停止の解除 …… 51 46 供給停止期間中の料金 …… 51 47 違　約　金 …… 52 48 使用の制限または中止 …… 52 49 損害賠償の免責 …… 52 50 設 備 の 賠 償 …… 52
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
56 需給契約の変更 …… 71 57 名 義 の 変 更 …… 71 58 需給契約の廃止 …… 71 59 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 71 60 解　約　等 …… 73 61 需給契約消滅後の債権債務関係 …… 73	51 需給契約の変更 …… 54 52 名 義 の 変 更 …… 54 53 需給契約の廃止 …… 54 54 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 54 55 解　約　等 …… 57 56 需給契約消滅後の債権債務関係 …… 57

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
Ⅶ　供給方法および工事	Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担
62　需給地点および施設 …… 75	57　供給方法，工事および施設 …… 58
63　架空引込線 …… 75	
64　地中引込線 …… 76	
65　連接引込線等 …… 77	
66　中高層集合住宅等への供給方法 …… 77	
67　引込線の接続 …… 78	
68　計量器等の取付け …… 78	
69　電流制限器等の取付け …… 79	
70　専用供給設備 …… 79	
Ⅷ　工事費の負担	
71　一般供給設備の工事費負担金 …… 80	
72　特別供給設備の工事費負担金 …… 81	
73　供給設備を変更する場合の工事費負担金 …… 82	
74　特別供給設備等の工事費の算定 …… 83	
75　工事費負担金の申受けおよび精算 …… 84	58　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 58
76　臨時工事費 …… 85	
77　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け …… 85	
Ⅸ　保安	Ⅷ　保安
78　保安の責任 …… 86	59　保安の責任 …… 60
79　調査 …… 86	60　調査 …… 60
80　調査等の委託 …… 86	
81　調査に対するお客さまの協力 …… 86	61　調査に対するお客さまの協力 …… 60
82　保安に対するお客さまの協力 …… 87	62　保安に対するお客さまの協力 …… 60
83　検査または工事の受託 …… 87	63　検査または工事の受託 …… 61
84　自家用電気工作物 …… 87	64　自家用電気工作物 …… 61
附則 …… 88	附則 …… 62
別表 …… 102	別表 …… 99

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
1　適　　用 (1)　当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款［低圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。 (2)　この離島約款は，次の離島に適用いたします。 礼文島，利尻島，天売島，焼尻島，奥尻島	**1　適　　用** (1)　当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款［低圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。 (2)　この離島約款は，次の離島に適用いたします。 礼文島，利尻島，天売島，焼尻島，奥尻島
2　離島等供給約款の届出および変更 (1)　この離島約款は，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2)　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。	**2　離島等供給約款の届出および変更** (1)　この離島約款は，電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。 (2)　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。
3　定　　義 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1)　低　　圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2)　高　　圧 標準電圧 6,000 ボルトをいいます。 (3)　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (4)　小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (5)　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (6)　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (7)　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (8)　契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。 (9)　契 約 容 量	**3　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1)　低　　圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2)　高　　圧 標準電圧 6,000 ボルトをいいます。 (3)　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (4)　小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 (5)　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (6)　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (7)　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (8)　契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。 (9)　契 約 容 量

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。	契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
⑽　契 約 電 力	⑽　契 約 電 力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。	契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
⑾　貿 易 統 計	⑾　貿 易 統 計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。	関税法にもとづき公表される統計をいいます。
⑿　平均燃料価格算定期間	⑿　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。	貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。
⒀　再生可能エネルギー発電促進賦課金	⒀　再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。
４　単位および端数処理	**４　単位および端数処理**
この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。	この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。
(1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(1)　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(2)　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(2)　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(3)　契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，22（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。	(3)　契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力については，21（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。
(4)　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(4)　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(5)　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(5)　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(6)　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	(6)　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
５　実　施　細　目	**５　実　施　細　目**
この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
6　需給契約の申込み (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法および低圧蓄熱調整契約の適用希望の有無 (2)　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (4)　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	**6　需給契約の申込み** (1)　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間ならびに料金の支払方法 (2)　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3)　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (4)　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
7　需給契約の成立および契約期間 (1)　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2)　契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。	**7　需給契約の成立および契約期間** (1)　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2)　契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（４月１日から翌年３月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。
8　需　要　場　所 (1)　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１需要場所とし，これによりがたい場合には，(2)および(3)によります。 なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，	**8　需　要　場　所** 需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。 (2)　当社は，１建物をなすものは１建物を１需要場所とし，これによりがたい場合には，(3)によります。 なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の需要場所といたします。 (3)　構内または建物の特殊な場合には，次によります。 イ　居住用の建物の場合 １建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。 (ｲ)　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 (ﾛ)　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 (ﾊ)　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。 ロ　居住用以外の建物の場合 １建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。 ハ　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 １建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，ロに準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限りイに準ずるものといたします。 ニ　そ の 他 構内に属さず，かつ，建物から独立して施設される街路灯等の場合は，施設場所を１需要場所とすることができます。 (4)　(1)に定める１構内，(2)に定める１建物または(3)ニに定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，(1)，(2)または(3)にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。 イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。 (ｲ)　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。 (ﾛ)　当社が特例区域等における業務を実施するため，46（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。 ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，46（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。	
9　需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，深夜電力Ａまたは深夜電力Ｂのうちの１契約種別，深夜電力Ｃ，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄ，融雪用電力Ｌ (2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯，ピーク抑制型時間帯別電灯または３時間帯別電灯と低圧電力または低圧時間帯別電力とをあわせて契約する場合 (3)　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。	**9　需給契約の単位** 当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。 (1)　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄ，融雪用電力Ｌ (2)　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯または３時間帯別電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合
10　供給の開始 (1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2)　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	**10　供給の開始** (1)　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 (2)　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11　供給の単位 当社は，次の場合を除き，１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。 (1)　共同引込線（２以上の需給契約に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合 (2)　その他技術上，経済上やむをえない場合	**11　供給の単位** 当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。
12　承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）　その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	**12　承諾の限界** 当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，料金およびこの離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によって

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	やむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
13　需給契約書の作成 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。	13　需給契約書の作成 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

変更前（令和５年４月１日実施）

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	
	ピーク抑制型時間帯別電灯	
	3時間帯別電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	低圧時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	
	深夜電力	A
	深夜電力	B
	深夜電力	C
	融雪用電力	A
	融雪用電力	B
	融雪用電力	C
	融雪用電力	D
	融雪用電力	L

15　定　額　電　灯

(1)　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

変更後（令和５年６月１日実施）

Ⅲ　契約種別および料金

14　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	
	3時間帯別電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	臨時電力	
	農事用電力	
	融雪用電力	A
	融雪用電力	B
	融雪用電力	C
	融雪用電力	D
	融雪用電力	L

15　定　額　電　灯

(1)　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

変更前（令和５年４月１日実施）

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	93 円 50 銭

ロ　電 灯 料 金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの１灯につき	81 円 71 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	145 円 81 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	274 円 04 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	402 円 27 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	658 円 71 銭
100 ワットをこえる１灯につき 50 ワットまでごとに	329 円 36 銭

(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

変更後（令和５年６月１日実施）

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	93 円 50 銭

ロ　電 灯 料 金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの１灯につき	128 円 61 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	239 円 65 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	461 円 68 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	683 円 74 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	1,127 円 83 銭
100 ワットをこえる１灯につき 50 ワットまでごとに	563 円 92 銭

(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）

50 ボルトアンペアまでの１機器につき	276 円 84 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	481 円 09 銭
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	240 円 54 銭

(5)　そ　の　他

当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16　従　量　電　灯

(1)　従量電灯Ａ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

(ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，５アンペアといたします。

(ﾛ)　当社は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の９キロワット時まで	284 円 26 銭
電 力 量 料 金	上記をこえる１キロワット時につき	23 円 97 銭

(2)　従量電灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

変更後（令和５年６月１日実施）

50 ボルトアンペアまでの１機器につき	416 円 96 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	761 円 32 銭
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	380 円 66 銭

(5)　そ　の　他

当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16　従　量　電　灯

(1)　従量電灯Ａ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

(ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，５アンペアといたします。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の９キロワット時まで	403 円 70 銭
電 力 量 料 金	上記をこえる１キロワット時につき	35 円 44 銭

(2)　従量電灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

変更前（令和５年４月１日実施）

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	341円00銭
契約電流15アンペア	511円50銭
契約電流20アンペア	682円00銭
契約電流30アンペア	1,023円00銭
契約電流40アンペア	1,364円00銭
契約電流50アンペア	1,705円00銭
契約電流60アンペア	2,046円00銭

(ﾛ)　電力量料金

変更後（令和５年６月１日実施）

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペア	374円00銭
契約電流15アンペア	561円00銭
契約電流20アンペア	748円00銭
契約電流30アンペア	1,122円00銭
契約電流40アンペア	1,496円00銭
契約電流50アンペア	1,870円00銭
契約電流60アンペア	2,244円00銭

(ﾛ)　電力量料金

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

変更前（令和５年４月１日実施）

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	23 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１キロワット時につき	30 円 26 銭
280 キロワット時をこえる１キロワット時につき	33 円 98 銭

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ) および(ﾛ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は，その１月の料金は，次の金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	250 円 80 銭

(3)　従量電灯Ｃ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ) に該当し，かつ，(ﾛ) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契 約 容 量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表３（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

変更後（令和５年６月１日実施）

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	35 円 44 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１キロワット時につき	41 円 73 銭
280 キロワット時をこえる１キロワット時につき	45 円 45 銭

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は，その１月の料金は，次の金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	403 円 70 銭

(3)　従量電灯Ｃ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契 約 容 量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

変更前（令和５年４月１日実施）

最初の６キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ) にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表７（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	341 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	23 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１キロワット時につき	30 円 26 銭
280 キロワット時をこえる１キロワット時につき	33 円 98 銭

17 時間帯別電灯（ドリーム8）

(1) 適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 契 約 容 量

イ 契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。ただし，お客さまが希望され，かつ，当社の電流

変更後（令和５年６月１日実施）

最初の６キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	35 円 44 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１キロワット時につき	41 円 73 銭
280 キロワット時をこえる１キロワット時につき	45 円 45 銭

17 時間帯別電灯（ドリーム8）

(1) 適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 契 約容量

イ 契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。ただし，お客さまが希望され，かつ，当社または

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
制限器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式により算定いたします。 入力(キロボルトアンペア) ＝ 電流制限器の定格電流(アンペア) × 100 ボルト ×$\frac{1}{1,000}$ なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ) および(2)ハ(ﾛ) における電流制限器をいいます。 また，お客さまが希望され，かつ，電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，その制限される電流値にもとづき次の算式により算定いたします。 入力(キロボルトアンペア) ＝ 制限される電流(アンペア) × 100 ボルト ×$\frac{1}{1,000}$ ロ　別表 10（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の(ｲ) によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が(ﾛ) によってえた値以上となる場合は，(ｲ) によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。 (ｲ)によってえた値 ＋ (ﾛ)によってえた値 × 0.1 (ｲ)　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値 (ﾛ)　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力） なお，お客さまが希望され，かつ，夜間蓄熱型機器以外の機器について，当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，(ｲ) の値は，イに準じて算定いたします。 (3)　時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼 間 時 間 毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。 ロ　夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。 (4)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基 本 料 金	当該配電事業者の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式により算定いたします。 入力(キロボルトアンペア) ＝ 電流制限器の定格電流(アンペア) × 100 ボルト ×$\frac{1}{1,000}$ なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。 また，お客さまが希望され，かつ，電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，その制限される電流値にもとづき次の算式により算定いたします。 入力(キロボルトアンペア) ＝ 制限される電流(アンペア) × 100 ボルト ×$\frac{1}{1,000}$ ロ　別表 5（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の(ｲ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が(ﾛ)によってえた値以上となる場合は，(ｲ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。 (ｲ)によってえた値 ＋ (ﾛ)によってえた値 × 0.1 (ｲ)　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値 (ﾛ)　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力） なお，お客さまが希望され，かつ，夜間蓄熱型機器以外の機器について，当社または当該配電事業者の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，(ｲ)の値は，イに準じて算定いたします。 (3)　時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼 間 時 間 毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。 ロ　夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。 (4)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾛ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾊ)は適用いたしません。 (ﾛ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－80,800 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ イ　基 本 料 金

変更前（令和５年４月１日実施）

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

１契約につき	1,430 円 00 銭

(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

１契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,310 円 00 銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	341 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの１キロワット時につき	28 円 59 銭
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの１キロワット時につき	36 円 31 銭
210 キロワット時をこえる１キロワット時につき	40 円 83 銭

(ﾛ) 夜間時間

１キロワット時につき	14 円 38 銭

(5) そ の 他

イ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18 ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム８（エイト）エコ）

(1) 適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める昼間時間から夜間時間および冬期間におけるピーク時間から昼間時間または夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 契 約 容 量

契約容量は，時間帯別電灯に準じて定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

変更後（令和５年６月１日実施）

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

１契約につき	1,680 円 80 銭

(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

１契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,728 円 00 銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	382 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの１キロワット時につき	38 円 47 銭
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの１キロワット時につき	46 円 19 銭
210 キロワット時をこえる１キロワット時につき	50 円 71 銭

(ﾛ) 夜間時間

１キロワット時につき	25 円 83 銭

(5) そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

	冬　期　間 （毎年11月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間）	その他期間 （毎年3月の検針日から11月の検針日の前日までの期間）
ピーク時間	毎日午後 4 時から午後 6 時までの時間	―
昼 間 時 間	「ピーク時間」および「夜間時間」以外の時間	「夜間時間」以外の時間
夜 間 時 間	毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間	

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２(燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２(燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２(燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ)　契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,430 円 00 銭

(ﾛ)　契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,310 円 00 銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	341 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　ピーク時間

1 キロワット時につき	61 円 12 銭

(ﾛ)　昼間時間

昼間時間のうち，冬期間に使用された電力量には冬期間料金を，その他期間に使用された電力量にはその他期間料金をそれぞれ適用いたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

	冬　期　間 料　　金	その他期間 料　　金
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 52 銭	28 円 59 銭
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 29 銭	36 円 31 銭
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36 円 28 銭	40 円 83 銭

(ハ)　夜間時間

1 キロワット時につき	14 円 38 銭

(5)　そ　の　他

イ　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

19　3 時間帯別電灯（ｅタイム3（スリー））

(1)　適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2)　契 約 容 量

契約容量は，時間帯別電灯に準じて定めます。

(3)　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　午 後 時 間

毎日午後 1 時から午後 6 時までの時間をいいます。

ロ　朝 晩 時 間

午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。

ハ　夜 間 時 間

毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間をいいます。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定され

18　3 時間帯別電灯（ｅタイム3（スリー））

(1)　適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し，(3)に定める朝晩時間から夜間時間または午後時間から朝晩時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2)　契 約 容 量

契約容量は，時間帯別電灯に準じて定めます。

(3)　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　午 後 時 間

毎日午後 1 時から午後 6 時までの時間をいいます。

ロ　朝 晩 時 間

午後時間および夜間時間以外の時間をいいます。

ハ　夜 間 時 間

毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間をいいます。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定され

変更前（令和５年４月１日実施）

た再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,234 円 00 銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	473 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　午後時間

１キロワット時につき	40 円 67 銭

(ﾛ)　朝晩時間

１キロワット時につき	30 円 90 銭

(ﾊ)　夜間時間

１キロワット時につき	14 円 63 銭

(5)　そ　の　他

イ　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

20　臨　時　電　灯

(1)　臨時電灯Ａ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一

変更後（令和５年６月１日実施）

た再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ﾛ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ﾊ)は適用いたしません。

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,652 円 00 銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	514 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ)　午後時間

１キロワット時につき	50 円 84 銭

(ﾛ)　朝晩時間

１キロワット時につき	43 円 43 銭

(ﾊ)　夜間時間

１キロワット時につき	26 円 36 銭

(5)　そ　の　他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

19　臨　時　電　灯

(1)　臨時電灯Ａ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を

変更前（令和５年４月１日実施）

定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	18円20銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	18円20銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	181円95銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	181円95銭

ニ　そ の 他

(ｲ)　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨時電灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契

変更後（令和５年６月１日実施）

限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	13円13銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	26円28銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	26円28銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	262円83銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	262円83銭

ニ　そ の 他

(ｲ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　臨時電灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契 約 電 流

(ｲ)　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ハ　料　　金	ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(ｲ)　基本料金	(ｲ)　基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電流 10 アンペアにつき　375 円 10 銭	契約電流 10 アンペアにつき　411 円 40 銭
(ﾛ)　電力量料金	(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　36 円 77 銭	１キロワット時につき　50 円 00 銭
ニ　そ の 他	ニ　そ の他
(ｲ)　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。	(ｲ)　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。	(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。
(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。	(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。
(3)　臨時電灯Ｃ	(3)　臨時電灯Ｃ
イ　適 用 範 囲	イ　適 用 範 囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　料　　金	ロ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(ｲ)　基本料金	(ｲ)　基本料金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

変更前（令和５年４月１日実施）

契約容量１キロボルトアンペアにつき	375 円 10 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	36 円 77 銭

ハ その他

(ｲ) 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

21 公 衆 街 路 灯

(1) 公衆街路灯Ａ

イ 適 用 範 囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	82 円 50 銭

(ﾛ) 電灯料金

ａ 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

変更後（令和５年６月１日実施）

契約容量１キロボルトアンペアにつき	411 円 40 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	50 円 00 銭

ハ その他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

20 公 衆 街 路 灯

(1) 公衆街路灯Ａ

イ 適 用 範 囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(ｲ) 需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	82 円 50 銭

(ﾛ) 電灯料金

ａ 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

10 ワットまでの１灯につき	76 円 21 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	134 円 81 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	252 円 04 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	369 円 27 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	603 円 71 銭
100 ワットをこえる１灯につき 50 ワットまでごとに	301 円 86 銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの１機器につき	253 円 74 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	441 円 49 銭
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	220 円 74 銭

ハ　そ の 他

(イ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ロ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　公衆街路灯Ｂ

イ　適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３

10 ワットまでの１灯につき	123 円 11 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	228 円 65 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	439 円 68 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	650 円 74 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	1,072 円 83 銭
100 ワットをこえる１灯につき 50 ワットまでごとに	536 円 42 銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの１機器につき	393 円 86 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	721 円 72 銭
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	360 円 86 銭

ハ　そ の 他

(イ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ロ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　公衆街路灯Ｂ

イ　適 用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 容 量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	308 円 00 銭

(ロ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	22 円 60 銭

(ハ)　最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は，その１月の料金は，次の金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	225 円 50 銭

ホ　そ の 他

(イ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ロ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

22　低　圧　電　力

(1)　適 用 範 囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを１キロワ

相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契 約 容 量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	349 円 80 銭

(ロ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	34 円 07 銭

(ハ)　最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は，その１月の料金は，次の金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	363 円 33 銭

ホ　そ の 他

(イ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ロ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

21　低　圧　電　力

(1)　適 用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを１キロワ

変更前（令和５年４月１日実施）

ットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契 約 電 力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表７（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100 パーセント
	次の２台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表７（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定され

変更後（令和５年６月１日実施）

ットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3)　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4)　契 約 電 力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100 パーセント
	次の２台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定され

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
た再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	た再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
イ　基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	イ　基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　1,287 円 00 銭	契約電力１キロワットにつき　1,343 円 10 銭
ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　17 円 67 銭	１キロワット時につき　28 円 93 銭
ハ　力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。	
ニ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。	ハ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。
(6)　そ　の　他 変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	(6)　そ　の　他 変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
23　低圧時間帯別電力	
(1)　適 用 範 囲	
イ　低圧電力の適用範囲に該当し，(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。 なお，負荷移行が可能な需要とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。	
ロ　この契約種別から低圧電力に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。	
(2)　契 約 電 力	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3)　時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼 間 時 間 毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。 ロ　夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。 (4)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力１キロワットにつき　1,287円00銭 ロ　電力量料金 電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。 (ｲ)　昼間時間 １キロワット時につき　19円87銭 (ﾛ)　夜間時間 １キロワット時につき　14円63銭 ハ　力率割引および割増し 力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。 (5)　契 約 期 間 契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力に需給契約を変更することはできません。 (6)　そ　の　他	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	
24　臨　時　電　力	**22　臨　時　電　力**
(1)　適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	(1)　適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
(2)　契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。	(2)　契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。
(3)　料　　金 契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。	(3)　料　　金 契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。
イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
契約電力１キロワット１日につき　227 円 15 銭	契約電力１キロワット１日につき　316 円 04 銭
ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	ロ　従量制供給の場合 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
(イ)　基本料金 基本料金は，１月につき 22（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，22（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。	(イ)　基本料金 基本料金は，１月につき 21（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。
(ロ)　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	(ロ)　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　20 円 45 銭	１キロワット時につき　34 円 72 銭
ハ　力率割引および割増し	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。	
(4)　そ　の　他	(4)　そ　の　他
イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。	イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。
ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。	ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
25　農 事 用 電 力	**23　農 事 用 電 力**
(1)　適 用 範 囲	(1)　適 用 範 囲
農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。	農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。
(2)　契 約 電 力	(2)　契 約 電 力
契約電力は，低圧電力に準じて定めます。	契約電力は，低圧電力に準じて定めます。
(3)　料　　金	(3)　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。	なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。
イ　基 本 料 金	イ　基 本 料 金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。
なお，１ 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の２月分（その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。	なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　726 円 00 銭	契約電力１キロワットにつき　782 円 10 銭
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　15 円 02 銭	１キロワット時につき　26 円 28 銭
ハ　力率割引および割増し	
力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。	
(4)　そ　の　他	(4)　そ　の　他
イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。	イ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。
ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。	ロ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 26　深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ (1)　深夜電力Ａ イ　適 用 範 囲 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が 0.5 キロワット以下であり，かつ，お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。 ハ　契 約 電 力 契約電力は，0.5 キロワットといたします。 ニ　供 給 条 件 (ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ)　当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 ホ　料　　金 料金は，1 月につき次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 1 契約につき　　1,631 円 30 銭 ヘ　そ の 他 (ｲ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ﾛ)　48（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)ヘにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 (ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 (2)　深夜電力Ｂ イ　適 用 範 囲 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，かつ，お客さまが 1 年を通じてこの契約種別	行なうことがあります。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。 ロ　契 約 電 力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。 なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。 ハ　供 給 条 件 (イ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ロ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ハ)　当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ニ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力１キロワットにつき　385 円 00 銭 (ロ)　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　14 円 38 銭 ホ　そ の 他 (イ)　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。 (ロ)　48（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 (ハ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 27　深 夜 電 力 C (1)　適 用 範 囲	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，かつ，お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。 (2)　契 約 電 力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。 なお，契約電力は，1 キロワット以上といたします。 (3)　供 給 条 件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 ハ　当社は，供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 (4)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ　基 本 料 金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力 1 キロワットにつき　440 円 00 銭 ロ　電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 1 キロワット時につき　14 円 63 銭 (5)　そ　の　他 イ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ロ　48（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
28　融雪用電力Ａ（ホットタイム19）	24　融雪用電力Ａ（ホットタイム19）
(1)　適 用 範 囲	(1)　適 用 範 囲
イ　毎日午後９時から翌日の午後４時までの時間を限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の５月までの期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。	イ　毎日午後９時から翌日の午後４時までの時間を限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の５月までの期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。	ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。
(2)　契 約 電 力	(2)　契 約 電 力
契約電力は，契約負荷設備の総入力または22（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。	契約電力は，契約負荷設備の総入力または21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。
なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は0.5キロワットといたします。	なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は0.5キロワットといたします。
(3)　供 給 条 件	(3)　供 給 条 件
イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。	ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。
ハ　契約上電気を使用できる期間において継続した料金の算定期間（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ３月設定していただきます。	ハ　契約上電気を使用できる期間において継続した料金の算定期間（以下「最低使用期間」といいます。）をあらかじめ３月設定していただきます。
ニ　当社は，供給設備の状況により，(1)イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合においても，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。	ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合においても，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。	なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。
(4)　料　　金	(4)　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表11（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器（以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。）を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からニによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器（以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。）を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。
なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	なお，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 また，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

変更前（令和５年４月１日実施）

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	825 円 00 銭
	最低使用期間以外の期間	242 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	16 円 01 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（22〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

ニ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　そ　の　他

イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間といたします。

ニ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ホ　最低使用期間でまったく電気を使用しないその１月の力率は，(4)ハによって定めた力率といたします。

変更後（令和５年６月１日実施）

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－80,800 円）× $\frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	866 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	283 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	29 円 19 銭

ハ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ イによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　そ　の　他

イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間といたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
ただし，その１月の力率が 85 パーセントを下回る場合は，85 パーセントといたします。 ヘ　(4)ニにかかわるその他の事項については，別表 12（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。 ト　48（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)ヘにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 チ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	ニ　(4)ハにかかわるその他の事項については，別表 7（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。 ホ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
29　融雪用電力Ｂ（ホットタイム22） (1)　適 用 範 囲 イ　毎日午後４時から午後９時までの時間帯のうち２時間を除いた 22 時間に限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り，3 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。 (2)　契 約 電 力 契約電力は，契約負荷設備の総入力または 22（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。 なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は 0.5 キロワットといたします。 (3)　供 給 条 件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。 ハ　最低使用期間をあらかじめ３月設定していただきます。 ニ　当社は，供給設備の状況により，(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。 ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。 (4)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 11（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からニによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。	**25　融雪用電力Ｂ（ホットタイム22）** (1)　適 用 範 囲 イ　毎日午後４時から午後９時までの時間帯のうち２時間を除いた 22 時間に限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の 5 月までの期間を限り，3 月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。 (2)　契 約 電 力 契約電力は，契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。 なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は 0.5 キロワットといたします。 (3)　供 給 条 件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。 ハ　最低使用期間をあらかじめ３月設定していただきます。 ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。 ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。 (4)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	935 円 00 銭
	最低使用期間以外の期間	264 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	16 円 17 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（22〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

ニ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　そ　の　他

イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の３月の

変更後（令和５年６月１日実施）

なお，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

また，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	976 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	305 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	27 円 68 銭

ハ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ イによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　そ　の　他

イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。

ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。

ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の３月の

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
検針日の前日までの期間といたします。	検針日の前日までの期間といたします。
ニ　当社は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。	ニ　当社または当該配電事業者は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。
ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。	
ヘ　最低使用期間でまったく電気を使用しないその１月の力率は，(4)ハによって定めた力率といたします。ただし，その１月の力率が 85 パーセントを下回る場合は，85 パーセントといたします。	
ト　(4)ニにかかわるその他の事項については，別表 12（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。	ホ　(4)ハにかかわるその他の事項については，別表 7（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。
チ　48（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)ヘにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。	ヘ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。
リ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	ト　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
30　融雪用電力Ｃ（ホットタイム19（イチキュウ）エコ）	**26　融雪用電力Ｃ（ホットタイム19（イチキュウ）エコ）**
(1)　適用範囲	(1)　適用範囲
イ　毎日午後９時から翌日の午後４時までの時間を限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の５月までの期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。	イ　毎日午後９時から翌日の午後４時までの時間を限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の５月までの期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。
ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。	ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。
(2)　契約電力	(2)　契約電力
契約電力は，契約負荷設備の総入力または 22（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。	契約電力は，契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。
なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は 0.5 キロワットといたします。	なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は 0.5 キロワットといたします。
(3)　供給条件	(3)　供給条件
イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。	ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。
ハ　最低使用期間をあらかじめ３月設定していただきます。	ハ　最低使用期間をあらかじめ３月設定していただきます。
ニ　当社は，供給設備の状況により，(1)イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合においても，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。	ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし，この場合においても，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。	なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

変更前（令和５年４月１日実施）

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表11（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からニによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	319円00銭
	最低使用期間以外の期間	143円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	19円20銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（22〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

ニ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　そ　の　他

変更後（令和５年６月１日実施）

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

また，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	360円80銭
	最低使用期間以外の期間	184円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	32円40銭

ハ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10パーセント

割引対象額 ＝ イによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

(5)　そ　の　他

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。	イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。
ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。	ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。
ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年12月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間といたします。	ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年12月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間といたします。
ニ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。	
ホ　最低使用期間でまったく電気を使用しないその１月の力率は，(4)ハによって定めた力率といたします。ただし，その１月の力率が85パーセントを下回る場合は，85パーセントといたします。	
ヘ　(4)ニにかかわるその他の事項については，別表12（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。	ニ　(4)ハにかかわるその他の事項については，別表7（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。
ト　48（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)ヘにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。	ホ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。
チ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
31　融雪用電力Ｄ（ホットタイム22（ニジ）エコ）	**27　融雪用電力Ｄ（ホットタイム22（ニジ）エコ）**
(1)　適用範囲	(1)　適用範囲
イ　毎日午後４時から午後９時までの時間帯のうち２時間を除いた22時間に限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の５月までの期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。	イ　毎日午後４時から午後９時までの時間帯のうち２時間を除いた22時間に限り，融雪などのために毎年，原則として10月から翌年の５月までの期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。
ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。	ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。
(2)　契約電力	(2)　契約電力
契約電力は，契約負荷設備の総入力または22（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。	契約電力は，契約負荷設備の総入力または21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。
なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は0.5キロワットといたします。	なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は0.5キロワットといたします。
(3)　供給条件	(3)　供給条件
イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。	イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。	ロ　専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。
ハ　最低使用期間をあらかじめ３月設定していただきます。	ハ　最低使用期間をあらかじめ３月設定していただきます。
ニ　当社は，供給設備の状況により，(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。	ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。
ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。	ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

変更前（令和５年４月１日実施）

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表11（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からニによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	330円00銭
	最低使用期間以外の期間	143円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	19円46銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（22〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

ニ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

変更後（令和５年６月１日実施）

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

また，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	371円80銭
	最低使用期間以外の期間	184円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	30円97銭

ハ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント 割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額 (5) そ の 他 イ (1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。 ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。 ハ 最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間といたします。 ニ 当社は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。 ホ 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。 ヘ 最低使用期間でまったく電気を使用しないその１月の力率は，(4)ハによって定めた力率といたします。ただし，その１月の力率が 85 パーセントを下回る場合は，85 パーセントといたします。 ト (4)ニにかかわるその他の事項については，別表 12（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。 チ 48（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)ヘにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 リ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 32 融雪用電力Ｌ（ホットタイム22（ニジ） ロング） (1) 適 用 範 囲 イ 毎日午後４時から午後９時までの時間帯のうち２時間を除いた 22 時間に限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の５月までの期間を限り，６月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は，契約負荷設備の総入力または 22（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 22（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。 なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は 0.5 キロワットといたします。 (3) 供 給 条 件 イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ 専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。	検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント 割引対象額 ＝ イによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額 (5) そ の 他 イ (1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。 ロ 積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10 月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。 ハ 最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年 12 月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間といたします。 ニ 当社または当該配電事業者は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社または当該配電事業者との協議によって定めます。 ホ (4)ハにかかわるその他の事項については，別表７（検知制御装置付融雪用機器割引額の算定）によるものといたします。 ヘ 44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 ト その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 28 融雪用電力Ｌ（ホットタイム22（ニジ） ロング） (1) 適 用 範 囲 イ 毎日午後４時から午後９時までの時間帯のうち２時間を除いた 22 時間に限り，融雪などのために毎年，原則として 10 月から翌年の５月までの期間を限り，６月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は，契約負荷設備の総入力または 21（低圧電力）(4)ロに準じて算定してえた値といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，契約負荷設備の総入力は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。 なお，上記により算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力は 0.5 キロワットといたします。 (3) 供 給 条 件 イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ 専用の電路を施設し，原則として直接負荷設備に接続していただきます。

変更前（令和５年４月１日実施）

ハ　最低使用期間をあらかじめ６月設定していただきます。

ニ　当社は，供給設備の状況により，(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	671 円 00 銭
	最低使用期間以外の期間	297 円 00 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	15 円 68 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（22〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

変更後（令和５年６月１日実施）

ハ　最低使用期間をあらかじめ６月設定していただきます。

ニ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)イの時間帯を変更することがあります。ただし，この場合においても，時間帯の延長または短縮は行ないません。

ホ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

なお，お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置等により電気を使用しないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者は，しゃ断する装置または確認する装置を取り付けないことがあります。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	712 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	338 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	27 円 17 銭

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
(5)　そ　の　他	(5)　そ　の　他
イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。	イ　(1)イにおける「融雪など」とは，融雪以外に暖房をいいます。
ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。	ロ　積雪寒冷地等でお客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議により，(1)イにおける「10月から翌年の５月までの期間」を延長することがあります。ただし，その場合であっても，需要の休止は申し受けません。
ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年10月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間といたします。	ハ　最低使用期間の設定は，お客さまから申出がない場合，原則として毎年10月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間といたします。
ニ　当社は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議によって定めます。	ニ　当社または当該配電事業者は，契約使用時間以外の時間については，あらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，お客さまと当社または当該配電事業者との協議によって定めます。
ホ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，68（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。	
ヘ　最低使用期間でまったく電気を使用しないその１月の力率は，(4)ハによって定めた力率といたします。ただし，その１月の力率が85パーセントを下回る場合は，85パーセントといたします。	
ト　48（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)ヘにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。	ホ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。
チ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
33　低圧蓄熱調整契約	
(1)　適用範囲	
低圧電力または低圧時間帯別電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。	
(2)　時間帯区分	
時間帯区分は，次のとおりといたします。	
イ　昼間時間	
毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。	
ロ　夜間時間	
昼間時間以外の時間をいいます。	
(3)　料　　金	
各月の料金は，低圧電力または低圧時間帯別電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。	
イ　蓄熱割引額	
蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次の算式によって算定された金額といたします。	
(ｲ)　低圧電力として電気の供給を受ける場合	
蓄熱割引額 ＝ 低圧電力の使用電力量 / １キロワット時当たり料金 × その１月の蓄熱電力量 × ニ（ｲ）の蓄熱割引率	
(ﾛ)　低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
蓄　熱 割引額 ＝ 低圧時間帯別電力の夜間時間における 使用電力量１キロワット時当たり料金 × その１月の 蓄熱電力量 × ニ　(ロ)　の 蓄熱割引率 ロ　蓄熱電力量 蓄熱電力量は，蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。 なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。 ハ　控除電力量 控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。 なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。 ニ　蓄熱割引率 蓄熱割引率は，次のとおりといたします。 (ｲ)　低圧電力として電気の供給を受ける場合 蓄熱割引率　0.235 (ﾛ)　低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合 蓄熱割引率　0.076 ホ　単位および端数処理 (ｲ)　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾛ)　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。 (4)　そ　の　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
34　料金の適用開始の時期 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	**29　料金の適用開始の時期** 料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
35　検　　針　　日 検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3)　当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (4)　(3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5)　(3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	**30　検　　針　　日** 検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 (2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3)　当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 (4)　(3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (5)　(3)ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
36　料金の算定期間 (1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2)　定額制供給の場合または37（使用電力量の計量）(12)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	**31　料金の算定期間** (1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2)　定額制供給の場合または32（使用電力量の算定）(4)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
37　使用電力量の計量 (1)　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(10)および(11)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 イ　35（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，38（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ　35（検針日）(4)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，38（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ　35（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，38（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2)　計量器の読みは，次によります。 イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。 ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。 (3)　時間帯別電灯，ピーク抑制型時間帯別電灯，3時間帯別電灯および低圧時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 また，お客さまが希望される場合は，時間帯別電灯における昼間時間およびピーク抑制型時間帯別電灯における夜間時間の開始時刻を前後１時間の範囲内で，ピーク抑制型時間帯別電灯におけるピーク時間および3時間帯別電灯における午後時間の開始時刻を２時間後までの範囲内で変更することができます。ただし，各時間帯の延長または短縮は行ないません。 (4)　ピーク抑制型時間帯別電灯のその他期間における昼間時間の計量は，記録型計量器により計量する場合を除き，冬期間におけるピーク時間と昼間時間をそれぞれ別に計量いたします。この場合，昼間時間における使用電力量は，それぞれ時間帯別に計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (5)　時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻，ピーク抑制型時間帯別電灯におけるピーク時間および夜間時	32　使用電力量の算定 (1)　使用電力量は，託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。 また，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合および(3)の場合を除き，30分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅する場合で，特別の事情があるときは，消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。 イ　30（検針日）(2)の場合の料金の算定期間における使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 ロ　30（検針日）(5)の場合の料金の算定期間における使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
間の開始時刻または３時間帯別電灯の午後時間の開始時刻を新たに設定し，または変更された日から１年間については，原則として各時間帯の開始時刻を変更することはできません。 (6)　時間帯別電灯，ピーク抑制型時間帯別電灯および３時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について，従量電灯および深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ，または従量電灯および深夜電力Ｃの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術的，経済的事由によりやむをえず別計量を希望される場合は，次によります。 イ　お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　イの場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。 (7)　低圧蓄熱調整契約における夜間使用電力量の計量は，次によります。 イ　当社は，原則として，夜間使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 ハ　夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。 ニ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。 (8)　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (9)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (10)　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(11)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (11)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，別表８（使用電力量の協定）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 (12)　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，別表８（使用電力量の協定）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。 (13)　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	(2)　当社は，使用電力量等を36（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により，お客さまにお知らせいたします。 (3)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (4)　従量制供給のお客さまについて，当社または当該配電事業者が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (5)　時間帯別電灯および３時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の算定は，原則として各時間帯別に行ないます。 また，お客さまが希望される場合は，時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻を前後１時間の範囲内で，３時間帯別電灯における午後時間の開始時刻を２時間後までの範囲内で変更することができます。ただし，各時間帯の延長または短縮は行ないません。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	(6)　時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻および夜間時間の開始時刻または３時間帯別電灯の午後時間の開始時刻を新たに設定し，または変更された日から１年間については，原則として各時間帯の開始時刻を変更することはできません。
38　料 金 の 算 定 (1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　36（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 (2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	**33　料 金 の 算 定** (1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　31（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。 (2)　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
39　日　割　計　算 (1)　当社は，38（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表９（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表９（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯およびピーク抑制型時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表９（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2)　38（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 　また，38（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3)　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表９（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	**34　日　割　計　算** (1)　当社は，33（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表４（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表４（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分および時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表４（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2)　33（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 　また，33（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。
40　料金の支払義務および支払期日 (1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，35（検針日）(4)の場合の料金または37（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，37（使用電力量の計量）(11)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 　なお，37（使用電力量の計量）(12)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および	**35　料金の支払義務および支払期日** (1)　お客さまの料金の支払義務は，当社にて料金の請求が可能となった日に発生いたします。ただし，37（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月の支払義務が発生した日といたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ　41（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ホ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 (2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3)　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 (4)　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	(2)　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 (3)　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 (4)　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。 **36　料金等のお知らせおよび請求** (1)　当社は，原則として，料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により行ないます。 (2)　当社は，次の場合には，(1)にかかわらず，料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。 イ　お客さまが希望される場合で当社が認めたとき。 ロ　料金を37（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合 (3)　料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は，当社は，原則として，(4)に定める発行手数料を申し受けます。ただし，次のいずれかに該当する場合は，発行手数料を申し受けません。 イ　35（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払われる場合 ロ　当社の都合により37（料金その他の支払方法）(1)ロに該当し，かつ，電気の供給を開始した日の属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を37（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合 ハ　その他特別の事情がある場合 なお，発行手数料は，料金とあわせて支払っていただきます。 (4)　発行手数料は，次のとおりといたします。 イ　(2)イの場合 1料金の算定期間および1契約につき　110円00銭 ロ　(2)ロの場合

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	1料金の算定期間および1契約につき　220円00銭
41　料金その他の支払方法 (1)　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5)　35（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6)　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7)　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 (8)　臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。	**37　料金その他の支払方法** (1)　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3)　当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4)　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5)　30（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6)　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
42　延　滞　利　息 (1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を41（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 (2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 　なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	38　延　滞　利　息 (1)　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を37（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 (2)　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 　なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (3)　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
43　保　　証　　金 (1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (イ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ロ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3)　当社は，保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 　なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。 (4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお客さまにお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5)　当社は，次により，保証金に利息を付します。 イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。 ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。	39　保　　証　　金 (1)　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (イ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ロ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2)　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3)　当社は，保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。 　なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。 (4)　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5)　当社は，保証金について利息を付しません。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
(6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。	(6)　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは，その残額をお返しいたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
Ⅴ　使用および供給	**Ⅴ　使用および供給**
44　適正契約の保持 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	**40　適正契約の保持** 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
45　力 率 の 保 持 (1)　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。 (2)　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。	**41　力 率 の 保 持** (1)　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。 (2)　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）を基準として取り付けていただきます。
46　需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2)　82（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4)　計量器の検針または計量値の確認 (5)　48（供給の停止），58（需給契約の廃止）(1)または 60（解約等）により必要な処置 (6)　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	**42　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1)　需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 (2)　62（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3)　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (4)　計量器の検針または計量値の確認 (5)　44（供給の停止），53（需給契約の廃止）(1)または 55（解約等）により必要な処置 (6)　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
47　電気の使用にともなうお客さまの協力 (1)　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。	**43　電気の使用にともなうお客さまの協力** (1)　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これによ

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2)　お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	り電気を使用していただきます。 イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2)　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
48　供 給 の 停 止	44　供 給 の 停 止
(1)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ　お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合 ハ　67（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合	(1)　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
(2)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ　この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合	(2)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハ　料金以外の債務を支払われない場合
(3)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ホ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ヘ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ト　46（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 チ　47（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合	(3)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ロ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 (4)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ　42（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ヘ　43（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
(4)　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	(5)　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
49　供給停止の解除 48（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ，かつ，当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには，当社は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。 (1)　非常変災の場合 (2)　その他特別の事情がある場合	**45　供給停止の解除** 44（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ，かつ，当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。 (1)　非常変災の場合 (2)　その他特別の事情がある場合
50　供給停止期間中の料金 48（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を39（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，公衆街路灯および深夜電力Ａのお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	**46　供給停止期間中の料金** 44（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を34（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
51　違　　約　　金 (1)　お客さまが48（供給の停止）(3)ロからヘまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2)　(1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。	**47　違　　約　　金** (1)　お客さまが44（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 (2)　(1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。
52　供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1)　当社は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合 ロ　当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合 ハ　当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合	**48　使用の制限または中止** (1)　当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，お客さまに電気の使用を制限し，または中止していただくことがあります。 (2)　当社は，(1)にともなう料金の減額は行ないません。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
ニ　非常変災の場合 ホ　その他保安上必要がある場合 (2)　(1)の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。 **53　制限または中止の料金割引** (1)　当社は，52（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，ピーク抑制型時間帯別電灯，３時間帯別電灯，低圧電力および低圧時間帯別電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂ，時間帯別電灯，ピーク抑制型時間帯別電灯および３時間帯別電灯で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，38（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割 引 率 １月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 (2)　(1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3)　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，深夜電力Ａ，深夜電力Ｂ，深夜電力Ｃ，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄおよび融雪用電力Ｌに対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，深夜電力Ａ，深夜電力Ｂ，深夜電力Ｃ，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄおよび融雪用電力Ｌの割引対象時間は，契約使用時間といたします。 **54　損害賠償の免責** (1)　52（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2)　48（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または60（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	**49　損害賠償の免責** (1)　48（使用の制限または中止）によって電気の使用を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (2)　44（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または59（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
55　設 備 の 賠 償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 (1)　修理可能の場合 修理費 (2)　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額	50　設 備 の 賠 償 (1)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ　修理可能の場合 修理費 ロ　亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2)　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
56　需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**51　需給契約の変更** お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
57　名 義 の 変 更 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。	**52　名 義 の 変 更** 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。
58　需給契約の廃止 (1)　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2)　需給契約は，60（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	**53　需給契約の廃止** (1)　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2)　需給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
59　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，深夜電力Ａ，深夜電力Ｂおよび深夜電力Ｃのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設	**54　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算** お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
備について，76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	備について，次の金額を申し受けます。 (イ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ロ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
(2)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	(2)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。 (イ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ロ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
(3)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	(3)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。 (イ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ロ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
(4)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契	(4)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，76（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を申し受けます。 (イ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ロ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額
60　解　　約　　等 (1)　48（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2)　お客さまが，58（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	**55　解　　約　　等** (1)　44（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2)　お客さまが，53（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
61　需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	**56　需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
Ⅶ　供給方法および工事	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
62　需給地点および施設 (1)　電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2)　需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。 イ　山間地にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合 ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合 ハ　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。 ニ　64（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合 ホ　その他特別の事情がある場合 (3)　需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。 なお，当社は，お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。 (4)　付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。	57　供給方法，工事および施設 (1)　電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 (2)　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。 (3)　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4)　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
63　架 空 引 込 線 (1)　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。 (2)　需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。 (3)　引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。 (4)　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。 イ　当社は，お客さまの引込小柱を使用して，他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合，その	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。 ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。 64　地 中 引 込 線 (1)　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。 イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点 ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点 なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。 (2)　(1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。 なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。 イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所 ロ　建物の３階以下にある場所 ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所 (3)　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。 イ　鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物 ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール ハ　その他イまたはロに準ずる設備 (4)　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，72（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。 65　連 接 引 込 線 等 (1)　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。 なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
(2)　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。 イ　当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。 ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。 **66　中高層集合住宅等への供給方法** 中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の需要場所に電気を供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を供給いたします。 なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。 **67　引込線の接続** 当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。 なお，お客さまの希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。 **68　計量器等の取付け** (1)　料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。 なお，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。 イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合 ロ　変成器の２次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合 (2)　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし，お客さまと当社との協議によって定めます。 また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。 (3)　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。 (4)　当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用するこ	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
とがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。 (5)　お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。 **69　電流制限器等の取付け** (1)　需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。 (2)　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。 (3)　お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。 **70　専用供給設備** (1)　当社は，次の場合には，72（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。 イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合 ロ　47（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合 ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合 (2)　(1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。 (3)　当社は，供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。 イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。 ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

Ⅷ　工事費の負担

71　一般供給設備の工事費負担金

(1)　お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル，地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区　　分	単　　位	金　　額
架空配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520 円 00 銭
地中配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	27,170 円 00 銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

(2)　工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

(3)　工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，１需要場所において２以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。

(4)　２以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる１申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ　２以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5)　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は，次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は，架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
(6)　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 イ　配 電 設 備 発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。 ロ　工事こう長 別表 13（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (7)　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合をいいます。 イ　定額電灯，臨時電灯Ａおよび公衆街路灯Ａの場合の契約負荷設備の総容量 ロ　契 約 電 流 ハ　契 約 容 量 ニ　契 約 電 力 なお，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。 **72　特別供給設備の工事費負担金** お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。 (1)　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 イ　お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合 ロ　標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合 ハ　その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合 また，この場合も 71（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。 (2)　架空配電設備で供給できるにもかかわらず，お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は，イまたはロの金額 イ　標準設計工事費をこえる金額 なお，この場合も，71（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。 ロ　需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，イにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額 (3)　70（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額 なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，70（専用供給設備）(2)によるものといたします。	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
73　供給設備を変更する場合の工事費負担金 (1)　新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，67（引込線の接続），68（計量器等の取付け）または69（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 (2)　47（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。 **74　特別供給設備等の工事費の算定** 72（特別供給設備の工事費負担金）および73（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。 (1)　工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。 イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。 ロ　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。 ハ　撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。 ニ　お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，76（臨時工事費）に準じて算定いたします。 (2)　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。 (3)　72（特別供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イの場合で，その工事費を71（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも71（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。 (4)　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。 イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合 $$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$ ロ　管路等を利用して電気を供給する場合 $$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$ (5)　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，71（一般供給設備の工事費負担金）または72（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
なお，この場合の工事費負担金は，72（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。 75　工事費負担金の申受けおよび精算 (1)　当社は，工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合，需給開始日までに申し受けます。 (2)　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3)　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ　71（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (イ)　設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合 (ロ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合 ロ　72（特別供給設備の工事費負担金）（71〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および73（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。 (イ)　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合 (ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。） (ハ)　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合 (4)　当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。 なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。 (5)　居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される71（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。 また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものといたします。 76　臨 時 工 事 費 (1)　20（臨時電灯）または24（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。 なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他	58　工事費負担金等の申受けおよび精算 (1)　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 (2)　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。 (3)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。 (4)　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。 (2)　臨時工事費を申し受ける場合は，71（一般供給設備の工事費負担金），72（特別供給設備の工事費負担金）および 73（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。 (3)　新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。 (4)　臨時工事費の精算は，75（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。 **77　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け** 供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を申し受けます。 なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
Ⅸ　保　　安	**Ⅷ　保　　安**
78　保安の責任 当社は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。	**59　保安の責任** 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。
79　調　　査 (1)　当社は，法令で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。 なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (2)　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。 イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定 ロ　接地抵抗値の測定 ハ　点　　検 (3)　当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，お客さまにお知らせいたします。 なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則として調査時に行ないます。	**60　調　　査** 当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
80　調査等の委託 (1)　当社は，79（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。 (2)　当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，お客さまにお知らせいたします。	
81　調査に対するお客さまの協力 (1)　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。 (2)　当社は，79（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	**61　調査に対するお客さまの協力** (1)　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2)　当社または当該配電事業者は，60（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
82　保安に対するお客さまの協力 (1)　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。	**62　保安に対するお客さまの協力** (1)　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいた

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	します。 イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2)　お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
83　検査または工事の受託 (1)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。 (2)　(1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費相当額を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。 (4)　(3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。	**63　検査または工事の受託** (1)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 (2)　(1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費相当額を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。 (3)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。 (4)　(3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。
84　自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1)　79（調査） (2)　80（調査等の委託） (3)　81（調査に対するお客さまの協力） (4)　83（検査または工事の受託）	**64　自家用電気工作物** お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。 (1)　60（調査） (2)　61（調査に対するお客さまの協力） (3)　63（検査または工事の受託）

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
附　　則	**附　　則**
1　この離島約款の実施期日 この離島約款は，令和４年４月12日から実施いたします。	**1　この離島約款の実施期日** この離島約款は，令和５年６月１日から実施いたします。
2　計量器の読みにかかわる取扱い 乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは，37（使用電力量の計量）(2)ロにかかわらず，当分の間，整数位までといたします。 なお，この取扱いを終了する場合は，当社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。	
3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2)　料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。	**2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い** (1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2)　料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。
4　深夜電力Ｄのお客さまについての特別措置 (1)　適用範囲 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，お客さまが1年を通じて深夜電力Ｄの適用を受けることを希望される場合で，かつ，次のいずれかに該当するときには，深夜電力Ｄを適用いたします。ただし，平成25年10月1日以降に負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。 イ　この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款［低圧用］（以下「旧離島約款」といいます。）附則4（深夜電力Ｄのお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けている場合 ロ　平成25年10月1日の際現に深夜電力Ｄに係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約	**3　深夜電力Ｄのお客さまについての特別措置** (1)　適用範囲 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であり，お客さまが1年を通じて深夜電力Ｄの適用を受けることを希望される場合で，かつ，次のいずれかに該当するときには，深夜電力Ｄを適用いたします。ただし，平成25年10月1日以降に負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。 イ　この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款［低圧用］（以下「旧離島約款」といいます。）附則4（深夜電力Ｄのお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けている場合 ロ　平成25年10月1日の際現に深夜電力Ｄに係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合	款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合
ハ　契約種別を深夜電力Ｄに変更される際現に附則５（５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)の適用を受けている場合	ハ　契約種別を深夜電力Ｄに変更される際現に附則４（５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(ｲ)，(ﾛ)の適用を受けている場合
(2)　料　　金	(2)　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 なお，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ﾛ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ﾊ)は適用いたしません。 (ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－80,800 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$
イ　基 本 料 金	イ　基 本 料 金
基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電力１キロワットにつき　231 円 00 銭	契約電力１キロワットにつき　272 円 80 銭
ロ　電力量料金	ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
１キロワット時につき　13 円 92 銭	１キロワット時につき　24 円 87 銭
(3)　そ　の　他	(3)　そ　の　他
その他の事項については，深夜電力Ｂに準ずるものといたします。	その他の事項については，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｂに準ずるものといたします。
５　５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置	**４　５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置**
(1)　適　　用	(1)　適　　用
イ　５時間通電機器にかかわる取扱い	イ　５時間通電機器にかかわる取扱い
(ｲ)　次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器について，当社は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱型機器を以下「５時間通電機器」といいます。）ただし，これらの５時間通電機器を使用される需要場所において，平成 25 年 10 月１日以降に５時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。	(ｲ)　次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器について，当社は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱型機器を以下「５時間通電機器」といいます。）ただし，これらの５時間通電機器を使用される需要場所において，平成 25 年 10 月１日以降に５時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。
ａ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)の適用を受けている５時間通電機器	ａ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イ(ｲ)，(ﾛ)の適用を受けている５時間通電機器
ｂ　平成 25 年 10 月１日の際現に５時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の５時間通電機器	ｂ　平成 25 年 10 月１日の際現に５時間通電機器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の５時間通電機器
ｃ　ａまたはｂに該当する５時間通電機器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降	ｃ　ａまたはｂに該当する５時間通電機器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
に取り付けまたは取り替えられた５時間通電機器 なお，当社は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。	に取り付けまたは取り替えられた５時間通電機器 なお，当社は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。
(ﾛ)　契約種別を時間帯別電灯に変更される際現に附則４（深夜電力Ｄのお客さまについての特別措置）(1)または(ﾊ)の適用を受けている５時間通電機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている５時間通電機器は，契約種別を時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。	(ﾛ)　契約種別を時間帯別電灯に変更される際現に附則３（深夜電力Ｄのお客さまについての特別措置）(1)または(ﾊ)の適用を受けている５時間通電機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている５時間通電機器は，契約種別を時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。
(ﾊ)　契約種別をピーク抑制型時間帯別電灯に変更される際現に附則４（深夜電力Ｄのお客さまについての特別措置）(1)または(ﾛ)の適用を受けている５時間通電機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている５時間通電機器は，契約種別をピーク抑制型時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。	
(ﾆ)　(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)の場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに37（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。	(ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)の場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに32（使用電力量の算定）(5)により算定した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。
ロ　通電制御型機器にかかわる取扱い	ロ　通電制御型機器にかかわる取扱い
(ｲ)　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器および(6)に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型機器」といいます。）を通電開始時刻が制御可能な小型機器（以下「通電制御型機器」といいます。）として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において，平成25年10月１日以降に通電制御型機器をすべて取り外された場合を除きます。	(ｲ)　当社は，次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器および(6)に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型機器」といいます。）を通電開始時刻が制御可能な小型機器（以下「通電制御型機器」といいます。）として取り扱います。ただし，これらの夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において，平成25年10月１日以降に通電制御型機器をすべて取り外された場合を除きます。
a　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５(５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロ(ｲ)，(ﾛ)，(ﾊ)または(ﾆ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器	a　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５(５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ロ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾆ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器
b　平成25年10月１日の際現に通電制御型機器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で，次の(a)または(b)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器	b　平成25年10月１日の際現に通電制御型機器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で，次の(a)または(b)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器
(a)　通電制御型電気温水器 通電制御型電気温水器とは，次のｉまたはⅱに該当する貯湯式電気温水器をいいます。 ｉ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。 (ｉ)　給水温度を検知できること。 (ⅱ)　(ｉ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 (ⅲ)　(ⅱ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (ⅳ)　毎日の夜間時間（37〔使用電力量の計量〕(6)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ⅲ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ⅱ　ｉに準ずる場合で，当社が認めたもの。	(a)　通電制御型電気温水器 通電制御型電気温水器とは，次のｉまたはⅱに該当する貯湯式電気温水器をいいます。 ｉ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。 (ｉ)　給水温度を検知できること。 (ⅱ)　(ｉ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 (ⅲ)　(ⅱ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (ⅳ)　毎日の夜間時間（附則27〔時間帯別電灯および３時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等にかかわる取扱い〕(1)の場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ⅲ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ⅱ　ｉに準ずる場合で，当社が認めたもの。
(b)　通電制御型蓄熱式電気暖房器 通電制御型蓄熱式電気暖房器とは，次のｉまたはⅱに該当する蓄熱式電気暖房器をいいます。 ｉ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。	(b)　通電制御型蓄熱式電気暖房器 通電制御型蓄熱式電気暖房器とは，次のｉまたはⅱに該当する蓄熱式電気暖房器をいいます。 ｉ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
（ⅰ）　蓄熱体の温度を検知できること。 （ⅱ）　（ⅰ）の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を蓄熱するための所要通電時間数を算出できること。 （ⅲ）　毎日の夜間時間（37〔使用電力量の計量〕(6)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ⅱ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ⅱ　ⅰに準ずる場合で，当社が認めたもの。 ｃ　ａまたはｂに該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられたｂ(ａ)または(ｂ)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器 (ﾛ)　契約種別を時間帯別電灯に変更される際現に(ﾊ)，(ﾆ)または附則６（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，契約種別を時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。 (ﾊ)　契約種別をピーク抑制型時間帯別電灯に変更される際現に(ﾛ)，(ﾆ)または附則６（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，契約種別をピーク抑制型時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。 (ﾆ)　契約種別を３時間帯別電灯に変更される際現に(ﾛ)，(ﾊ)または附則６（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器および オフピーク蓄熱型機器は，契約種別を３時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。 (ﾎ)　当社は，(ｲ)に定める通電制御型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ハ　非蓄熱式電気暖房機器にかかわる取扱い (ｲ)　需要場所におけるすべての暖房を電気でまかなう需要で，お客さまが希望され，当社との協議が整った場合は，次のいずれかに該当する主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器を割引の対象となる電気機器（以下「非蓄熱式電気暖房機器」といいます。）として取り扱います。ただし，これらの電気機器を使用される需要場所において，平成27年９月１日以降に当該電気機器が非蓄熱式電気暖房機器に該当しないこととなった場合を除きます。 ａ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ハ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)の適用を受けている電気機器 ｂ　平成27年９月１日の際現に非蓄熱式電気暖房機器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器 ｃ　ａまたはｂに該当する電気機器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器 (ﾛ)　契約種別をピーク抑制型時間帯別電灯に変更される際現に(ﾊ)の適用を受けている電気機器は，(ｲ)に	（ⅰ）　蓄熱体の温度を検知できること。 （ⅱ）　（ⅰ）の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を蓄熱するための所要通電時間数を算出できること。 （ⅲ）　毎日の夜間時間（附則27〔時間帯別電灯および３時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等にかかわる取扱い〕(1)の場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ⅱ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ⅱ　ⅰに準ずる場合で，当社が認めたもの。 ｃ　ａまたはｂに該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられたｂ(ａ)または(ｂ)に該当する夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器 (ﾛ)　契約種別を時間帯別電灯に変更される際現に(ﾊ)，(ﾆ)または附則５（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，契約種別を時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。 (ﾊ)　契約種別を３時間帯別電灯に変更される際現に(ﾛ)または附則５（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロの適用を受けている夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型機器は，(ｲ)に準ずるものといたします。また，(ｲ)の適用を受けている夜間蓄熱型機器および オフピーク蓄熱型機器は，契約種別を３時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。 (ﾆ)　当社は，(ｲ)に定める通電制御型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 ハ　非蓄熱式電気暖房機器にかかわる取扱い (ｲ)　需要場所におけるすべての暖房を電気でまかなう需要で，お客さまが希望され，当社との協議が整った場合は，次のいずれかに該当する主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器を割引の対象となる電気機器（以下「非蓄熱式電気暖房機器」といいます。）として取り扱います。ただし，これらの電気機器を使用される需要場所において，平成27年９月１日以降に当該電気機器が非蓄熱式電気暖房機器に該当しないこととなった場合を除きます。 ａ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（５時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1)ハ(ｲ)，(ﾊ)の適用を受けている電気機器 ｂ　平成27年９月１日の際現に非蓄熱式電気暖房機器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合の主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器 ｃ　ａまたはｂに該当する電気機器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取り付けまたは取り替えられた主たる暖房機能をまかなう蓄熱式電気暖房器以外の小型機器

変更前（令和５年４月１日実施）

準ずるものといたします。また，(イ)の適用を受けている非蓄熱式電気暖房機器は，契約種別をピーク抑制型時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。

(ハ)　契約種別を 3 時間帯別電灯に変更される際現に(ロ)の適用を受けている電気機器は，(イ)に準ずるものといたします。また，(イ)の適用を受けている非蓄熱式電気暖房機器は，契約種別を 3 時間帯別電灯に変更後も継続して適用いたします。

(ニ)　非蓄熱式電気暖房機器は，専用の回路を施設し，直接接続していただきます。

(ホ)　非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(ヘ)　当社は，非蓄熱式電気暖房機器が，蓄熱式電気暖房器以外の電気機器であることを確認させていただきます。この場合，当社は，電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

(2)　料　　金

イ　5 時間通電機器割引額

(1)イの適用を受ける 5 時間通電機器を使用される場合の料金は，17（時間帯別電灯）(4)または 18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)にかかわらず，17（時間帯別電灯）(4)または 18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)によって料金として算定された金額から，1 月につき次によって算定された 5 時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の 5 時間通電機器割引額は，半額といたします。

蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭
蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	176 円 00 銭

なお，蓄熱式電気暖房器および蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　通電制御型機器割引額

(1)ロの適用を受ける通電制御型機器を使用される場合の料金は，17（時間帯別電灯）(4)，18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)または 19（3 時間帯別電灯）(4)にかかわらず，17（時間帯別電灯）(4)，18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)または 19（3 時間帯別電灯）(4)によって料金として算定された金額から，1 月につき次によって算定された通電制御型機器割引額を差し引いたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型機器割引額は，半額といたします。

	時間帯別電灯	ピーク抑制型時間帯別電灯	3 時間帯別電灯
通電制御型電気温水器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭	132 円 00 銭	176 円 00 銭
通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	110 円 00 銭	110 円 00 銭	132 円 00 銭

なお，通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）の単位は，1 キロボル

変更後（令和５年６月１日実施）

(ロ)　契約種別を 3 時間帯別電灯に変更される際現に(イ)の適用を受けている非蓄熱式電気暖房機器は，変更後も継続して適用いたします。

(ハ)　非蓄熱式電気暖房機器は，専用の回路を施設し，直接接続していただきます。

(ニ)　非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(ホ)　当社は，非蓄熱式電気暖房機器が，蓄熱式電気暖房器以外の電気機器であることを確認させていただきます。この場合，当社は，電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。

(2)　料　　金

イ　5 時間通電機器割引額

(1)イの適用を受ける 5 時間通電機器を使用される場合の料金は，17（時間帯別電灯）(4)にかかわらず，17（時間帯別電灯）(4)によって料金として算定された金額から，1 月につき次によって算定された 5 時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の 5 時間通電機器割引額は，半額といたします。

蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭
蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	176 円 00 銭

なお，蓄熱式電気暖房器および蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）の単位は，1 キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　通電制御型機器割引額

(1)ロの適用を受ける通電制御型機器を使用される場合の料金は，17（時間帯別電灯）(4)または 18（3 時間帯別電灯）(4)にかかわらず，17（時間帯別電灯）(4)または 18（3 時間帯別電灯）(4)によって料金として算定された金額から，1 月につき次によって算定された通電制御型機器割引額を差し引いたものといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型機器割引額は，半額といたします。

	時間帯別電灯	3 時間帯別電灯
通電制御型電気温水器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	132 円 00 銭	176 円 00 銭
通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	110 円 00 銭	132 円 00 銭

なお，通電制御型電気温水器および通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）の単位は，1 キロボル

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
トアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	トアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
ハ　最低月額料金 17（時間帯別電灯）(4)イおよびロ，18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)イおよびロまたは 19（3 時間帯別電灯）(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定された５時間通電機器割引額またはロによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は，その１月の料金は，次の金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。	ハ　最低月額料金 17（時間帯別電灯）(4)イおよびロまたは 18（3 時間帯別電灯）(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定された 5 時間通電機器割引額またはロによって算定された通電制御型機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
1 契約につき　341 円 00 銭	1 契約につき　382 円 80 銭
(3)　非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型 (1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間および中間期間の料金は，18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)，19（3 時間帯別電灯）(4)または(2)によって料金として算定された金額から，イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし，18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)，19（3 時間帯別電灯）(4)または(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された 5 時間通電機器割引額もしくは(2)ロによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，(2)ハの最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 この場合の冬期間とは，毎年 11 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間とし，中間期間とは，毎年９月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間および毎年３月の検針日から５月の検針日の前日までの期間といたします。 なお，(4)とあわせて適用を受けることはできません。	(3)　非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型 (1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間および中間期間の料金は，18（3 時間帯別電灯）(4)または(2)によって料金として算定された金額から，イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし，18（3 時間帯別電灯）(4)または(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された 5 時間通電機器割引額もしくは(2)ロによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，(2)ハの最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 この場合の冬期間とは，毎年 11 月の検針日から翌年の 3 月の検針日の前日までの期間とし，中間期間とは，毎年９月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間および毎年３月の検針日から５月の検針日の前日までの期間といたします。 なお，(4)とあわせて適用を受けることはできません。
イ　非蓄熱式電気暖房割引額 非蓄熱式電気暖房割引額は，1 月につき次の(ｲ)または(ﾛ)によって算定された金額といたします。ただし，次の(ｲ)または(ﾛ)によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は，ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。 (ｲ)　ピーク抑制型時間帯別電灯の非蓄熱式電気暖房割引額 冬期間の非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 20 パーセント 中間期間の非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント なお，割引対象額は，18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(3)のピーク時間に使用された電力量を除いて使用されたその１月の電力量に 18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)ロ(ﾛ)および(ﾊ)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。 (ﾛ)　3 時間帯別電灯の非蓄熱式電気暖房割引額 冬期間の非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 15 パーセント 中間期間の非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント	イ　非蓄熱式電気暖房割引額 非蓄熱式電気暖房割引額は，1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は，ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。 冬期間の非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 15 パーセント 中間期間の非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
なお，割引対象額は，その１月の電力量に19（3時間帯別電灯）(4)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。	なお，割引対象額は，その１月の電力量に18（3時間帯別電灯）(4)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。
ロ　非蓄熱式電気暖房割引上限額	ロ　非蓄熱式電気暖房割引上限額
非蓄熱式電気暖房割引上限額は，１月につき次によって算定された金額といたします。	非蓄熱式電気暖房割引上限額は，１月につき次によって算定された金額といたします。
冬　期　間 ｜ 非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき ｜ 2,420円00銭	冬　期　間 ｜ 非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき ｜ 2,420円00銭
中間期間 ｜ 非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき ｜ 880円00銭	中間期間 ｜ 非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき ｜ 880円00銭
なお，非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	なお，非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(4)　非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型	(4)　非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型
(1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間の料金は，18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)，19（3時間帯別電灯）(4)または(2)によって料金として算定された金額から，イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし，18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)，19（3時間帯別電灯）(4)または(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された５時間通電機器割引額もしくは(2)ロによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，(2)ハの最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。	(1)ハの適用を受ける非蓄熱式電気暖房機器を使用される場合の冬期間の料金は，18（3時間帯別電灯）(4)または(2)によって料金として算定された金額から，イによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いたものといたします。ただし，18（3時間帯別電灯）(4)または(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(2)イによって算定された５時間通電機器割引額もしくは(2)ロによって算定された通電制御型機器割引額またはイによって算定された非蓄熱式電気暖房割引額を差し引いてえた金額が(2)ハの最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，(2)ハの最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
この場合の冬期間とは，毎年11月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間といたします。	この場合の冬期間とは，毎年11月の検針日から翌年の３月の検針日の前日までの期間といたします。
なお，(3)とあわせて適用を受けることはできません。	なお，(3)とあわせて適用を受けることはできません。
イ　非蓄熱式電気暖房割引額	イ　非蓄熱式電気暖房割引額
非蓄熱式電気暖房割引額は，１月につき次の(ｲ)または(ﾛ)によって算定された金額といたします。ただし，次の(ｲ)または(ﾛ)によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は，ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。	非蓄熱式電気暖房割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額を上回る場合の非蓄熱式電気暖房割引額は，ロに定める非蓄熱式電気暖房割引上限額といたします。
(ｲ)　ピーク抑制型時間帯別電灯の非蓄熱式電気暖房割引額	
非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 30パーセント	
なお，割引対象額は，18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(3)のピーク時間に使用された電力量を除いて使用されたその１月の電力量に18（ピーク抑制型時間帯別電灯）(4)ロ(ﾛ)および(ﾊ)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。	
(ﾛ)　3時間帯別電灯の非蓄熱式電気暖房割引額	
非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 25パーセント	非蓄熱式電気暖房割引額 ＝ 割引対象額 × 25パーセント
なお，割引対象額は，19（3時間帯別電灯）(4)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。	なお，割引対象額は，18（3時間帯別電灯）(4)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。
ロ　非蓄熱式電気暖房割引上限額	ロ　非蓄熱式電気暖房割引上限額

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
非蓄熱式電気暖房割引上限額は，１月につき次によって算定された金額といたします。 非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき　3,300 円 00 銭 なお，非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5)　５時間通電機器等に対する料金割引 イ　(2)イの適用を受ける夜間蓄熱型機器については，(2)ロは適用いたしません。 ロ　５時間通電機器または通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより，料金に変更があった場合は，５時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額は，(7)イ(イ)および(ハ)により日割計算をいたします。 ハ　通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 ニ　供給停止期間中の５時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額については，(7)イ(イ)および(ハ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。 なお，この場合，５時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。 ホ　非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型の適用を受けた後１年に満たないお客さまについては，原則として，非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型を適用いたしません。 ヘ　非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型の適用を受けた後１年に満たないお客さまについては，原則として，非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型を適用いたしません。 ト　非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより，料金に変更があった場合は，非蓄熱式電気暖房割引上限額は，(7)イ(ロ)および(ハ)により日割計算をいたします。 チ　トまたは 38（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに(3)イおよび(4)イの割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間における割引対象額の算定に用いる昼間時間および夜間時間の電力量は，計量値を確認するときを除き，その１月に使用された昼間時間および夜間時間のそれぞれの電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約容量を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。 リ　非蓄熱式電気暖房機器の取付けまたは取替えをされた場合の非蓄熱式電気暖房割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が非蓄熱式電気暖房機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 (6)　オフピーク蓄熱型機器 イ　オフピーク蓄熱型機器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能または暖房に使用するために必要とされる熱量を蓄熱する機能を有する定格電圧 200 ボルトのものであって，夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。 ロ　オフピーク蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 ハ　当社は，イに定めるオフピーク蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，オフピーク蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	非蓄熱式電気暖房割引上限額は，１月につき次によって算定された金額といたします。 非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき　3,300 円 00 銭 なお，非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (5)　５時間通電機器等に対する料金割引 イ　(2)イの適用を受ける夜間蓄熱型機器については，(2)ロは適用いたしません。 ロ　５時間通電機器または通電制御型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより，料金に変更があった場合は，５時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額は，(7)イ(イ)および(ハ)により日割計算をいたします。 ハ　通電制御型機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 ニ　供給停止期間中の５時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額については，(7)イ(イ)および(ハ)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。 なお，この場合，５時間通電機器割引額および通電制御型機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。 ホ　非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型の適用を受けた後１年に満たないお客さまについては，原則として，非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型を適用いたしません。 ヘ　非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型の適用を受けた後１年に満たないお客さまについては，原則として，非蓄熱式電気暖房割引Ⅰ型を適用いたしません。 ト　非蓄熱式電気暖房機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより，料金に変更があった場合は，非蓄熱式電気暖房割引上限額は，(7)イ(ロ)および(ハ)により日割計算をいたします。 チ　トまたは 33（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに(3)イおよび(4)イの割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間における割引対象額の算定に用いる昼間時間および夜間時間の電力量は，計量値を確認するときを除き，その１月に使用された昼間時間および夜間時間のそれぞれの電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約容量を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。 リ　非蓄熱式電気暖房機器の取付けまたは取替えをされた場合の非蓄熱式電気暖房割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が非蓄熱式電気暖房機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 (6)　オフピーク蓄熱型機器 イ　オフピーク蓄熱型機器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能または暖房に使用するために必要とされる熱量を蓄熱する機能を有する定格電圧 200 ボルトのものであって，夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。 ロ　オフピーク蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 ハ　当社は，イに定めるオフピーク蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，オフピーク蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
(7)　そ　の　他 イ　39（日割計算）の場合は，5時間通電機器割引額，通電制御型機器割引額および非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算は，次によるものといたします。 (イ)　5時間通電機器割引額または通電制御型機器割引額の日割計算の基本算式 $1月の該当割引額 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ (ロ)　非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算の基本算式 $1月の非蓄熱式電気暖房割引上限額 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ (ハ)　38（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)および(ロ)の $\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ は，$\frac{日割計算対象日数}{暦　日　数}$ といたします。 (ニ)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(イ)，(ロ)および(ハ)の「検針期間の日数」および「暦日数」は，別表9(2)および(4)によります。 ロ　53（制限または中止の料金割引）に定める事項については，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。 ハ　その他の事項については，時間帯別電灯，ピーク抑制型時間帯別電灯または3時間帯別電灯に準ずるものといたします。	(7)　そ　の　他 イ　34（日割計算）の場合は，5時間通電機器割引額，通電制御型機器割引額および非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算は，次によるものといたします。 (イ)　5時間通電機器割引額または通電制御型機器割引額の日割計算の基本算式 $1月の該当割引額 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ (ロ)　非蓄熱式電気暖房割引上限額の日割計算の基本算式 $1月の非蓄熱式電気暖房割引上限額 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ (ハ)　33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)および(ロ)の $\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$ は，$\frac{日割計算対象日数}{暦　日　数}$ といたします。 (ニ)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(イ)，(ロ)および(ハ)の「検針期間の日数」および「暦日数」は，別表4（日割計算の基本算式）(2)および(4)によります。 ロ　附則26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）に定める事項については，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。 ハ　その他の事項については，時間帯別電灯または3時間帯別電灯に準ずるものといたします。
6　通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置	**5　通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置**
(1)　適　　用 イ　深夜電力Ｂの場合，当社は，次のいずれかに該当する電気温水器を通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）として取り扱います。ただし，これらの電気温水器を使用される需要場所において，平成25年10月1日以降に通電制御型電気温水器をすべて取り外された場合を除きます。 (イ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イまたはロの適用を受けている電気温水器 (ロ)　平成25年10月1日の際現に通電制御型電気温水器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で，次のａまたはｂに該当する電気温水器 ａ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。 (a)　給水温度を検知できること。 (b)　(a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 (c)　(b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (d)　契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ｂ　ａに準ずる場合で，当社が認めたもの。 (ハ)　(イ)または(ロ)に該当する電気温水器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取	(1)　適　　用 イ　附則13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｂの場合，当社は，次のいずれかに該当する電気温水器を通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）として取り扱います。ただし，これらの電気温水器を使用される需要場所において，平成25年10月1日以降に通電制御型電気温水器をすべて取り外された場合を除きます。 (イ)　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（通電制御型電気温水器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イまたはロの適用を受けている電気温水器 (ロ)　平成25年10月1日の際現に通電制御型電気温水器に係る供給設備を設置している需要場所において，この離島約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用される場合で，次のａまたはｂに該当する電気温水器 ａ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。 (a)　給水温度を検知できること。 (b)　(a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 (c)　(b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (d)　契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 ｂ　ａに準ずる場合で，当社が認めたもの。 (ハ)　(イ)または(ロ)に該当する電気温水器を使用される需要場所において，この離島約款実施の日以降に取

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
り付けまたは取り替えられた(ロ) a またはｂに該当する電気温水器 ロ　契約種別を深夜電力Ｂに変更される際現に附則 5（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1) ロ(イ)，(ロ)，(ハ)または(ニ)の適用を受けている電気温水器は，イに準ずるものといたします。 ハ　通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 ニ　当社は，イに定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (2)　料　　金 (1)の適用を受ける通電制御型電気温水器を使用される場合の料金は，26（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ）(2)ニにかかわらず，26（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ）(2)ニによって料金として算定された金額から，次の算式によって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものといたします。 通電制御型電気温水器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント 割引対象額 ＝ 26(深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ)(2)ニ(イ)の基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量に 26(深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ)(2)ニ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額 (3)　通電制御型電気温水器割引額の算定 イ　契約負荷設備に通電制御型電気温水器以外の負荷設備がある場合の通電制御型電気温水器割引額は，次の算式によって算定いたします。 通電制御型電気温水器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント × 割引対象率 割引対象率 ＝ 通電制御型電気温水器の負荷設備容量（入力） / 契約負荷設備の総容量（入力） × 100 なお，割引対象率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ　通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，39（日割計算）に準じて日割計算をいたします。 ハ　通電制御型電気温水器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型電気温水器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 ニ　ロまたは 38（料金の算定）(1) ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。 ホ　53（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は，通電制御型電気温水器の割引対象額は，(2)によって算定された割引対象額から 53（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。 ヘ　その他の事項については，深夜電力Ｂに準ずるものといたします。	り付けまたは取り替えられた(ロ) a またはｂに該当する電気温水器 ロ　契約種別を附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｂに変更される際現に附則 4（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）(1) ロ(イ)，(ロ)または(ハ)の適用を受けている電気温水器は，イに準ずるものといたします。 ハ　通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 ニ　当社は，イに定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (2)　料　　金 (1)の適用を受ける通電制御型電気温水器を使用される場合の料金は，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）(2)ニにかかわらず，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）(2)ニによって料金として算定された金額から，次の算式によって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものといたします。 通電制御型電気温水器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント 割引対象額 ＝ 附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）(2)ニ（イ）の基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量に附則 13(深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置)(2)ニ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額 (3)　通電制御型電気温水器割引額の算定 イ　契約負荷設備に通電制御型電気温水器以外の負荷設備がある場合の通電制御型電気温水器割引額は，次の算式によって算定いたします。 通電制御型電気温水器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント × 割引対象率 割引対象率 ＝ 通電制御型電気温水器の負荷設備容量（入力） / 契約負荷設備の総容量（入力） × 100 なお，割引対象率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ　通電制御型電気温水器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，34（日割計算）に準じて日割計算をいたします。 ハ　通電制御型電気温水器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型電気温水器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 ニ　ロまたは 33（料金の算定）(1) ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。 ホ　附則 26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）によって割引を行なう場合は，通電制御型電気温水器の割引対象額は，(2)によって算定された割引対象額から附則 26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）による割引額を差し引いたものといたします。 ヘ　その他の事項については，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｂに準ずるものといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	6　料金の算定期間についての特別措置 　令和５年９月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までに使用される電気に係る料金に限り，31（料金の算定期間）(2)を，次のとおり読み替えて適用いたします。 (2)　定額制供給の場合または附則８（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(7)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 **7　使用電力量の算定の適用開始** 　32（使用電力量の算定）は，令和５年９月の検針日以降に使用される電気に適用するものとし，令和５年９月の検針日の前日までに使用される電気には，附則８（使用電力量の計量にかかわる取扱い）を適用いたします。 **8　使用電力量の計量にかかわる取扱い** (1)　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 イ　30（検針日）(2)の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される33（料金の算定）(1)ロに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 ロ　30（検針日）(4)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される33（料金の算定）(1)ロに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ　30（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，33（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される33（料金の算定）(1)ロに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2)　計量器の読みは，次によります。 イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。 ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。 (3)　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4)　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5)　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(6)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6)　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (7)　従量制供給のお客さまについて，当社または当該配電事業者が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 (8)　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。 (9)　時間帯別電灯および３時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。 　また，お客さまが希望される場合は，時間帯別電灯における昼間時間および夜間時間の開始時刻を前後１時間の範囲内で，３時間帯別電灯における午後時間の開始時刻を２時間後までの範囲内で変更することができます。ただし，各時間帯の延長または短縮は行ないません。 (10)　時間帯別電灯における昼間時間の開始時刻および夜間時間の開始時刻または３時間帯別電灯の午後時間の開始時刻を新たに設定し，または変更された日から１年間については，原則として各時間帯の開始時刻を変更することはできません。 (11)　時間帯別電灯および３時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について，従量電灯および附則13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ，または従量電灯および附則14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｃの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術的，経済的事由によりやむをえず別計量を希望される場合は，次によります。 イ　当社または当該配電事業者は，お客さまとの協議が整った場合，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(9)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 　なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 ロ　イの場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。 **9　日割計算についての特別措置** 令和５年９月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までに使用される電気に係る料金に限り，34（日割計算）を，次のとおり読み替えて適用いたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	また，令和５年９月の検針日から令和７年３月31日までの期間に使用される電気に係る料金に限り，34（日割計算）にかかわらず，34（日割計算）にあわせて次の(3)を適用いたします。 (1)　当社は，33（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される33（料金の算定）(1)ロの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表４（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて次により算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表４（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 (イ)　33（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ)　附則24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される33（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2)　33（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。 また，附則24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される33（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3)　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表４（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。 **10　支払義務および支払期日についての特別措置** 令和５年９月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までに使用される電気に係る料金に限り，35（料金の支払義務および支払期日）(1)および(3)を，次のとおり読み替えて適用いたします。 (1)　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，30（検針日）(4)の場合の料金または附則８（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，附則８（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(6)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，附則８（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(7)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 ハ　37（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたし

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	ます。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当社または当該配電事業者が検針した場合は，その日といたします。 (3)　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし，当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとする場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 なお，支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 **11　料金等のお知らせおよび請求の適用開始** 36（料金等のお知らせおよび請求）(1)は，令和５年９月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）以降に使用される電気に係る料金に適用するものとし，令和５年９月の検針日の前日までに使用される電気に係る料金には，適用いたしません。また，36（料金等のお知らせおよび請求）(2)および(3)は令和７年４月以降の料金に適用いたします。 **12　日割計算の基本算式についての特別措置** 令和５年９月の検針日（定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。）の前日までの電気の使用に係る料金に限り，別表４（日割計算の基本算式）(3)を，次のとおり読み替えて適用いたします。 (3)　定額制供給の場合または附則８（使用電力量の計量にかかわる取扱い）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 **13　深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置** (1)　深夜電力Ａ イ　適 用 範 囲 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が 0.5 キロワット以下であり，かつ，お客さまが１年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で，この離島約款実施の際現に旧離島約款の深夜電力Ａの適用を受けている場合に適用いたします。 ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。 ハ　契 約 電 力 契約電力は，0.5 キロワットといたします。 ニ　供 給 条 件

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	(ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ)　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。 ホ　料　　金 料金は，1 月につき次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾛ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ﾊ)は適用いたしません。 (ﾛ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－80,800 円）× (2)の基準単価 / 1,000 1 契約につき　2,796 円 20 銭 ヘ　そ の 他 (ｲ)　1 需要場所において，14（契約種別）による電気の供給または附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）による電気の供給と，この特別措置に規定する深夜電力Ａによる電気の供給とをあわせて行なうことがあります。 (ﾛ)　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 (ﾊ)　44（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，この特別措置が適用されるお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。 (ﾆ)　54（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）は，この特別措置が適用されるお客さまには適用いたしません。 (ﾎ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 (2)　深夜電力Ｂ イ　適 用 範 囲 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，かつ，お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で，この離島約款実施の際現に旧離島約款の深夜電力Ｂの適用を受けている場合に適用いたします。 ロ　契 約 電 力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。 ハ　供 給 条 件 (ｲ)　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ﾛ)　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 (ﾊ)　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ﾆ)　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 ニ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 なお，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ﾛ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ﾊ)は適用いたしません。 (ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合 $燃料費調整単価 = （平均燃料価格 - 80,800 円） \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$ (ｲ)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力１キロワットにつき　426 円 80 銭 (ﾛ)　電力量料金 電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　25 円 83 銭 ホ　その他 (ｲ)　１需要場所において，14（契約種別）による電気の供給または附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）による電気の供給と，この特別措置に規定する深夜電力Ｂによる電気の供給とをあわせて行なうことがあります。 (ﾛ)　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，44（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 (ﾊ)　54（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）は，この特別措置が適用されるお客さまには適用いたしません。 (ﾆ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	14　深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置 (1)　適 用 範 囲 毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であり，かつ，お客さまが 1 年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合で，この離島約款実施の際現に旧離島約款の深夜電力Ｃの適用を受けている場合に適用いたします。 (2)　契 約 電 力 契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総容量（入力）との合計といたします。 なお，契約電力は，1 キロワット以上といたします。 (3)　供 給 条 件 イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。 ハ　当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。ただし，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。 (4)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。 (ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合 $燃料費調整単価 = （平均燃料価格 - 80,800 円） \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$ イ　基 本 料 金 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約電力 1 キロワットにつき　481 円 80 銭 ロ　電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 1 キロワット時につき　26 円 36 銭

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	(5)　そ　の　他 イ　１需要場所において，14（契約種別）による電気の供給または附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ａまたは深夜電力Ｂのうちの１契約種別による電気の供給と，この特別措置による電気の供給とをあわせて行なうことがあります。 ロ　44（供給の停止）(3)に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，48（供給の停止）(3)ロにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。 ハ　54（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）は，この特別措置が適用されるお客さまには適用いたしません。 ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。 **15　低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置** (1)　適 用 範 囲 低圧電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，お客さまがこの契約の適用を希望される場合で，この離島約款実施の際現に旧離島約款の低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合に適用いたします。 (2)　時間帯区分 時間帯区分は，次のとおりといたします。 イ　昼 間 時 間 毎日午前８時から午後 10 時までの時間をいいます。 ロ　夜 間 時 間 昼間時間以外の時間をいいます。 (3)　料　　金 各月の料金は，低圧電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。 イ　蓄熱割引額 蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次の算式によって算定された金額といたします。 $\text{蓄熱割引額} = \text{低圧電力の使用電力量} \times \text{その１月の蓄熱電力量} \times \text{ニの蓄熱割引率}$ （分母：１キロワット時当たり料金） ロ　蓄熱電力量 蓄熱電力量は，蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。 なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。 ハ　控除電力量

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。 なお，控除率は，原則として 10 パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。 ニ　蓄熱割引率 蓄熱割引率は，次のとおりといたします。 蓄熱割引率　0.137 ホ　単位および端数処理 (ｲ)　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ﾛ)　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。 (4)　そ　の　他 イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。 ロ　お客さまが蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。 (5)　夜間使用電力量の計量は，次によります。 イ　当社または当該配電事業者は，原則として，夜間使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。 ロ　記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は，夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。 ハ　夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。 ニ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。 **16　低圧電力のお客さまについての特別措置** 令和７年３月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，21（低圧電力）(5)を，次のとおり読み替えて適用いたします。 (5)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 イ　基 本 料 金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,343 円 10 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 93 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）}=\frac{\text{100パーセント}\times\left(\text{電熱器総容量}\right)+\text{90パーセント}\times\left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right)+\text{80パーセント}\times\left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

ホ　そ　の　他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。

17　臨時電力のお客さまについての特別措置

令和７年３月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，22（臨時電力）(3)ロを，次のとおり読み替えて適用いたします。

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，附則 16（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 21（低圧電力）(5)ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(イ)　基本料金

基本料金は，１月につき附則 16（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 21（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用いたします。ただし，まっ

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

たく電気を使用しない場合の基本料金は，附則 16（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 21（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	34 円 72 銭

18 農事用電力のお客さまについての特別措置

令和７年３月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，23（農事用電力）(3)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，附則 16（低圧電力のお客さまについての特別措置）により読み替えて適用される 21（低圧電力）(5)ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	782 円 10 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	26 円 28 銭

19 融雪用電力Ａ（ホットタイム19（イチキュー））のお客さまについての特別措置

令和７年３月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，24（融雪用電力Ａ）（ホットタイム 19）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表６（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知機能を備えた通電制御可能な融雪用機器（以下「検知制御装置付融雪用機器」といいます。）を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によ

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

って算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からホによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	866 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	283 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	29 円 19 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{\text{100パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + \text{90パーセント} \times \left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right) + \text{80パーセント} \times \left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

ホ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

20　融雪用電力Ｂ（ホットタイム22）のお客さまについての特別措置

令和７年３月31日までに使用される電気に係る料金に限り，25（融雪用電力Ｂ）（ホットタイム22）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表６（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からホによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	976円80銭
	最低使用期間以外の期間	305円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	27円68銭

ハ　力率割引および割増し

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。 ニ　加重平均力率の算定 加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。 $\text{加重平均力率（パーセント）} = \dfrac{\text{100 パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + \text{90 パーセント} \times \left(\text{力率 90 パーセントの機器総容量}\right) + \text{80 パーセント} \times \left(\text{力率 80 パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$ ホ　検知制御装置付融雪用機器割引額 検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。 検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント 割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その 1 月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額 **21　融雪用電力Ｃ（ホットタイム 19（イチキュー） エコ）のお客さまについての特別措置** 令和 7 年 3 月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，26（融雪用電力Ｃ）（ホットタイム 19 エコ）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。 (4)　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 6（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からホによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。 なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。 なお，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表 2（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。 (ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合 $\text{燃料費調整単価} = （\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{ 円}） \times \dfrac{\text{(2)の基準単価}}{1{,}000}$ イ　基本料金

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	360 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	184 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	32 円 40 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{\text{100 パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + \text{90 パーセント} \times \left(\text{力率 90 パーセントの機器総容量}\right) + \text{80 パーセント} \times \left(\text{力率 80 パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

ホ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定されたその１月の使用電力量にロの基本料金 － 該当料金を適用して算定された金額

22　融雪用電力Ｄ（ホットタイム 22（ニイニ） エコ）のお客さまについての特別措置

令和７年３月 31 日までに使用される電気に係る料金に限り，27（融雪用電力Ｄ）（ホットタイム 22 エコ）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表６（検知制御装置付融雪用機器）に定める検知制御装置付融雪用機器を使用する場合は，料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からホによって算定された検知制御装置付融雪用機器割引額を差し引いたものといたします。

なお，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80{,}800\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	371 円 80 銭
	最低使用期間以外の期間	184 円 80 銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	30 円 97 銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

ニ　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{100\text{パーセント} \times (\text{電熱器総容量}) + 90\text{パーセント} \times (\text{力率90パーセントの機器総容量}) + 80\text{パーセント} \times (\text{力率80パーセントの機器総容量})}{\text{機器総容量}}$$

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

ホ　検知制御装置付融雪用機器割引額

検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10 パーセント

割引対象額 ＝ ハによって算定された基本料金 ＋ その１月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額

23　融雪用電力Ｌ（ホットタイム22（ニニ）ロング）のお客さまについての特別措置

令和７年３月31日までに使用される電気に係る料金に限り，28（融雪用電力Ｌ）（ホットタイム22ロング）(4)を，次のとおり読み替えて適用いたします。

(4)　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ロ)は次のとおり読み替えて適用するものとし，別表２（燃料費調整）(1)ロ(ハ)は適用いたしません。

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回る場合

燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－80,800円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，最低使用期間以外の期間でまったく電気を使用しない場合については，基本料金を申し受けません。

契約電力１キロワットにつき	最低使用期間	712円80銭
	最低使用期間以外の期間	338円80銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	27円17銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によってニにより加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（21〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。 ニ　加重平均力率の算定 加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。 $\text{加重平均力率（パーセント）} = \dfrac{\text{100パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) + \text{90パーセント} \times \left(\text{力率90パーセントの機器総容量}\right) + \text{80パーセント} \times \left(\text{力率80パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$ **24　料金の算定についての特別措置** 令和７年３月 31 日までの電気の使用に係る料金に限り，33（料金の算定）(1)ロを，次のとおり読み替えて適用いたします。 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 **25　使用の制限または中止の適用開始** 48（使用の制限または中止）は，令和７年４月１日以降に使用される電気に適用するものとし，令和７年３月 31 日までに使用される電気には，附則 26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）を適用いたします。 **26　制限または中止の料金割引にかかわる取扱い** (1)　当社は，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者がお客さま（定額電灯，従量電灯時間帯別電灯，３時間帯別電灯および低圧電力のお客さまに限ります。）の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イもしくはハまたは附則 24（料金の算定についての特別措置）により読み替えて適用される 33（料金の算定）(1)ロの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 ロ　割引率１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。 ハ　制限または中止延べ日数の計算延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。 (2)　(1)による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	止の時間といたします。 (3)　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ，附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ｃ，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄならびに融雪用電力Ｌに対する使用の制限または中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ，附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に規定する深夜電力Ｃ，融雪用電力Ａ，融雪用電力Ｂ，融雪用電力Ｃ，融雪用電力Ｄならびに融雪用電力Ｌの割引対象時間は，契約使用時間といたします。 **27　時間帯別電灯および３時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等にかかわる取扱い** 時間帯別電灯および３時間帯別電灯における夜間蓄熱型機器の計量等について，従量電灯および附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂ，または従量電灯および附則 14（深夜電力Ｃのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ｃの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術的，経済的事由によりやむをえず別計量を希望される場合は，次によります。 (1)　お客さまと当社との協議が整った場合，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに 32（使用電力量の算定）(5)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。 (2)　(1)の場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。 **28　この離島約款の実施にともなう切替措置** (1)　この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，33（料金の算定）および 34（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。 (2)　この離島約款実施の際現に旧離島約款の適用を受けている場合，契約期間の終期は，臨時電灯および臨時電力を除き，この離島約款の実施期日が属する年度（４月１日から翌年の３月 31 日までの期間をいいます。）の末日といたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
別　　表	別　　表
1　再生可能エネルギー発電促進賦課金	**1　再生可能エネルギー発電促進賦課金**
(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。	(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。
(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。	(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。 (イ)　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａ，臨時電力および深夜電力Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ロ)　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。	(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。 (イ)　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯Ａ，臨時電力および附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ロ)　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。	ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。
(ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	(ｲ)　(ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
(ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。	(ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
2　燃 料 費 調 整	**2　燃 料 費 調 整**
(1)　燃料費調整額の算定	(1)　燃料費調整額の算定
イ　平均燃料価格	イ　平均燃料価格
原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。	原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。
なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。	なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。
平均燃料価格 ＝ Ａ × α ＋ Ｂ × β	平均燃料価格 ＝ Ａ × α ＋ Ｂ × β ＋ Ｃ × γ
Ａ ＝ 各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格	Ａ ＝ 各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格
Ｂ ＝ 各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格	Ｂ ＝ 各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格
	Ｃ ＝ 各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格
α ＝ 0.4699	α ＝ 0.1874
β ＝ 0.7879	β ＝ 0.0899
	γ ＝ 1.0036
なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
ロ　燃料費調整単価	ロ　燃料費調整単価
燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。	燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。
なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合	(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合
燃料費調整単価 ＝（37,200 円－平均燃料価格）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$	燃料費調整単価 ＝（80,800 円－平均燃料価格）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り，かつ，55,800 円以下の場合 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－37,200 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合 平均燃料価格は，55,800 円といたします。 燃料費調整単価 ＝（55,800 円－37,200 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ハ　燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。	(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り，かつ，121,200 円以下の場合 燃料費調整単価 ＝（平均燃料価格－80,800 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合 平均燃料価格は，121,200 円といたします。 燃料費調整単価 ＝（121,200 円－80,800 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ ハ　燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ﾆ　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ﾛによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および深夜電力Ａ

変更後（令和５年６月１日実施）

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ)　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ﾆ　燃料費調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ﾛによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および附則13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）

変更前（令和５年４月１日実施）

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(イ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	76 銭５厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	1 円 52 銭９厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	3 円 05 銭９厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	4 円 58 銭８厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	7 円 64 銭７厘
	100 ワットをこえる１灯につき 50 ワットまでごとに	3 円 82 銭４厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	2 円 28 銭５厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	4 円 56 銭８厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 28 銭５厘

(ロ)　臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭２厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 銭３厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 銭３厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 23 銭３厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 23 銭３厘

変更後（令和５年６月１日実施）

に定める深夜電力Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお，燃料費調整単価がロ(イ)により算定される場合は，燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価がロ(ロ)およびロ(ハ)により算定される場合は，燃料費調整額を加えるものとします。

(2)　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(イ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	67 銭１厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	1 円 34 銭２厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	2 円 68 銭３厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	4 円 02 銭５厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	6 円 70 銭８厘
	100 ワットをこえる１灯につき 50 ワットまでごとに	3 円 35 銭４厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	2 円 00 銭３厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	4 円 00 銭７厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 00 銭３厘

(ロ)　臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭４厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭８厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭８厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 銭１厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 銭１厘

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
(ハ)　臨時電力 基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 契約電力１キロワット１日につき　1 円 29 銭 6 厘 (ニ)　深夜電力Ａ 基準単価は，１月につき次のとおりといたします。 １契約につき　19 円 69 銭 0 厘 ロ　従量制供給の場合 基準単価は，次のとおりといたします。 １キロワット時につき　19 銭 7 厘 (3)　燃料費調整単価等の掲示 当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	(ハ)　臨時電力 基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。 契約電力１キロワット１日につき　1 円 13 銭 6 厘 (ニ)　附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａ 基準単価は，１月につき次のとおりといたします。 １契約につき　17 円 27 銭 0 厘 ロ　従量制供給の場合 基準単価は，次のとおりといたします。 １キロワット時につき　17 銭 3 厘 (3)　燃料費調整単価等のお知らせ 当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。 **3　離島ユニバーサルサービス調整** (1)　離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ　離島平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格　＝　Ａ　×　α Ａ　＝　各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 α　＝　1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ　離島基準燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。 ハ　離島調整上限燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，119,000 円といたします。 ニ　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (イ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝（離島基準燃料価格－離島平均燃料価格）× $\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾛ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り，かつ，離島調整上限燃料価格以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝（離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）× $\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$ (ﾊ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合 離島平均燃料価格は，離島調整上限燃料価格といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝（離島調整上限燃料価格－離島基準燃料価格）× $\frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$ ホ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (ｲ)　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

ａ 定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

ｂ 臨時電灯Ａおよび臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサ

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
	ービス調整単価といたします。 ｃ　附則13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａの場合 離島ユニバーサルサービス調整額は，ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。 (ﾛ)　従量制供給の場合 離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価がニ(ｲ)により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし，離島ユニバーサルサービス調整単価がニ(ﾛ)およびニ(ﾊ)により算定される場合は，離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものとします。 (2)　離島基準単価 離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。 ｲ　定額制供給の場合 (ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ 離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td rowspan="6">電灯</td><td>10ワットまでの１灯につき</td><td>4厘</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>9厘</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>1銭8厘</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td>2銭5厘</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td>4銭3厘</td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに</td><td>2銭1厘</td></tr><tr><td rowspan="3">小型機器</td><td>50ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td>1銭3厘</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td>2銭5厘</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに</td><td>1銭3厘</td></tr></table> (ﾛ)　臨時電灯Ａ 離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘

(ﾊ) 臨時電力

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘

(ﾆ) 附則 13（深夜電力Ａおよび深夜電力Ｂのお客さまについての特別措置）に定める深夜電力Ａの場合

1 契約につき	11 銭 0 厘

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ) 住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

1 差込口につき　100 ボルトアンペア

(2)　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4　負荷設備の入力換算容量

(1)　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水銀灯

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高　力　率　型	低　力　率　型	
40　以下	60	130	50
60　〃	80	170	70
80　〃	100	190	90
100　〃	150	200	130
125　〃	160	290	145
200　〃	250	400	230
250　〃	300	500	270
300　〃	350	550	325
400　〃	500	750	435
700　〃	800	1,200	735
1,000　〃	1,200	1,750	1,005

(2)　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高　力　率　型	低　力　率　型	
35　以下	―	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45　〃	―	180	
65　〃	―	230	
100　〃	250	350	
200　〃	400	550	
400　〃	600	850	
550　〃	900	1,200	
750　〃	1,000	1,400	

ロ　3相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出　　力（馬　　力）× 93.3パーセント
出　　力（キロワット）×125.0パーセント

(3)　レントゲン装置

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量(入力)（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格１次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過　30ミリアンペア以下	1.5
		30　〃　50　〃	2
		50　〃　100　〃	3
		100　〃　200　〃	4
		200　〃　300　〃	5
		300　〃　500　〃	7.5
		500　〃　1,000　〃	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過　300ミリアンペア以下	6
		300　〃　500　〃	8
		500　〃　1,000　〃	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過　1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超1.5マイクロファラッド〃過		2
	1.5マイクロファラッド〃　3マイクロファラッド〃		3

(4)　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \frac{\text{最大定格１次入力（キロボルトアンペア）}}{} \times 70\text{パーセント}$$

ロ　イ以外の場合

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

入力（キロワット）＝ 実測した１次入力（キロボルトアンペア） × 70 パーセント

(5) その他

イ (1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{\text{100 パーセント} \times \left(\text{電熱器総容量}\right) \pm \text{90 パーセント} \times \left(\text{力率 90 パーセントの機器総容量}\right) \pm \text{80 パーセント} \times \left(\text{力率 80 パーセントの機器総容量}\right)}{\text{機器総容量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯（1 次電圧 100 ボルトの場合といたします。）

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

変圧器２次電圧（ボルト）	変圧器容量（ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
3,000	80	30
6,000	100	50
9,000	200	75
12,000	300	100
15,000	350	150

ハ　水 銀 灯

出　　力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50　以下	30	7
100　〃	50	9
250　〃	75	15
300　〃	100	20
400　〃	150	30
700　〃	250	50
1,000　〃	300	75

(2)　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電　動　機	馬　　力	1／8	1／4	1／2	1
定格出力	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

(ロ)　3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電 動 機	馬　　力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

(3)　電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶　接　機 最　大　入　力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4)　そ　の　他

(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7　契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または 22（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

(1)　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流，契約容量または契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前 3 月間の使用電力量による場合

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
$\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{}$ (2)　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。 (3)　取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 $\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{}$ (4)　参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお，この場合の計量器の取付けは，68（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。 (5)　公差をこえる誤差により修正する場合 $\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント ＋（±誤差率）}}$ なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月 ロ　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月 **9　日割計算の基本算式** (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $\text{1 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし，38（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ　料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ)　従量電灯Ａの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 $\text{最低料金適用電力量} = \text{9 キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 $\text{第 1 段階料金適用電力量} = \text{120 キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第 2 段階料金適用電力量} = \text{160 キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	**4　日割計算の基本算式** (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 $\text{1 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし，33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。 ロ　料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ)　従量電灯Ａの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 $\text{最低料金適用電力量} = \text{9 キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの料金適用上の電力量区分を日割りする場合 $\text{第 1 段階料金適用電力量} = \text{120 キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 $\text{第 2 段階料金適用電力量} = \text{160 キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
(ﾊ)　時間帯別電灯およびピーク抑制型時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合	(ﾊ)　時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合
第１段階料金適用電力量 ＝ 90 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	第１段階料金適用電力量 ＝ 90 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$
なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 90 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 90 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
第２段階料金適用電力量 ＝ 120 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$	第２段階料金適用電力量 ＝ 120 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$
なお，第２段階料金適用電力量とは，90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	なお，第２段階料金適用電力量とは，90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
(ﾆ)　(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(ﾆ)　(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(ﾎ)　38（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)の	(ﾎ)　33（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)の
$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。	$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$ といたします。
ハ　日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合	ハ　日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合
(ｲ)　38（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。	(ｲ)　33（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
(ﾛ)　38（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。	(ﾛ)　33（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。
(2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。	(2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。
イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。	イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。	ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
(3)　定額制供給の場合または 37（使用電力量の計量）(12)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。	(3)　定額制供給の場合または 32（使用電力量の算定）(4)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
(4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。	(4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。	イ　電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。
10　夜間蓄熱型機器 (1)　夜間蓄熱型機器とは，主として夜間時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。 (2)　(1)の「主として夜間時間に通電する機能」には，次の場合を含みます。 イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合 ロ　37（使用電力量の計量）(6)イの場合で，当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合 (3)　夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (4)　当社は，夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	**5　夜間蓄熱型機器** (1)　夜間蓄熱型機器とは，主として夜間時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。 (2)　(1)の「主として夜間時間に通電する機能」には，次の場合を含みます。 イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合 ロ　32（使用電力量の算定）(7)イの場合で，当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合 (3)　夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (4)　当社は，夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
11　検知制御装置付融雪用機器 (1)　検知制御装置付融雪用機器とは，次のイおよびロに該当するものをいいます。 なお，「融雪用機器」とは，道路，歩道橋，駐車場，屋根等に設置された融雪用機器をいいます。 イ　次のいずれかに該当する機能を有するもの。 (イ)　降雪検知 (ロ)　屋根，路面状況検知 ロ　イにより自動的に通電制御ができるもの。 (2)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (3)　当社は，検知制御装置付融雪用機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，検知制御装置付融雪用機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。	**6　検知制御装置付融雪用機器** (1)　検知制御装置付融雪用機器とは，次のイおよびロに該当するものをいいます。 なお，「融雪用機器」とは，道路，歩道橋，駐車場，屋根等に設置された融雪用機器をいいます。 イ　次のいずれかに該当する機能を有するもの。 (イ)　降雪検知 (ロ)　屋根，路面状況検知 ロ　イにより自動的に通電制御ができるもの。 (2)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。 (3)　当社は，検知制御装置付融雪用機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，検知制御装置付融雪用機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
12　検知制御装置付融雪用機器割引額の算定 (1)　契約負荷設備に検知制御装置付融雪用機器以外の負荷設備がある場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定いたします。 検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10パーセント × 割引対象率 割引対象率 ＝ 検知制御装置付融雪用機器の負荷設備容量（入力） ／ 契約負荷設備の総容量（入力） × 100	**7　検知制御装置付融雪用機器割引額の算定** (1)　契約負荷設備に検知制御装置付融雪用機器以外の負荷設備がある場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は，次の算式によって算定いたします。 検知制御装置付融雪用機器割引額 ＝ 割引対象額 × 10パーセント × 割引対象率 割引対象率 ＝ 検知制御装置付融雪用機器の負荷設備容量（入力） ／ 契約負荷設備の総容量（入力） × 100

<table>
<tr><th>変更前（令和５年４月１日実施）</th><th>変更後（令和５年６月１日実施）</th></tr>
<tr><td>
なお，割引対象率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(2)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，39（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
(3)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けまたは取り替えられた場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が検知制御装置付融雪用機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
(4)　(2)または38（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。
(5)　53（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は，検知制御装置付融雪用機器の割引対象額は，28（融雪用電力Ａ）(4)ニ，29（融雪用電力Ｂ）(4)ニ，30（融雪用電力Ｃ）(4)ニまたは31（融雪用電力Ｄ）(4)ニによって算定された割引対象額から53（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。
13　標準設計基準
(1)　適　　用
イ　この標準設計基準は，Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。
なお，この標準設計基準に定めのない場合は，技術基準，その他の法令等にもとづき，技術上，経済上適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。
ロ　この標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは，イにかかわらず技術的に適当と認められる設計によるものとし，その設計を標準設計といたします。
(2)　高圧または低圧電線路
イ　一 般 基 準
(ｲ)　電圧降下の限度
高圧または低圧電線路における電圧降下の限度は，次の値を標準といたします。この場合，電線路は，需給地点から当該需要に供給する発変電所の引出口に設置する断路器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。
<table>
<tr><td rowspan="2">公称電圧
区　域</td><td>高圧（ボルト）</td><td colspan="2">低圧（ボルト）</td></tr>
<tr><td>6,600</td><td>100</td><td>200</td></tr>
<tr><td>市　街　地</td><td>300</td><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">20</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>600</td></tr>
</table>
ただし，既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。
(ﾛ)　経 過 地
高圧または低圧電線路の経過地は，地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。
</td><td>
なお，割引対象率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
(2)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となることにより，料金に変更があった場合は，34（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
(3)　検知制御装置付融雪用機器を取り付けまたは取り替えられた場合の検知制御装置付融雪用機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が検知制御装置付融雪用機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
(4)　(2)，33（料金の算定）(1)ロまたは附則24（料金の算定についての特別措置）により読み替えして適用される33（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合，それぞれの期間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量を料金が変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じてえた値の比率であん分したものといたします。
(5)　附則26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）によって割引を行なう場合は，検知制御装置付融雪用機器の割引対象額は，24（融雪用電力Ａ）(4)ハ，25（融雪用電力Ｂ）(4)ハ，26（融雪用電力Ｃ）(4)ハまたは27（融雪用電力Ｄ）(4)ハによって算定された割引対象額から附則26（制限または中止の料金割引にかかわる取扱い）による割引額を差し引いたものといたします。
</td></tr>
</table>

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路の種類は，次の場合を除き，架空電線路を標準といたします。

a 架空電線路の施設が法令上認められない場合

b 技術上，経済上または地域的な事情により架空電線路とすることが不適当と認められる場合

c 既設電線路との関連において架空電線路とすることが不適当と認められる場合

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線張替または負荷分割等のうち，電線路の保守および保安に支障のない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧または低圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として１回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物は，鉄筋コンクリート柱を標準といたします。ただし，山間部で運搬が困難な場合等，地形上，技術上，経済上または地域的な事情により鉄筋コンクリート柱を使用することが不適当と認められるときには，木柱等他の支持物を使用いたします。

(ハ) 径　　間

高圧または低圧架空電線路の径間は，次の値を標準といたします。ただし，周囲の状況や風圧荷重等の条件により，この径間以外の場合もあります。

施 設 地 域	径　間（メートル）
市　街　地	20　～　40
そ　の　他	40　～　60

(ニ) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，法令で定められた電線の地表上等からの高さを確保するため，施設する電線の条数や施設方法および他の工作物との離隔等を考慮し，次の値を標準といたします。ただし，根入れ，他の工作物との離隔，装柱，積雪等の関係からこの長さ以外のものを使用する場合があります。

装　柱 施設地域	低　圧 （メートル）	高　圧 （メートル）	高低圧併架 （メートル）
市　街　地	10	12　13　15	13　15
そ　の　他	10	12　13	13

(ホ) が い し

高圧または低圧架空電線路を支持するためのがいしは，使用電圧に耐える絶縁性能を有し，かつ，電線の張力や風圧荷重等による機械的応力にも耐える構造のものとし，次のものを標準といたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

電　圧 ＼ 使用箇所		引 通 箇 所	引 留 箇 所
低圧	本　線	がいしレスラック	
	引込線	ＤＶグリップ	
高　　圧		高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(ヘ)　装　　柱

a　高圧または低圧架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，高圧線については水平または縦配線，低圧線については縦配線といたします。ただし，他の工作物，樹木等との離隔距離を確保するため，特殊な装柱とする場合があります。

b　支持物の強度を補う場合は，支線，支柱等を施設いたします。

c　柱上に変圧器を施設する場合は，変台装柱または懸垂装柱といたします。

(ト)　開閉器の種類および容量

a　高圧架空電線路を操作し，または保守するために必要な箇所には，手動開閉器，または自動開閉器および制御用電源を施設いたします。

b　開閉器の容量は，負荷電流および短絡電流を考慮して次の値を標準といたします。

開閉器の容量（アンペア）	
300	600

(チ)　電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線路に使用する電線は，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，次によります。

(a)　高圧架空電線には，高圧絶縁電線を使用いたします。

(b)　低圧架空電線には，屋外用ビニル絶縁電線を使用いたします。ただし，低圧引込線には，引込用ビニル絶縁電線，600 ボルトビニル絶縁電線または 600 ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

b　電線の太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

種　類 ＼ 種　別	銅　　線		アルミ線
	単　線 (導体径　ミリメートル)	よ　り　線 (導体断面積　平方ミリメートル)	よ　り　線 (導体断面積　平方ミリメートル)
低圧絶縁電線	4　5	38　60	32　58　95
低圧引込用絶縁電線	2.6　3.2	14　22　38　60	―
高圧絶縁電線	5	38　60　125	32　58　95　200

(リ)　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，契約電力等に応じて必要容量の直近上位のものを次の中から選定いたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
なお，３相負荷に対しては，Ｖ結線を標準といたします。 柱上変圧器の容量（キロボルトアンペア） 5　10　20　30　50　75　100 (ヌ)　特殊地域の施設 a　塩害発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路の機器および材料には，耐塩構造のものを使用いたします。 b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷施設を設置いたします。 c　雪害のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，雪害防止用の施設を設置いたします。 ハ　地中電線路 (イ)　電線路の施設 高圧または低圧地中電線路の施設方法は，原則として管路式を標準といたします。ただし，施設場所，ケーブルの条数等の条件により，他の施設方法をとることがあります。 (ロ)　地中箱の施設 地中箱は，ケーブル引入れ，引抜き，接続等の工事および点検，その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に施設いたします。また，地上設置機器等を施設する場合にも地中箱を施設いたします。 (ハ)　ケーブルの種類および太さ a　高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルは，銅線またはアルミ線とし，特別な理由がある場合を除き，次によります。 (a)　高圧ケーブルには，6.6 キロボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。 (b)　低圧ケーブルには，600 ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルまたは 600 ボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。 b　ケーブルの太さは，許容電流，短絡許容電流，電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。 	種　類 / 種　別	銅　線 (導体断面積　平方ミリメートル)	アルミ線 (導体断面積　平方ミリメートル)
---	---	---
低圧ケーブル	14　22　38　60　100　150　200　250	―
高圧ケーブル	38　60　100　150　200　250　325　400	100　150　250　325　400　500 | (ニ)　地上設置機器の施設 使用目的および使用場所に応じ，次のとおり機器を施設いたします。	

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

機　器　名	使　用　目　的
多回路配電塔	高圧幹線の連系，変圧器塔への供給
変　圧　器　塔	低圧のお客さま，低圧引込分岐装置への供給
低圧引込分岐装置	低圧のお客さまへの供給

(3)　変電設備

イ　一般基準

電線路の引出口設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ　結線法

電線路の引出口設備の結線および主要機器取付台数は，次のとおりといたします。

区分	結　線　法	機　器　名	台　数	備　考
単母線		しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1　台 2　台 2　台 1　台 1　式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器を省略いたします。
補助母線付	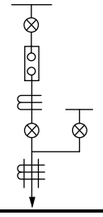	しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1　台 3　台 2　台 1　台 1　式	しゃ断器が脱着構造の場合には，断路器は１台といたします。

（凡　例）

しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器

ハ　しゃ断器

(イ)　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡容量から判断して，必要最小のものを次の中から選定いたします。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	形　　式
6.6	7.2	600　1,200　2,000	12.5　20	ガス形，真空形

(ﾛ)　将来の系統構成は，５年程度先を目標といたします。

ニ　断 路 器

断路器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流およびその系統で必要な定格短時間耐電流から判断して，必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (キロアンペア)	形　　式
6.6	7.2	600　1,200　2,000	12.5　20	三極単投

ホ　変 流 器

変流器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その公称電圧に応じ，最大負荷電流およびその系統の事故電流から判断して，必要最小のものを選定いたします。

ヘ　配 電 盤

(ｲ)　配電盤には，原則として電流計，電圧計，しゃ断器操作用開閉器および運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ，電力量計および無効電力量計等を取り付けます。

なお，無人変電所の場合には，当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

(ﾛ)　電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電線路をしゃ断するための必要な保護装置を取り付けます。

なお，原則として各電線路には自動再閉路継電器を施設し，必要な箇所には母線保護継電器を取り付けます。

以　上

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
離島等供給約款［高圧用］ 令和５年４月１日実施 北海道電力ネットワーク株式会社	離島等供給約款［高圧用］ 令和５年６月１日実施 北海道電力ネットワーク株式会社

「 離 島 等 供 給 約 款 [高 圧 用]（令和５年６月１日実施） 」 新 旧 対 比 表

変更前（令和５年４月１日実施）

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，令和５年４月１日から実施いたします。

2　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は，35（使用電力量等の計量）(6)にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3　臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い

21（臨時電力）(1)イの対象となるお客さまで，21（臨時電力）(2)により定める契約電力が 500 キロワット未満となる場合の料金は，21（臨時電力）(3)にかかわらず，次によって算定された基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,436 円 72 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	35 円 31 銭

(3)　力率割引および割増し

イ　負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後 10 時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

ロ　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

変更後（令和５年６月１日実施）

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，令和５年６月１日から実施いたします。

2　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は，35（使用電力量等の計量）(6)にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3　臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い

21（臨時電力）(1)イの対象となるお客さまで，21（臨時電力）(2)により定める契約電力が 500 キロワット未満となる場合の料金は，21（臨時電力）(3)にかかわらず，次によって算定された基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,436 円 72 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	35 円 31 銭

(3)　力率割引および割増し

イ　負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後 10 時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100 パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85 パーセントとみなします。

ロ　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）

4　自家発補給電力Ｂのお客さまの料金算定にかかわる取扱い

22（自家発補給電力）(2)の対象となるお客さまで，22（自家発補給電力）(2)ロにより定める契約電力が 500 キロワット未満となる場合の料金は，22（自家発補給電力）(2)ハにかかわらず，次によって算定された基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その 20 パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

契約電力１キロワットにつき	2,330 円 46 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

イ　定期検査または定期補修による場合

１キロワット時につき	34 円 13 銭

ロ　イ以外の場合

１キロワット時につき	37 円 26 銭

(3)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

5　業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

(1)　この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款［高圧用］（以下「旧離島約款」といいます。）附則５（業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまについては，28（業務用蓄熱調整契約）(1)または 29（産業用蓄熱調整契約）(1)にかかわらず，業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約を適用いたします。

(2)　(1)により業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を受ける場合は，28（業務用蓄熱調整契約）(1)または 29（産業用蓄熱調整契約）(1)の「ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）」は，「蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）」と読み替えるものといたします。

6　蓄熱ピークシフト割引額の算定にかかわる取扱い

28（業務用蓄熱調整契約）(5)ヘまたは 29（産業用蓄熱調整契約）(5)ヘにより本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加える場合で，その「既

4　自家発補給電力Ｂのお客さまの料金算定にかかわる取扱い

22（自家発補給電力）(2)の対象となるお客さまで，22（自家発補給電力）(2)ロにより定める契約電力が 500 キロワット未満となる場合の料金は，22（自家発補給電力）(2)ハにかかわらず，次によって算定された基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1)　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は，その 20 パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

契約電力１キロワットにつき	2,330 円 46 銭

(2)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

イ　定期検査または定期補修による場合

１キロワット時につき	34 円 13 銭

ロ　イ以外の場合

１キロワット時につき	37 円 26 銭

(3)　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

5　業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

(1)　この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款［高圧用］（以下「旧離島約款」といいます。）附則５（業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまについては，28（業務用蓄熱調整契約）(1)または 29（産業用蓄熱調整契約）(1)にかかわらず，業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約を適用いたします。

(2)　(1)により業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約の適用を受ける場合は，28（業務用蓄熱調整契約）(1)または 29（産業用蓄熱調整契約）(1)の「ヒートポンプ等を利用して蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）」は，「蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）」と読み替えるものといたします。

6　蓄熱ピークシフト割引額の算定にかかわる取扱い

28（業務用蓄熱調整契約）(5)ヘまたは 29（産業用蓄熱調整契約）(5)ヘにより本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を加える場合で，その「既

変更前（令和５年４月１日実施）	変更後（令和５年６月１日実施）
に適用した蓄熱ピークシフト割引額」に旧離島約款の業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約により算定された蓄熱ピークシフト割引額が含まれるときの「本取扱いの適用が解消された月の料金」は，28（業務用蓄熱調整契約）(5)へまたは29（産業用蓄熱調整契約）(5)へに準じて算定いたします。この場合，「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額」は，旧離島約款の業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約により算定された蓄熱ピークシフト割引額の合計金額と，この離島約款により算定された各月の蓄熱ピークシフト割引額とを合計した金額といたします。 **7　アンシラリーサービス料についての特別措置** お客さまが平成17年9月30日までに当社の供給設備に電気的に接続して使用された発電設備については，当該発電設備を更新されない限り，本則にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。 **8　計量器の読みにかかわる取扱い** 乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは，35（使用電力量等の計量）(5)ロにかかわらず，当分の間，整数位までといたします。 なお，この取扱いを終了する場合は，当社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。 **9　この離島約款の実施にともなう切替措置** この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては，36（料金の算定）および37（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。	に適用した蓄熱ピークシフト割引額」に旧離島約款の業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約により算定された蓄熱ピークシフト割引額が含まれるときの「本取扱いの適用が解消された月の料金」は，28（業務用蓄熱調整契約）(5)へまたは29（産業用蓄熱調整契約）(5)へに準じて算定いたします。この場合，「既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額」は，旧離島約款の業務用蓄熱調整契約または産業用蓄熱調整契約により算定された蓄熱ピークシフト割引額の合計金額と，この離島約款により算定された各月の蓄熱ピークシフト割引額とを合計した金額といたします。 **7　アンシラリーサービス料についての特別措置** お客さまが平成17年9月30日までに当社の供給設備に電気的に接続して使用された発電設備については，当該発電設備を更新されない限り，本則にかかわらずアンシラリーサービス料を申し受けません。 **8　計量器の読みにかかわる取扱い** 乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは，35（使用電力量等の計量）(5)ロにかかわらず，当分の間，整数位までといたします。 なお，この取扱いを終了する場合は，当社は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

以　上

３．料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は，当社の供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者により行なわれると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度となるよう，低圧で電気の供給を受ける需要に対する供給条件として設定されたみなし小売電気事業者（北海道電力株式会社）の特定小売供給約款等の料金率と同様といたしました。

４．請求書および請求書兼振込票発行手数料説明書

請求書および請求書兼振込票発行手数料説明書

請求書および請求書兼振込票発行手数料につきましては，当社の供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者により行なわれると見込まれる小売供給に係る手数料の水準と同程度となるよう，低圧で電気の供給を受ける需要に対する供給条件として設定されたみなし小売電気事業者（北海道電力株式会社）の特定小売供給約款等の手数料と同様といたしました。

１．請求書発行手数料

１料金算定期間１契約につき	１１０円００銭

２．請求書兼振込票発行手数料

１料金算定期間１契約につき	２２０円００銭